工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
荒川調節池工事事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事
工事地名	埼玉県さいたま市桜区下大久保地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 7年12月		１２）	設 計 年 月	令和 7年12月	
２）	事務所名	荒川調節池工事事務所　工務課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2026021013		１４）	単価適用年月	2026年 3月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	河川工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量	一式		１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	360日間	自　令和 8年 4月 1日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 9年 3月26日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	埼玉県		２２）	処 分 費 等	49,553	
１０）	地　　区	浦和地区		２３）	公 告 日	令和 8年 2月 4日	
１１）	河川・路線	荒川上流本川		２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

築堤・護岸	１式	付帯道路工	１式
河川土工	１式	構造物撤去工	１式
地盤改良工	１式	仮設工	１式
吐口工	１式		
法覆護岸工	１式		

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	R７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤・護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸		式	1		169,780,588			
河川土工		式	1		9,787,866			
掘削工		式	1		560,950			
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3	1,300	431.5	560,950			単-1号
盛土工		式	1		6,509,414			
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	400	6,993	2,797,200			単-2号
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	320	927.7	296,864			単-3号
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	4,300	263.8	1,134,340			単-4号
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		1,857,540			内-1号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		423,470			内-2号
法面整形工		式	1		2,717,502			
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	1,440	906.4	1,305,216			単-5号

設計内訳書

工事名	R７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	2,460	574.1	1,412,286			単-6号
地盤改良工		式	1		575,633			
作業土工 【吐口工05-3】		式	1		2,739			
床掘り(掘削)	土砂	式	1		2,739			内-3号
作業土工 【吐口工05-4】		式	1		3,424			
床掘り(掘削)	土砂	式	1		3,424			内-4号
地盤補強工 【吐口工05-3】		式	1		224,980			
地盤補強	ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ 10kN/m t=400mm	m2	51	1,208	61,608			単-7号
砕石分離材	PP製不織布 t=2mm	m2	51	640.9	32,685			単-8号
中詰材	ｸﾗｯｼｬﾗﾝ C-40	m3	8	6,502	52,016			単-9号
ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ	φ13	本	26	368.6	9,583			単-10号
型枠	砕石用	式	1		69,088			内-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
地盤補強工 【吐口工05-4】		式	1		344,490			
地盤補強	ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ 10kN/m t=400mm	m2	84	1,208	101,472			単-11号
砕石分離材	PP製不織布 t=2mm	m2	84	640.9	53,835			単-12号
中詰材	ｸﾗｯｼｬﾗﾝ C-40	m3	14	6,502	91,028			単-13号
ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ	φ13	本	32	368.6	11,795			単-14号
型枠	砕石用	式	1		86,360			内-6号
吐口工		式	1		8,029,052			
作業土工 【吐口工05-3】		式	1		458,195			
床掘り	土砂	式	1		46,314			内-7号
埋戻し	土砂	式	1		402,370			内-8号
基面整正		式	1		9,511			内-9号
作業土工 【吐口工05-4】		式	1		526,561			

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂	式	1		95,201			内-10号
埋戻し	土砂	式	1		414,452			内-11号
基面整正		式	1		16,908			内-12号
管渠工 【吐口工05-3】		式	1		1,079,304			
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ700 外圧管2種	m	23	41,320	950,360			単-15号
砂基礎		m3	16	8,059	128,944			単-16号
管渠工 【吐口工05-4】		式	1		2,464,468			
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ1350 外圧管2種	m	13	119,200	1,549,600			単-17号
砂基礎		m3	129	7,092	914,868			単-18号
翼壁工 【吐口工05-3】		式	1		651,387			
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2	18	3,442	61,956			単-19号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3	9	31,010	279,090			単-20号

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
鉄筋	SD345 D13	t	0.51	189,600	96,696			単-21号
型枠	一般型枠	式	1		198,180			内-13号
止水板	水膨張止水板	m	3	5,155	15,465			単-22号
翼壁工 【吐口工05-4】		式	1		1,129,026			
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2	26	3,297	85,722			単-23号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3	15	31,010	465,150			単-24号
鉄筋	SD345 D13	t	0.72	189,600	136,512			単-25号
鉄筋	SD345 D16～25	t	0.15	187,500	28,125			単-26号
型枠	一般型枠	式	1		341,310			内-14号
足場	安全ネット必要	式	1		46,432			内-15号
止水板	水膨張止水板	m	5	5,155	25,775			単-27号
集水桝工 【吐口工05-4】		式	1		1,720,111			

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2	6	4,058	24,348			単-28号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3	8	31,010	248,080			単-29号
鉄筋	SD345 D13	t	0.46	189,600	87,216			単-30号
鉄筋	SD345 D16～25	t	0.24	187,500	45,000			単-31号
型枠	一般型枠	式	1		462,420			内-16号
足場	安全ネット必要	式	1		306,622			内-17号
止水板	水膨張止水板	m	5	5,155	25,775			単-32号
足掛金物	W=400 φ19	本	9	7,590	68,310			単-33号
蓋	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 1000×2200 歩道用 鎖付き	枚	1	99,940	99,940			単-34号
ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ	□600用	箇所	1	352,400	352,400			単-35号
法覆護岸工		式	1		119,625,250			
作業土工		式	1		4,850,624			

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤・護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂	式	1		540,330			内-18号
埋戻し	土砂	式	1		3,841,604			内-19号
基面整正		式	1		468,690			内-20号
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張)（左岸側）		式	1		63,540,272			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	262	28,280	7,409,360			単-36号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	262.2	20,390	5,346,258			単-37号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	91.6	20,280	1,857,648			単-38号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m	262.2	33,080	8,673,576			単-39号
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2	2,163	18,610	40,253,430			単-40号
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張)（低水路）		式	1		42,873,176			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	262	28,280	7,409,360			単-41号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	261.9	21,130	5,533,947			単-42号

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	35.1	23,410	821,691			単-43号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m	261.9	33,820	8,857,458			単-44号
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2	1,148	17,640	20,250,720			単-45号
底版工		式	1		6,839,100			
河床ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3	149	45,900	6,839,100			単-46号
植生工		式	1		1,323,408			
人工張芝		m2	1,580	837.6	1,323,408			単-47号
かご工 【吐口工05-3】		式	1		36,420			
かごﾏｯﾄ	t=300mm	m2	3	12,140	36,420			単-48号
かご工 【吐口工05-4】		式	1		60,200			
かごﾏｯﾄ	t=300mm	m2	5	12,040	60,200			単-49号
護岸付属物工 【吐口工05-3】		式	1		40,820			

設計内訳書

工事名	R７荒川第二調節池池内水路整備その６工事 (当　初)	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤・護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	2	20,410	40,820			単-50号
護岸付属物工 【吐口工05-4】		式	1		61,230			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	3	20,410	61,230			単-51号
付帯道路工		式	1		755,399			
舗装準備工 【吐口工05-3】		式	1		2,399			
不陸整正	補足材無し	m2	13	184.6	2,399			単-52号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 【吐口工05-3】		式	1		32,856			
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2	13	597.4	7,766			単-53号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2	13	1,930	25,090			単-54号
暗渠工 【吐口工05-4】		式	1		720,144			
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ1200 外圧管2種	m	3.4	99,460	338,164			単-55号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ	内幅 0.6m 内高 0.6ｍ	m	4	69,920	279,680			単-56号

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
巻立ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	箇所	1	102,300	102,300			単-57号
構造物撤去工		式	1		136,992			
構造物取壊し工 【吐口工05-3】		式	1		7,375			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m	6	727.9	4,367			単-58号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 15cm以下	m2	13	231.4	3,008			単-59号
構造物取壊し工 【吐口工05-4】		式	1		79,735			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	2	17,940	35,880			単-60号
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	5	8,771	43,855			単-61号
運搬処理工 【吐口工05-3】		式	1		5,910			
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.7	5,153	3,607			単-62号
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.7	[redacted]	[redacted]			単-63号
運搬処理工 【吐口工05-4】		式	1		43,972			

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤・護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	2	3,731	7,462			単-64号
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	5	3,052	15,260			単-65号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	2	[redacted]	[redacted]			単-66号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	5	[redacted]	[redacted]			単-67号
仮設工		式	1		30,870,396			
工事用道路工		式	1		5,619,043			
工事用道路盛土	2.5m以上4.0m未満	式	1		1,338,688			内-21号
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1		4,280,355			内-22号
土留・仮締切工【吐口工05-4】		式	1		150,706			
土のう積		式	1		150,706			内-23号
水替工		式	1		2,306,960			
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 15m 作業時排水	式	1		2,306,960			内-24号

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
水替工 【吐口工05-4】		式	1		1,888,200			
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	式	1		1,888,200			内-25号
仮水路工		式	1		20,450,771			
暗渠排水管		式	1		735,171			内-26号
大型土のう		式	1		18,486,387			内-27号
仮排水路		式	1		1,229,213			内-28号
撤去復旧工		式	1		454,716			
袋詰め法面保護		式	1		454,716			内-29号
直接工事費		式	1		169,780,588			
共通仮設費		式	1		17,996,680			
共通仮設費		式	1		5,944,680			
運搬費		式	1		3,190,590			

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材運搬費		式	1		3,190,590			内-30号
準備費		式	1		33,090			
表土運搬		式	1		33,090			内-31号
技術管理費		式	1		1,146,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-32号
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,575,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		12,052,000			
純工事費		式	1		187,777,268			
現場管理費		式	1		45,091,000			
工事原価		式	1		232,868,268			
一般管理費等		式	1		35,651,732			
工事価格		式	1		268,520,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
消費税相当額		式	1		26,852,000			
工事費計		式	1		295,372,000			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 5.5km以下	m３	1,660	1,119	1,857,540			
合　計					1,857,540			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	1,700	249.1	423,470			
合　計					423,470			

一式当たり内訳書

床掘り（掘削）

第　3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	m３	8	342.4	2,739			
合　計					2,739			

一式当たり内訳書

床掘り（掘削）

第　4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	m３	10	342.4	3,424			
合　計					3,424			

一式当たり内訳書

型枠

第　5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
砕石用型枠設置工		m 2	8	4,686	37,488			
砕石用型枠		m 2	8	3,950	31,600			
合　計					69,088			

一式当たり内訳書

型枠

第　6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
砕石用型枠設置工		m 2	10	4,686	46,860			
砕石用型枠		m 2	10	3,950	39,500			
合　計					86,360			

一式当たり内訳書

床掘り

第　7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	180	257.3	46,314			
合　計					46,314			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m３	60	3,477	208,620			
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	70	2,113	147,910			
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	m３	40	1,146	45,840			
合　計					402,370			

一式当たり内訳書

基面整正

第　9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	18	528.4	9,511			
合　計					9,511			

一式当たり内訳書

床掘り

第　10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	370	257.3	95,201			
合　計					95,201			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m３	6	3,477	20,862			
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	170	2,113	359,210			
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	m３	30	1,146	34,380			
合　計					414,452			

一式当たり内訳書

基面整正

第　12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	32	528.4	16,908			
合　計					16,908			

一式当たり内訳書

型枠

第　13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m２	18	11,010	198,180			
合　計					198,180			

一式当たり内訳書

型枠

第　14号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m２	31	11,010	341,310			
合　計					341,310			

一式当たり内訳書

足場

第　15号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛ｍ２	8	5,804	46,432			
合　計					46,432			

一式当たり内訳書

型枠

第　16号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	m２	42	11,010	462,420			
合　計					462,420			

一式当たり内訳書

足場

第　17号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛ｍ２	50	5,804	290,200			
足場工	単管足場 必要 標準	掛ｍ２	3	5,474	16,422			
合　計					306,622			

一式当たり内訳書

床掘り

第　18号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	2,100	257.3	540,330			
合　計					540,330			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　19号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m３	1,100	3,477	3,824,700			
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	8	2,113	16,904			
合　計					3,841,604			

一式当たり内訳書

基面整正

第　20号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	887	528.4	468,690			
合　計					468,690			

一式当たり内訳書

工事用道路盛土

第　21号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【設置】								
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	370	249.1	92,167			
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 5.5km以下	m３	370	1,119	414,030			
路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	m３	330	927.7	306,141			
【撤去】								
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	m３	330	342.4	112,992			
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 5.5km以下	m３	330	1,119	369,270			
整地	残土受入れ地での処理	m３	330	133.6	44,088			
合　計					1,338,688			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第　22号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【工事用道路】								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	1,143	450.2	514,578			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 255日 無 有	枚	123	20,740	2,551,020			
【秋ヶ瀬SY】								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	437	450.2	196,737			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 267日 無 有	枚	47	21,660	1,018,020			
合　計					4,280,355			

一式当たり内訳書

土のう積

第　23号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【設置】								
大型土のう工	製作･設置 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	15	5,075	76,125			
土のう積工	小口並べ 仕拵･積立	m２	0.7	13,770	9,639			
路体（築堤）盛土	2.5m未満	m３	0.1	6,993	699			
遮水シート張	厚さt=1.0+10.0mm	m２	11	574.6	6,320			
遮水シート	厚１．０＋１０．０mm	m２	12	2,690	32,280			
【撤去】								
大型土のう工	撤去 6mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	15	1,093	16,395			
土のう積工	小口並べ 撤去	m２	0.7	5,390	3,773			
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	m３	0.1	342.4	34			
遮水シート撤去	厚さt=1.0+10.0mm	m２	11	494.7	5,441			
合　計					150,706			

一式当たり内訳書

ﾎﾟﾝﾌﾟ排水

第　24号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	1	98,900	98,900			
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 作業時排水	日	141	15,660	2,208,060			
合　計					2,306,960			

一式当たり内訳書

ﾎﾟﾝﾌﾟ排水

第　25号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	1	98,900	98,900			
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	日	29	30,850	894,650			
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	日	29	30,850	894,650			
合　計					1,888,200			

一式当たり内訳書

暗渠排水管

第　26号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【支給品】								
暗渠排水管	据付･撤去 波状管 1,100～1,500mm 要 全ての費用	m	52	4,600	239,200			
【購入品】								
暗渠排水管	据付･撤去 波状管 1,100～1,500mm 要 全ての費用	m	2	183,400	366,800			
【支給品運搬(設置時)】								
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t 有り 17.0km以下	t	3.12	10,100	31,512			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t	t	3.12	10,210	31,855			
【現場発生品運搬(撤去時)】								
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t 有り 17.0km以下	t	3.24	10,100	32,724			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t	t	3.24	10,210	33,080			
合　計					735,171			

一式当たり内訳書

大型土のう

第　27号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【設置】								
大型土のう工	製作･設置 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	1,563	7,745	12,105,435			
遮水シート張	厚さt=1.5mm	m２	843	729.8	615,221			
遮水シート	厚1.5mm	m２	910	1,830	1,665,300			
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	180	257.3	46,314			
【撤去】								
大型土のう工	撤去 6mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	1,563	1,093	1,708,359			
遮水シート撤去	厚さt=1.5mm	m２	843	430.9	363,248			
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	180	2,113	380,340			
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 5.5km以下	m３	1,140	1,119	1,275,660			
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	1,100	249.1	274,010			
土のう袋運搬	片道25km以内	回	1	26,500	26,500			

一式当たり内訳書

大型土のう

第　27号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	26,000	26,000			
合　計					18,486,387			

一式当たり内訳書

仮排水路

第　28号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【設置】								
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	m３	440	342.4	150,656			
【撤去】								
路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	m３	440	927.7	408,188			
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 5.5km以下	m３	490	1,119	548,310			
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	490	249.1	122,059			
合　計					1,229,213			

一式当たり内訳書

袋詰め法面保護

第　29号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【撤去復旧(再利用)】								
袋詰玉石撤去	2t用	袋	12	4,350	52,200			
袋詰玉石設置	2t用	袋	12	6,218	74,616			
【撤去復旧】								
袋詰玉石撤去	2t用	袋	15	4,350	65,250			
袋詰玉石	2t用(長期性能型) 据付深さ4mを超え9m以下又作業半径5mを超え18m以下 流用又は採取材 標準 全ての費用	袋	15	17,510	262,650			
合　計					454,716			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　30号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【敷鉄板・工事用道路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	197.3	4,350	858,255			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	197.3	4,350	858,255			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	197.3	3,000	591,900			
【敷鉄板・秋ヶ瀬SY】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	75.4	4,350	327,990			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	75.4	4,350	327,990			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	75.4	3,000	226,200			
合　計					3,190,590			

一式当たり内訳書

表土運搬

第　31号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【吐口工05-3】								
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1.0km以下	m３	20	528.2	10,564			
整地	残土受入れ地での処理	m３	20	133.6	2,672			
【吐口工05-4】								
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1.0km以下	m３	30	528.2	15,846			
整地	残土受入れ地での処理	m３	30	133.6	4,008			
合　計					33,090			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　32号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	式	1		548,000			
合　計					1,146,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	431.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削（ＩＣＴ）	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	431.5	431.5	
計					431.5	
単価					431.5	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,993

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m未満	ｍ３	1	6,993	6,993	
計					6,993	
単価					6,993	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	927.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	ｍ３	1	927.7	927.7	
計					927.7	
単価					927.7	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	263.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	20,000m3未満 無し	ｍ３	1	263.8	263.8	
計					263.8	
単価					263.8	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	906.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	切土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	906.4	906.4	
計					906.4	
単価					906.4	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	574.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	盛土部 無し ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	574.1	574.1	
計					574.1	
単価					574.1	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	地盤補強	ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ 10kN/m t=400mm	単位	m2	数量	1	単価	1,208

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地盤補強材設置工		m２	1	208	208	
地盤補強材	ジオグリッド 10kN/m	m２	1	1,000	1,000	
計					1,208	
単価					1,208	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	砕石分離材	PP製不織布 t=2mm	単位	m2	数量	1	単価	640.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
砕石分離材設置工		m２	1	110.9	110.9	
砕石分離材	PP製不織布 t=2mm	m２	1	530	530	
計					640.9	
単価					640.9	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	中詰材	ｸﾗｯｼｬﾗﾝ C-40	単位	m3	数量	1	単価	6,502

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中詰材設置工		m３	1	2,132	2,132	
クラッシャーラン	Ｃ－４０	m３	1	4,370	4,370	
計					6,502	
単価					6,502	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ	φ13	単位	本	数量	1	単価	368.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
アンカーピン設置工	φ13	本	1	138.6	138.6	
アンカーピン	φ13	本	1	230	230	
計					368.6	
単価					368.6	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	地盤補強	ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ 10kN/m t=400mm	単位	m2	数量	1	単価	1,208

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地盤補強材設置工		m２	1	208	208	
地盤補強材	ジオグリッド 10kN/m	m２	1	1,000	1,000	
計					1,208	
単価					1,208	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	砕石分離材	PP製不織布 t=2mm	単位	m2	数量	1	単価	640.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
砕石分離材設置工		m２	1	110.9	110.9	
砕石分離材	PP製不織布 t=2mm	m２	1	530	530	
計					640.9	
単価					640.9	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	中詰材	ｸﾗｯｼｬﾗﾝ C-40	単位	m3	数量	1	単価	6,502

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中詰材設置工		m３	1	2,132	2,132	
クラッシャーラン	Ｃ－４０	m３	1	4,370	4,370	
計					6,502	
単価					6,502	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ	φ13	単位	本	数量	1	単価	368.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
アンカーピン設置工	φ13	本	1	138.6	138.6	
アンカーピン	φ13	本	1	230	230	
計					368.6	
単価					368.6	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ700 外圧管2種	単位	m	数量	1	単価	41,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ヒューム管（B形管）	据付 700mm 無し 外圧管2種 全ての費用	m	1	41,320	41,320	
計					41,320	
単価					41,320	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	砂基礎		単位	m3	数量	1	単価	8,059

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	1	2,113	2,113	
砂	埋め戻し用	m３	1.33	4,470	5,945.1	
計					8,058.1	
単価					8,059	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ1350 外圧管2種	単位	m	数量	1	単価	119,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ヒューム管（B形管）	据付 1350mm 無し 外圧管2種 標準 全ての費用	m	1	119,200	119,200	
計					119,200	
単価					119,200	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	砂基礎		単位	m3	数量	1	単価	7,092

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	m３	1	1,146	1,146	
砂	埋め戻し用	m３	1.33	4,470	5,945.1	
計					7,091.1	
単価					7,092	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	17.9	単価	3,442

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 養生無し 延長無し 全ての費用	ｍ３	1.8	29,560	53,208	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	1.5	5,601	8,401.5	
計					61,609.5	
単価					3,442	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	31,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 24-8-25(20)(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	ｍ３	1	31,010	31,010	
計					31,010	
単価					31,010	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	189,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	189,600	189,600	
計					189,600	
単価					189,600	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	止水板	水膨張止水板	単位	m	数量	1	単価	5,155

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
水膨張止水板設置工		m	1	3,904	3,904	
水膨張止水板		m	1.01	1,238	1,250.38	
計					5,154.38	
単価					5,155	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	26.2	単価	3,297

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 養生無し 延長無し 全ての費用	ｍ３	2.6	29,560	76,856	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	1.7	5,601	9,521.7	
計					86,377.7	
単価					3,297	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	31,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 24-8-25(20)(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	ｍ３	1	31,010	31,010	
計					31,010	
単価					31,010	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	189,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	189,600	189,600	
計					189,600	
単価					189,600	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	鉄筋	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	187,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	187,500	187,500	
計					187,500	
単価					187,500	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	止水板	水膨張止水板	単位	m	数量	1	単価	5,155

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
水膨張止水板設置工		m	1	3,904	3,904	
水膨張止水板		m	1.01	1,238	1,250.38	
計					5,154.38	
単価					5,155	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	6.1	単価	4,058

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 養生無し 延長無し 全ての費用	ｍ３	0.61	29,560	18,031.6	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	1.2	5,601	6,721.2	
計					24,752.8	
単価					4,058	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	31,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 24-8-25(20)(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	ｍ３	1	31,010	31,010	
計					31,010	
単価					31,010	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	189,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	189,600	189,600	
計					189,600	
単価					189,600	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	鉄筋	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	187,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	187,500	187,500	
計					187,500	
単価					187,500	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	止水板	水膨張止水板	単位	m	数量	1	単価	5,155

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
水膨張止水板設置工		m	1	3,904	3,904	
水膨張止水板		m	1.01	1,238	1,250.38	
計					5,154.38	
単価					5,155	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	足掛金物	W=400 φ19	単位	本	数量	1	単価	7,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
足掛金物設置		箇所	1	3,920	3,920	
足掛金物	W=400 φ19	本	1	3,670	3,670	
計					7,590	
単価					7,590	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	蓋	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 1000×2200 歩道用 鎖付き	単位	枚	数量	1	単価	99,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	99,940	99,940	
計					99,940	
単価					99,940	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－35号	ﾌﾗｯﾌﾟ ｹﾞｰﾄ	□600用	単位	箇所	数量	1	単価	352,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
フラップゲート設置工		箇所	1	44,400	44,400	
フラップゲート	□600用	個	1	308,000	308,000	
計					352,400	
単価					352,400	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－36号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	28,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト基礎ブロック		m	20	5,250	105,000	
プレキャスト基礎ブロック（材料費）		m	20	22,000	440,000	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.2	4,132	826.4	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	14	1,411	19,754	
計					565,580.4	
単価					28,280	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－37号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	20,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト縦帯ブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	m	20	4,490	89,800	
プレキャスト縦帯ブロック	B300×H500	m	20	15,150	303,000	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.2	4,132	826.4	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	10	1,411	14,110	
計					407,736.4	
単価					20,390	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－38号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	20,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト横帯ブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	m	10	4,419	44,190	
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック（材料費）		m	10	15,150	151,500	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,411	7,055	
計					202,745	
単価					20,280	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－39号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	33,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト巻止めブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	m	20	4,490	89,800	
プレキャスト巻止ブロック（材料費）		m	20	27,820	556,400	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.3	4,132	1,239.6	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	10	1,411	14,110	
計					661,549.6	
単価					33,080	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－40号	大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	単位	m2	数量	1	単価	18,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m 連結金具設置手間含	m２	1	3,759	3,759	
大型連結ブロック	300型 連結金具含む	m２	1	13,700	13,700	
吸出し防止材設置		m２	1	1,064	1,064	
間詰工		m２	0.02	1,257	25.14	
モルタル	１：３　高炉	m３	0.002	26,100	52.2	
計					18,600.34	
単価					18,610	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－41号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	28,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト基礎ブロック		m	20	5,250	105,000	
プレキャスト基礎ブロック（材料費）		m	20	22,000	440,000	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.2	4,132	826.4	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	14	1,411	19,754	
計					565,580.4	
単価					28,280	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－42号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	21,130

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト縦帯ブロック		m	20	5,224	104,480	
プレキャスト縦帯ブロック	B300×H500	m	20	15,150	303,000	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.2	4,132	826.4	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	10	1,411	14,110	
計					422,416.4	
単価					21,130	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－43号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	23,410

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック		m	10	7,548	75,480	
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック（材料費）		m	10	15,150	151,500	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,411	7,055	
計					234,035	
単価					23,410	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－44号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	33,820

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト巻止ブロック		m	20	5,224	104,480	
プレキャスト巻止ブロック（材料費）		m	20	27,820	556,400	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.3	4,132	1,239.6	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	10	1,411	14,110	
計					676,229.6	
単価					33,820	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－45号	大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	単位	m2	数量	1	単価	17,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
連節ブロック張	150kg/個以上 連結金具 不要 有り	m２	1	17,560	17,560	
間詰工		m２	0.02	1,257	25.14	
モルタル	１：３　高炉	m３	0.002	26,100	52.2	
計					17,637.34	
単価					17,640	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－46号	河床ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	149.2	単価	45,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	149.2	30,590	4,564,028	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	745.8	1,411	1,052,323.8	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	ｍ２	8.4	4,132	34,708.8	
溶接金網設置工	異形鉄筋金網 D10 200mm×200mm	ｍ２	823.8	528.4	435,295.92	
異形鉄筋金網	D10 200mm×200mm	ｍ２	823.8	924	761,191.2	
計					6,847,547.72	
単価					45,900	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－47号	人工張芝		単位	m2	数量	1	単価	837.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人工張芝		m２	1	837.6	837.6	
計					837.6	
単価					837.6	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－48号	かごﾏｯﾄ	t=300mm	単位	m2	数量	3.4	単価	12,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
かごマット設置（スロープ型）	t=30cm 亜鉛ｱﾙﾐﾒｯｷ 割栗石 径5～15cm 全ての費用	m２	3.4	11,450	38,930	
吸出し防止材設置		m２	2.2	1,064	2,340.8	
計					41,270.8	
単価					12,140	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－49号	かごﾏｯﾄ	t=300mm	単位	m2	数量	5.1	単価	12,040

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
かごマット設置（スロープ型）	t=30cm 亜鉛ｱﾙﾐﾒｯｷ 割栗石 径5～15cm 全ての費用	ｍ２	5.1	11,450	58,395	
吸出し防止材設置		ｍ２	2.8	1,064	2,979.2	
計					61,374.2	
単価					12,040	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－50号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	20,410

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト縦帯ブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	m	10	4,490	44,900	
プレキャスト縦帯ブロック	B300×H500	m	10	15,150	151,500	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.15	4,132	619.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,411	7,055	
計					204,074.8	
単価					20,410	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－51号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	20,410

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト縦帯ブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	m	10	4,490	44,900	
プレキャスト縦帯ブロック	B300×H500	m	10	15,150	151,500	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.15	4,132	619.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,411	7,055	
計					204,074.8	
単価					20,410	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－52号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	1	単価	184.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
不陸整正	無し 全ての費用	m２	1	184.6	184.6	
計					184.6	
単価					184.6	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－53号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	597.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	150mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	m２	1	597.4	597.4	
計					597.4	
単価					597.4	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－54号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	単位	m2	数量	1	単価	1,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生密粒度アスコン（１３） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,930	1,930	
計					1,930	
単価					1,930	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－55号	ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ1200 外圧管2種	単位	m	数量	1	単価	99,460

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ヒューム管（Ｂ形管）	据付 1200mm 無し 外圧管2種 標準 全ての費用	m	1	99,460	99,460	
計					99,460	
単価					99,460	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－56号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ	内幅 0.6m 内高 0.6m	単位	m	数量	1	単価	69,920

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ボックスカルバート	据付 2.0m/個 0＜B≦1.25 0＜H≦1.25 基礎砕石+均しｺﾝｸﾘｰﾄ 無し 標準 全ての費用	m	1	69,920	69,920	
計					69,920	
単価					69,920	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－57号	巻立ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	単位	箇所	数量	10	単価	102,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	m３	10.2	30,590	312,018	
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m２	47.2	11,010	519,672	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	14.6	1,411	20,600.6	
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	41.3	4,132	170,651.6	
計					1,022,942.2	
単価					102,300	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－58号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	727.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	727.9	727.9	
計					727.9	
単価					727.9	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－59号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 15cm以下	単位	m2	数量	1	単価	231.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	m２	1	231.4	231.4	
計					231.4	
単価					231.4	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－60号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	17,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	ｍ３	1	17,940	17,940	
計					17,940	
単価					17,940	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－61号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	8,771

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	ｍ３	1	8,771	8,771	
計					8,771	
単価					8,771	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－62号	殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	5,153

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) 有り 19.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	5,153	5,153	
計					5,153	
単価					5,153	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－63号	殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－64号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,731

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 18.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,731	3,731	
計					3,731	
単価					3,731	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－65号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,052

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 18.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,052	3,052	
計					3,052	
単価					3,052	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－66号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－67号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	地盤補強材設置工		単位	m２	数量	100	単価	208
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0.75	26,418	19,813		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		987		
計						20,800		
単価						208	円／m２	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	砕石分離材設置工		単位	m２	数量	100	単価	110.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0.4	26,418	10,567		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		523		
計						11,090		
単価						110.9	円／m２	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	中詰材設置工		単位	ｍ３	数量	100	単価	2,132

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ（クローラ）［標準］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）	日	1.21	9,000	10,890	
振動ローラ（舗装用）［ハンドガイド式］	運転質量０．５～０．６ｔ	日	1.5	1,300	1,950	
タンパ及びランマ	質量　６０～８０ｋｇ	日	0.25	481	120	
普通作業員		人	3.21	26,418	84,801	
特殊作業員		人	1.91	29,580	56,497	
運転手（特殊）		人	1.03	32,334	33,304	
軽油		L	118.95	129	15,344	
ガソリン	レギュラー	L	1.7	139	236	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		10,058	
計					213,200	
単価					2,132	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	アンカーピン設置工	φ13	単位	本	数量	100	単価	138.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.5	26,418	13,209	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		651	
計					13,860	
単価					138.6	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	砕石用型枠設置工		単位	m２	数量	10	単価	4,686

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型わく工		人	1.33	33,558	44,632	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		2,228	
計					46,860	
単価					4,686	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	砕石用型枠設置工		単位	m２	数量	10	単価	4,686

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型わく工		人	1.33	33,558	44,632	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		2,228	
計					46,860	
単価					4,686	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	189,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1.03	110,000	113,300	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	76,245	76,245	
諸雑費（まるめ）		式	1		55	
計					189,600	
単価					189,600	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	水膨張止水板設置工		単位	m	数量	10	単価	3,904

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	33,354	16,677	
防水工		人	0.5	37,638	18,819	
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		3,544	
計					39,040	
単価					3,904	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	187,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1.03	108,000	111,240	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	76,245	76,245	
諸雑費（まるめ）		式	1		15	
計					187,500	
単価					187,500	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	5,804

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.6	33,354	53,366	
とび工		人	8.5	33,048	280,908	
普通作業員		人	1.3	26,418	34,343	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	1.4	53,200	74,480	
諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		137,303	
計					580,400	
単価					5,804	円／掛ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	単管足場 必要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	5,474

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.9	33,354	63,372	
とび工		人	8.4	33,048	277,603	
普通作業員		人	1.8	26,418	47,552	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.8	53,200	42,560	
諸雑費（率＋まるめ） 27%		式	1		116,313	
計					547,400	
単価					5,474	円／掛ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足掛金物設置		単位	箇所	数量	10	単価	3,920

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.7	26,418	18,492	
特殊作業員		人	0.7	29,580	20,706	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					39,200	
単価					3,920	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	99,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版コンクリート・鋼製	１７０ｋｇ以下　昼　無	枚	100	1,036.32	103,632	
グレーチング蓋	□1000×2200 歩道用 鎖付き	枚	100	98,900	9,890,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		368	
計					9,994,000	
単価					99,940	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	フラップゲート設置工		単位	箇所	数量	3	単価	44,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	33,354	33,354	
特殊作業員		人	1	29,580	29,580	
普通作業員		人	1	26,418	26,418	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	４．９ｔ吊	日	1	40,000	40,000	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		3,848	
計					133,200	
単価					44,400	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト縦帯ブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	単位	m	数量	20	単価	4,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.63	33,354	21,013	
特殊作業員		人	0.63	29,580	18,635	
普通作業員		人	0.63	26,418	16,643	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.63	53,200	33,516	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					89,810	
単価					4,490	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト横帯ブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	単位	m	数量	10	単価	4,419

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.31	33,354	10,339	
特殊作業員		人	0.31	29,580	9,169	
普通作業員		人	0.31	26,418	8,189	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.31	53,200	16,492	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					44,190	
単価					4,419	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト巻止めブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	単位	m	数量	20	単価	4,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.63	33,354	21,013	
特殊作業員		人	0.63	29,580	18,635	
普通作業員		人	0.63	26,418	16,643	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.63	53,200	33,516	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					89,810	
単価					4,490	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m 連結金具設置手間含	単位	m２	数量	10	単価	3,759

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.1	33,354	3,335	
ブロック工		人	0.2	33,048	6,609	
特殊作業員		人	0.2	29,580	5,916	
普通作業員		人	0.4	26,418	10,567	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		523	
計					37,590	
単価					3,759	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	間詰工		単位	m２	数量	50	単価	1,257

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
左官		人	1	33,456	33,456	
普通作業員		人	1	26,418	26,418	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		2,986	
計					62,860	
単価					1,257	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト縦帯ブロック		単位	m	数量	1	単価	5,224

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト巻止ブロック		m	1	5,224	5,224	
計					5,224	
単価					5,224	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	溶接金網設置工	異形鉄筋金網 D10 200mm×200mm	単位	m２	数量	100	単価	528.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	2	26,418	52,836	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					52,840	
単価					528.4	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト縦帯ブロック工	作業半径20.1m 吊上げ高さ4.2m	単位	m	数量	20	単価	4,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.63	33,354	21,013	
特殊作業員		人	0.63	29,580	18,635	
普通作業員		人	0.63	26,418	16,643	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.63	53,200	33,516	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					89,810	
単価					4,490	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m３	数量	1	単価	17,940
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋構造物		昼間　機械施工　制約無	m３	1	17,932.55	17,932		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						17,940		
単価						17,940	円／m３	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m３	数量	1	単価	8,771
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間　機械施工　制約無	m３	1	8,771.85	8,771		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						8,771		
単価						8,771	円／m３	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		As殻(掘削材)	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]		
計						[redacted]		
単価						[redacted]	円／ｍ３	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		Co殻(鉄筋)	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]		
計						[redacted]		
単価						[redacted]	円／ｍ３	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	Co殻(無筋)	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	単位	m２	数量	100	単価	450.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.295	33,354	9,839	
とび工		人	0.295	33,048	9,749	
普通作業員		人	0.295	26,418	7,793	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	58,290	17,195	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		444	
計					45,020	
単価					450.2	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 255日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	20,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	19,635	19,635	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					20,740	
単価					20,740	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 267日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	21,660

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	20,559	20,559	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					21,660	
単価					21,660	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作･設置 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	単位	袋	数量	10	単価	5,075

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.204	33,354	6,804	
特殊作業員		人	0.204	29,580	6,034	
普通作業員		人	0.204	26,418	5,389	
1t土のう袋材	φ110×108(cm)	袋	10	1,100	11,000	
バックホウ運転（クレーン仕様）	製作･設置 5mを超え20m以下	日	0.204	50,530	10,308	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.204	53,200	10,852	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		363	
計					50,750	
単価					5,075	円／袋

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	土のう積工	小口並べ 仕拵･積立	単位	ｍ２	数量	10	単価	13,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
流用土		ｍ３	3.4	0	0	
土のう	６２×４８ｃｍ	袋	170	17	2,890	
普通作業員		人	5.1	26,418	134,731	
諸雑費（まるめ）		式	1		79	
計					137,700	
単価					13,770	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	遮水シート張	厚さt=1.0+10.0mm	単位	m２	数量	150	単価	574.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	33,354	33,354	
普通作業員		人	2	26,418	52,836	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					86,190	
単価					574.6	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6mを超え20m以下 標準(1.0)	単位	袋	数量	10	単価 1,093

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.094	33,354	3,135	
特殊作業員		人	0.094	29,580	2,780	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.094	53,200	5,000	
諸雑費（率＋まるめ） 0.4%		式	1		15	
計					10,930	
単価					1,093	円／袋

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	土のう積工	小口並べ 撤去	単位	m２	数量	10	単価	5,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	2.04	26,418	53,892	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					53,900	
単価					5,390	円／m２

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	遮水シート撤去	厚さt=1.0+10.0mm	単位	m２	数量	110	単価	494.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	2	26,418	52,836	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		1,584	
計					54,420	
単価					494.7	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価	98,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.5	33,354	16,677		
特殊作業員			人	0.1	29,580	2,958		
普通作業員			人	2	26,418	52,836		
バックホウ運転			日	0.5	52,840	26,420		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						98,900		
単価						98,900	円／箇所	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	15,660

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.14	29,580	4,141	
工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 作業時排水	日	1	634	634	
発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 15m 作業時排水	日	1	10,140	10,140	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		745	
計					15,660	
単価					15,660	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	30,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.17	29,580	5,028	
工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	日	1	581	581	
発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	日	1	24,350	24,350	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		891	
計					30,850	
単価					30,850	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作･設置 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	単位	袋	数量	10	単価	7,745

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.204	33,354	6,804	
特殊作業員		人	0.204	29,580	6,034	
普通作業員		人	0.204	26,418	5,389	
大型土のう袋材	耐候性 φ110×110(cm) 短期仮設(1年)対応	袋	10	3,770	37,700	
バックホウ運転（クレーン仕様）	製作･設置 5mを超え20m以下	日	0.204	50,530	10,308	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.204	53,200	10,852	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		363	
計					77,450	
単価					7,745	円／袋

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	遮水シート張	厚さt=1.5mm	単位	m２	数量	100	単価 729.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	33,354	16,677	
普通作業員		人	2	26,418	52,836	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		3,467	
計					72,980	
単価					729.8	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	遮水シート撤去	厚さt=1.5mm	単位	m２	数量	200	単価	430.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	33,354	33,354	
普通作業員		人	2	26,418	52,836	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					86,190	
単価					430.9	円／m２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	26,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	廃プラスチック類	ｍ３	100	26,000	2,600,000	
計					2,600,000	
単価					26,000	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	袋詰玉石撤去	2t用	単位	袋	数量	10	単価	4,350

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.25	33,354	8,338	
特殊作業員		人	0.25	29,580	7,395	
普通作業員		人	0.5	26,418	13,209	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.25	53,200	13,300	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		1,258	
計					43,500	
単価					4,350	円／袋

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	袋詰玉石設置	2t用	単位	袋	数量	10	単価	6,218

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.25	33,354	8,338	
特殊作業員		人	0.25	29,580	7,395	
普通作業員		人	0.5	26,418	13,209	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.25	53,200	13,300	
バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0.8m3 平積0.6m3 排対3次	日	0.25	72,510	18,127	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		1,811	
計					62,180	
単価					6,218	円／袋

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	袋詰玉石撤去	2t用	単位	袋	数量	10	単価	4,350

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.25	33,354	8,338	
特殊作業員		人	0.25	29,580	7,395	
普通作業員		人	0.5	26,418	13,209	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.25	53,200	13,300	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		1,258	
計					43,500	
単価					4,350	円／袋

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,350

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分A	製品長12m以内 10kmまで	t	1	4,350	4,350	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,350	
単価					4,350	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	2	1,500	3,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					3,000	
単価					3,000	円／t

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	単位	式	数量	1	単価	548,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000	
計					548,000	
単価					548,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	58,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	119	129	15,351	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）　２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					58,290	
単価					58,290	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作･設置 5mを超え20m以下	単位	日	数量	1	単価	50,530

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	65	129	8,385	
ﾊﾞｯｸﾎｳ（ｸﾛｰﾗ型）［後方超小旋回・ｸﾚｰﾝ付］	山積０．４５m3(平積０．３５ｍ３)吊２．９ｔ	日	1.36	7,210	9,805	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					50,530	
単価					50,530	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価 52,840

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	45	129	5,805	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）　２．９ｔ吊	日	1.47	10,000	14,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					52,840	
単価					52,840	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	634

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径２００ｍｍ　全揚程１５ｍ	日	1.2	529	634	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					634	
単価					634	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 15m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	10,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	56	129	7,224	
発動発電機［ディーゼルエンジン駆動］	６０ｋＶＡ	日	1.2	2,430	2,916	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					10,140	
単価					10,140	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	581

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径２００ｍｍ　全揚程１５ｍ	日	1.1	529	581	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					581	
単価					581	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	24,350

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	168	129	21,672	
発動発電機［ディーゼルエンジン駆動］	６０ｋＶＡ	日	1.1	2,430	2,673	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					24,350	
単価					24,350	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0.8m3 平積0.6m3 排対3次	単位	日	数量	1	単価	72,510

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	87	129	11,223	
バックホウ（クローラ型）［標準型］	排出ガス対策型（第３次基準値）　山積０．８ｍ３	供用日	1.5	19,300	28,950	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					72,510	
単価					72,510	円／日

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事

（ 当　　初 ）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	169,780,588		
(2)共通仮設費	17,996,680		
(3)純工事費 (1)+(2)	187,777,268		
(4)現場管理費	45,091,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	232,868,268	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	35,651,732	((7)一般管理費等(計算額)	35,652,131)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	268,520,000		

(11)消費税相当額	26,852,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	295,372,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	268,520,000
(14)調査基準価格	270,270,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	245,700,000

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川工事				合算工事： 0			
対象工事費	169,780,588	直接工事費	169,780,588	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	49,553	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0					
管理費区分１		0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分２，７		0	（工場原価）				
管理費区分５		0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分９		0	（間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ		0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
対象額　支　給　品（＋）		9,299,004					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		179,079,592		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		179,030,039			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		6.6 %			0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正		1		
率（補正後）		6.73 %	（6.6 % × 週休1.02）				
計上額		12,052,000			0		0
比較結果	当該追加工事	A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	179,030,039	直接工事費	169,780,588		
非対象額計（－）	49,553				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	49,553	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	9,299,004				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	179,030,039	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.88　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.88　％				
計上額	1,575,000		0		0
比較結果　当該追加工事	Ａ			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	4,369,680				
運搬費	3,190,590	準備費	33,090	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　17,996,680

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	187,777,268	単独（追加工事）直接工事費	169,780,588	単独（追加工事）共通仮設費	17,996,680
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	9,299,004				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	197,076,272	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	197,026,719		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	22.21 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	22.88 %	（22.21% × 週休1.03）	0 %		
計上額	45,091,000		0		0
			10,525,984	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	荒川調節池工事事務所　工務課				工事番号	2026021013	第 0 回変更
発注年月	令和07年12月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		主工種	河川工事	

工事原価	232,868,268						
純工事費	187,777,268	現場管理費	45,091,000	工期延長等に伴う現場維持費	0		
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	232,868,268	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	232,818,715	現工事	0	合算工事	0		
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	232,868,268						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	15.27 %	現工事	0 %	合算工事	0 %		
一般管理費	35,651,732						
業務委託料等	0						
調査基準価格	270,270,000						
調査基準価格の100/110	245,700,000	(91.5 %)					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事

国土交通省 関東地方整備局
荒川調節池工事事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3		1,300		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		400		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		320		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		4,300		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事	（ 当　　初 ）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		1,440		
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		2,460		
地盤改良工		式		1		
作業土工 【吐口工05-3】		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	式		1		
作業土工 【吐口工05-4】		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	式		1		
地盤補強工 【吐口工05-3】		式		1		
地盤補強	ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ 10kN/m t=400mm	m2		51		
砕石分離材	PP製不織布 t=2mm	m2		51		
中詰材	ｸﾗｯｼｬﾗﾝ C-40	m3		8		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ	φ13	本		26		
型枠	砕石用	式		1		
地盤補強工 【吐口工05-4】		式		1		
地盤補強	ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ 10kN/m t=400mm	m2		84		
砕石分離材	PP製不織布 t=2mm	m2		84		
中詰材	ｸﾗｯｼｬﾗﾝ C-40	m3		14		
ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ	φ13	本		32		
型枠	砕石用	式		1		
吐口工		式		1		
作業土工 【吐口工05-3】		式		1		
床掘り	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
埋戻し	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
作業土工 【吐口工05-4】		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
管渠工 【吐口工05-3】		式		1		
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ700 外圧管2種	m		23		
砂基礎		m3		16		
管渠工 【吐口工05-4】		式		1		
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ1350 外圧管2種	m		13		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
砂基礎		m3		129		
翼壁工 【吐口工05-3】		式		1		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2		18		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3		9		
鉄筋	SD345 D13	t		0.51		
型枠	一般型枠	式		1		
止水板	水膨張止水板	m		3		
翼壁工 【吐口工05-4】		式		1		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2		26		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3		15		
鉄筋	SD345 D13	t		0.72		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（当　初）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
鉄筋	SD345 D16～25	t		0.15		
型枠	一般型枠	式		1		
足場	安全ネット必要	式		1		
止水板	水膨張止水板	m		5		
集水桝工 【吐口工05-4】		式		1		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2		6		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3		8		
鉄筋	SD345 D13	t		0.46		
鉄筋	SD345 D16～25	t		0.24		
型枠	一般型枠	式		1		
足場	安全ネット必要	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
止水板	水膨張止水板	m		5		
足掛金物	W=400　φ19	本		9		
蓋	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 1000×2200 歩道用 鎖付き	枚		1		
ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ	□600用	箇所		1		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張)（左岸側）		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		262		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事	（ 当　　初 ）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		262.2		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		91.6		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m		262.2		
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2		2,163		
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張)（低水路）		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		262		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		261.9		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		35.1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m		261.9		
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2		1,148		
底版工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事	（ 当　　初 ）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河床ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3		149		
植生工		式		1		
人工張芝		m2		1,580		
かご工 【吐口工05-3】		式		1		
かごﾏｯﾄ	t=300mm	m2		3		
かご工 【吐口工05-4】		式		1		
かごﾏｯﾄ	t=300mm	m2		5		
護岸付属物工 【吐口工05-3】		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		2		
護岸付属物工 【吐口工05-4】		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		3		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
付帯道路工		式		1		
舗装準備工 【吐口工05-3】		式		1		
不陸整正	補足材無し	m2		13		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 【吐口工05-3】		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2		13		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2		13		
暗渠工 【吐口工05-4】		式		1		
ﾋｭｰﾑ管(B形管)	φ1200 外圧管2種	m		3.4		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ	内幅 0.6ｍ 内高 0.6ｍ	m		4		
巻立ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	箇所		1		
構造物撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
構造物取壊し工 【吐口工05-3】		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m		6		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 15cm以下	m2		13		
構造物取壊し工 【吐口工05-4】		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		2		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		5		
運搬処理工 【吐口工05-3】		式		1		
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.7		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.7		
運搬処理工 【吐口工05-4】		式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		5		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		2		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		5		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
工事用道路盛土	2.5m以上4.0m未満	式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式		1		
土留･仮締切工 【吐口工05-4】		式		1		
土のう積		式		1		
水替工		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 15m 作業時排水	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
水替工 【吐口工05-4】		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 15m 常時排水	式		1		
仮水路工		式		1		
暗渠排水管		式		1		
大型土のう		式		1		
仮排水路		式		1		
撤去復旧工		式		1		
袋詰め法面保護		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬		式		1		
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事

特　記　仕　様　書

令和８年２月

荒川調節池工事事務所

第１章　総則

第1条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンローするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条　主任技術者等

１．本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条　主任技術者等の専任期間

１．請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

２．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

３．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

４．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

５．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

６．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第4条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

１．本工事は、建設業法第２６条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の事でなければならない。エ

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲ

ＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　埼玉県さいたま市桜区下大久保

緯度　３５°５２′２６″　経度　１３９°３４′４１″

終点　埼玉県さいたま市桜区下大区部

緯度　３５°５２′３１″　経度　１３９°３４′３７″

※土木工事：位置情報の記載に関する留意事項

発注者は、原則として当初契約時に、入力する位置情報を特記仕様書に明記する。明記する位置情報については、以下のことに留意するものとする。なお、大凡の工事場所の把握を目的とすることから、過度な精度は求めない。

①工事場所を特定できる場合、その箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする

②工事場所が複数箇所の場合、主たる箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする

第8条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

荒川左岸 39.6km 付近において、池内水路整備工事（護岸工事延長 270m）を行うものである。

第9条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R4 荒川第二・第三調節池池内水路構造検討業務	4049640599

第10条 施工体制台帳

１．工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は荒川調節池工事事務所のホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点

を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式－０－１～１０）

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①地盤改良工
②付帯道路工
③吐口工

第14条 工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年 3 月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）

令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

１．本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

２．受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

３．「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用

方針」(http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html)によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

１．本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

２．「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第19条 工事環境の改善

１．本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

２．ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

（１） 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・

協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

（２） 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１６から１－１－１－１８に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第23条 スライド条項

１．工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

２．単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 再生資源の活用

１．受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎砕石

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第25条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

１．建設工事の施工により発生する指定副産物は、下記の場所に搬出することとする

(1)受入れ場所：埼玉県さいたま市緑区寺山字中 240-1 外 3 筆

(2)受入れ時間帯：８時００分から１７時００分

(3)仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。

(4)搬出調書等：提出を義務付ける。

２．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に

明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１） 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

（２） 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻（無筋）	（株）タカチホ	埼玉県さいたま市緑区寺山字中 240-1 外 3 筆
コンクリート殻（鉄筋）	（株）タカチホ	埼玉県さいたま市緑区寺山字中 240-1 外 3 筆
アスファルト殻	（株）タカチホ	埼玉県さいたま市緑区寺山字中 240-1 外 3 筆

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（３） 受入時間

（株）タカチホ：８時００分～１７時００分

（４） その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

３．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施

書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

４．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

１．受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条 コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品ー検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第28条 材料の立会調合

現場練コンクリートは、監督職員立会のうえ、調合しなければならない。

第29条 施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和７年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監

督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定)の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第30条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電

子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第31条　ＩＣＴ活用工事（土工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③ＩＣＴ建設機械による施工

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関する

ＩＣＴ活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、下記１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量量

②３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和５年３月３１日国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計

データ等を活用するものとする。

④３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２） 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、３次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はＬＡＳのポイントファイルとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用

するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第32条　ＩＣＴ活用工事（法面工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１） i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２） ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③該当なし

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等について

は施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴを用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてＩＣＴ土工が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する３次元データを活用する場合もＩＣＴ活用工事とする。

また、３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ法面工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、３次元設計データの作成は必須としない。

③該当なし

④３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像デー

タ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第34条　ＩＣＴ活用工事（土工）の費用について

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上して

いない。

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥以上）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥未満）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

第35条　ＩＣＴ活用工事（法面工）の費用について

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により

費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメー

ルアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。
調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第37条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

1. デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。
撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

2. 実施内容

（1）段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

（2）機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（3）計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

（4）効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

本工事にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

第38条 現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１） 洋式（洋風）便器

（２） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３） 臭い逆流防止機能

（４） 容易に開かない施錠機能

（５） 照明設備

（６） 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９） サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（１０） 鏡と手洗器

（１１） 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（１２） 室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）

（１３） 擬音装置（機能を含む）

（１４） 着替え台

（１５） 臭気対策機能の多重化

（１６） 室内温度の調整が可能な設備

（１７） 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記１．の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事でとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）

を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第39条 BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
＜義務項目＞	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
＜推奨項目＞	
施工ステップの確認	３次元モデルの視覚化効果により、現場が輻輳する場合に一連の施工ステップを確認する。
出来形管理への活用	省力化、省人化を図るため、３次元モデルとレーザー測量等を組み合わせて、構造物の出来形計測を行う。
現場条件の確認	３次元モデルに重機等を配置して、既設地下埋設物や近接構造物との離隔等、施工に支障がないかを確認する。
＜３次元モデル作成の目安＞	
詳細度	２００～３００程度 ３次元化の内容に応じて、部分的に詳細度４００とする場合がある。
属性情報	オブジェクト分類名のみを入力し、その他は任意とする。

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

（１） 工事概要

（２） 整理すべき課題

（３） BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

（４） ３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

（５） ３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

（６） ３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

（７） ３次元モデルの作成担当者

（８） ３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

（１） 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

（２） 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果の納品

以下の内容を納品する。様式について別添資料を参照すること。

（１） BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

（２） BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

（３） 作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・ R4 荒川第二・第三調節池池内水路構造検討業務

５．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第40条 ＤＸデータセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発

注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（ https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference ） 及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第41条 工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

（１） 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

（２） 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

（３） 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

６．工事期間中に交通誘導員の配置が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

７．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測

量におけるUAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月）に基づいてUAV 等を使用すること。

第42条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１） 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（２） 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３） 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４） 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５） 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６） 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理

費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※真夏日補正係数：１．２

第43条 安全管理推進技術等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第44条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３０工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとす

る。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。

防災措置に要する費用については第25条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第45条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第46条 架空線等事故防止対策

１．施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

２．現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

３．架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

４．なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。
（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第47条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第48条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使

用するものとする。

第49条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第50条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第51条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利

益を不当に害することのないようにすること。

６．法覆護岸工の施工にあたり、地下埋設物との近接施工となるため、注意して行うこと。また、埋設物管理者との手続きが必要な際は資料作成及び立会いに協力すること、

７．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第52条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

（１） 当該車両に関する特殊車両通行許可証

（２） 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

（３） 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第53条 工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１） 仮設備関係 環境負荷の低減を実施するものとする。

（２） 営繕関係 現場休憩所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。

（３） 安全関係 盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

（４） 地域連携 完成予想図を設置するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第54条 工期

１．工期は、雨天、休日等１４６日を見込み、契約の翌日から令和９年３月２６日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

準備期間	４０日間
後片付け期間	２０日間
雨休率猛暑日補正有り（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日	１．７９

※を見込むための係数）	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

（１） １日の降雨・降雪量が１０mm／日以上の日：１５１日間

（２） ８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：１２日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（２０２０年～２０２４年）の気象庁（川越観測所）及び環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事の工期は出水期間を含んでいる。

５．６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

・準備工
・仮設工
・河川土工
・地盤改良工
・法覆護岸工
・吐口工

６．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

７．余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月２６日まで

８．契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第55条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカル

パスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。
施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第56条 工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第57条 週休２日制適用工事

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
　受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。
２．週休２日の考え方は下記のとおりである。
１）週休２日
①完全週休２日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
　受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１ 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第58条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第59条 個人情報の取扱について

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するため

の利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

（１） 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー２）を発注者に提出しなければならない。

（２） 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第60条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

第61条 他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その１工事	荒川左岸３８．２ｋ～３８．４ｋ付近	令和７年８月～令和８年３月
Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その２工事	荒川左岸３７．６ｋ～３７．８ｋ付近	令和７年９月～令和８年３月
Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その３工事	荒川左岸３７．８ｋ～３８．０ｋ付近	令和７年９月～令和８年３月
Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その４工事	荒川左岸３８．０ｋ～３８．２ｋ付近	令和７年９月～令和８年３月
Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その５工事	荒川左岸３９．０ｋ～３９．４ｋ付近	令和８年５月～令和９年３月
Ｒ７荒川第三調節池土砂改良他その１工事	荒川左岸４４．４ｋ～４４．８ｋ付近	令和８年４月～令和８年11月
Ｒ７荒川第三調節池土砂改良他その２工事	荒川左岸４４．０ｋ～４４．４ｋ付近	令和８年４月～令和８年11月
Ｒ８荒川第二・三調節池基盤整備工事	荒川左岸４２．３ｋ～４４．８ｋ付近	令和８年９月～令和10年３月

第62条 新技術の活用　「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

（１） 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

（２） 公共工事等において実用段階に達している技術

（３） 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

（４） 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であっ

て国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

（１） 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

（２） NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

（３） 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

（４） 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第63条 新技術の活用「施工者選定型」

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第 96 条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す(1)～(4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS　登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第 96 条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す(1)～(4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第64条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１） 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階

②確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

③確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２） 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３） 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４） 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げる

ものではない。

（５） フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６） 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７） 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８） 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第65条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１） 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２） 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３） 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４） 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５） 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６） 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第66条 契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

（１） 受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２） 以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる

提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

（１） 受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（ー１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（２） 発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３） 受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４） ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式ー５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更

（１） ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（２） 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３） 前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

（４） ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提

案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第67条 生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 62 条　新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第68条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照] に基づき行うものとする。

第69条　情報管理体制の確保

１．受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式－１８を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

２．受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

３．受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

４．要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、

発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

５．受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

６．受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第70条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離

・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第71条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング（株）に委託している。

第72条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユ

ーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第73条 施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第74条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第75条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラー

がないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第76条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第77条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第78条 廃プラスチック処分

廃プラスチック処分については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第２章　土工

第79条 土取場

土取場については下記の通りとするが、詳細については監督職員から指示するものとする、なお、運搬距離・土取場に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

土取場	運搬距離	備考
秋ヶ瀬ストックヤード （埼玉県さいたま市桜区下大久保地先）	Ｌ＝５．５ｋｍ以下	

第80条 表土剥ぎ

１．盛土箇所において２０ｃｍ以上の表土の剥ぎ取りを行うものとするが、現地において根茎等が更に深い事が確認された場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

２．また、剥ぎ取った表土は現場付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする（運搬距離Ｌ＝０．３ｋｍ以下）。詳細については、監督職員と協議するものとする。なお、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第81条 掘削工

１．掘削土量に変動が生じた場合は、変動量については、監督職員と協議しなければならない。

２．掘削工で発生する土砂は盛土・大型土のうに流用するものとし、詳細については監督職員と協議するものとする。

第82条 盛土工

１．盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

２．締固め度の管理は、以下に示す乾燥密度あるいは、空気間隙率によるものとする。

（１） 乾燥密度による規定

「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」（令和５年３月改定）によるものとする。

ただし、試験方法が「JIS A 1214」の場合、測定１回当たりの測定点は３個を原則とする。

（２） 飽和度又は空気間隙率による規定

下表に示す土質については、その飽和度又は空気間隙率が対応した範囲にあることとする。

なお、測定１回当たりの測定点は３個を原則とする 。

土質分類	飽和度（Ｓｒ）	空気間隙率（Ｖａ）
砂質土｛ＳＦ｝ (25%≦74μｍふるい 通過分＜50%)	－	Ｖａ≦15%
粘性土｛Ｆ｝	85%≦Ｓｒ≦95%	2%≦Ｖａ≦10%

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

第83条 レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	ｽﾗﾝﾌﾟ	水ｾﾒﾝﾄ比	呼び強度	ｾﾒﾝﾄの種類
均しコンクリート	25（20）mm	8cm	60%以下	18.0N/mm2以上	高炉Ｂ種

巻立コンクリート	25（20）mm	8cm	60%以下	18.0N/mm2以上	高炉Ｂ種
河床コンクリート	25（20）mm	8cm	60%以下	24.0N/mm2以上	高炉Ｂ種
調整コンクリート	25（20）mm	8cm	60%以下	24.0N/mm2以上	高炉Ｂ種
翼壁コンクリート	25（20）mm	8cm	55%以下	24.0N/mm2以上	高炉Ｂ種
桝コンクリート	25（20）mm	8cm	55%以下	24.0N/mm2以上	高炉Ｂ種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第84条 配合

一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５％以下、無筋コンクリートについては６０％以下としなければならない。

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

（１） 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）

（２） 最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。

（３） 管（函）渠等（φ600 未満、600mm×600mm 未満）の構造物。

（４） 道路照明、標識、防護柵等の構造物。

（５） 耐久性を期待しない構造物。

（６） 河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

第85条 組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第86条 機械式鉄筋定着工法について

機械式鉄筋定着工法を採用する場合は、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成２８年７月）」に基づき実施するものとする。

なお、上記については、設計変更の対象とし別途監督職員と協議するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的認証機関による建設技術審査証明の写しを監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付箇所の品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

第87条 機械式鉄筋継手工法について

械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン（平成２９年３月）」に基づき実施するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的機関等による技術的な確認を

受けた証明書の写しについて、監督職員の承諾を得なければならない。
また、現場施工における取付位置や等級、品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。
施工前には、施工要領書について監督職員の承諾を得なければならない。施工時には、工法に関して教育、講習等を受けた有資格者の管理の下で施工しなければならない。

第４章　土木工事材料

第88条 中詰材

かごマットに使用する中詰材は、割栗石（５０－１５０mm）を使用するものとする。

第89条 セメントコンクリート製品

コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」(平成８年６月制定)によるものとする。

第90条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	適用
表層	４０～６０	付帯道路工

第91条　芝

芝はアサ芝とする。

第92条　モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通セメントでセメント量は１：３とする。

第93条　道路材料

１．粒状路盤材クラッシャーランはＲＣ－４０とする。
２．加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下表のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径（㎜）	アスファルト量（%）	適用
ＲＡ13	再生密粒度アスコン	１３	６～８	表層

第94条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における

品質管理基準」によるものとする。

第95条 プライムコート

プライムコートに使用する材料はＰＫ－３とし、使用量は 1～2L/m2 を標準とする。

第96条 吸出し防止シート

１．河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表－１参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	１０－２（１／ｓ）以上	JISL3204準拠
厚さ	１０㎜以上	
引張強度	１．０ｔｆ／ｍ以上	縦・横方向共
化学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISK7114準用(PH5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISA1410JISA1415準用
適用勾配	１：３	

上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成４年度建設省告示第 1324 号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－１

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	O95／D85≦１．０ （尚、O95≦0.2㎜は上記判定不要）	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	１０－２（１／ｓ）以上	JISL3204準拠
引張強度	1.0tf/m以上	JISL3204準拠
化学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISK7114準拠 (PH5～9)
対候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISA1410 JISA1415準拠
摩擦（静止摩擦係数）	μ≧0.5（適用勾配１：２以上） 0.3（適用勾配１：３以上）	国土センター統一試験

なお、「技術証明書」については「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

２．取付護岸・護床吸出し防止シート

取付け護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ 10 ㎜とし、品質、規格については表－２

によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ 20 ㎜とし、品質・規格については表－２によるものとする。

３．品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

（１） 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①製品名②製造年月日③製造工場名が明示されていること。（製造年月日は整理番号でもよい）

（２） 納入される製品は、表－２の品質試験により管理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において３日に１回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、20,000 ㎡に１回以上の割合で行われているもの。

表－２ 吸出し防止シートの品質・規格及び試験方法

項目	規格	試験方法
密度	０．１２g/cm3 以上	JISL3204(1992)
圧縮率	１２％以下	〃
引張強度	１tf/m以上	JISL3204(1992)準拠
伸び率（最大強度時）	５０％以上	JISL3204(1992)
耐薬品性（不溶解分）	９０％以上	〃
透水性	０．０１ 1/S 以上	JISL3204(1992)準拠

４．現場における検査方法

（１） 現地において、施行面積 2,000 ㎡毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。

さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

（２） 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

５．吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は、10 ㎝以上とする。

第97条　目地板

護岸基礎コンクリート、縦帯工、巻止め工の目地材は、樹脂発泡体（15 倍発泡）とし、厚さは 10㎜ とし、20m ごとに設置するものとする。

第５章　一般施工

第98条　連結ブロック張

１．曲線部、端末部分等で使用するブロックの規定寸法での施工が出来ない場合は、半割ブロックを使用するものとし、半割ブロックが使用できない箇所については場所打ちコンクリート（呼び強度 240kgf/cm2 以上（24.0N/mm2・W／C＝60%以下））をブロック厚以上打設するものとする。

２．連結ブロックの連結後、間詰材により間詰めを行うものとする。
間詰材はモルタルを使用するものとする。

第99条　工事用道路工

１．既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。

２．施工箇所の工事用道路の出入口については、荒川左岸３７．２ｋｍ付近（羽根倉橋上流）とする。なお、現地状況の変更にともない工事車両の通行に支障が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第100条　仮設工

１．本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責において決定し、施工するものとする。

２．本工事における水替工は、下記の通り見込んでいる。なお、現地条件の変更等によりこれにより難い場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

設置箇所	ポンプ台数	排水量区分	排水方法
池内水路施工箇所	φ200mm×1 台	0 以上 120(m3/h)未満	作業時排水
吐口工 5ー4 施工箇所①	φ200mm×1 台	0 以上 120(m3/h)未満	常時排水
吐口工 5ー4 施工箇所②	φ200mm×1 台	0 以上 120(m3/h)未満	常時排水

３．仮設工（工事用坂路・大型土のう）に使用する土砂については、掘削工で発生した土を流用するものとする。詳細については、監督職員と協議するものとする。

土取場	運搬距離	備考
秋ヶ瀬ストックヤード （埼玉県さいたま市桜区下大久保地先）	Ｌ＝５．５ｋｍ以下	

４．仮設工（工事用坂路）には、大宮ストックヤードに保管中の高密度ポリエチレン管を使用できるものとする。詳細については、監督職員と協議するものとする。

第６章　その他

第101条　特定外来生物の対応

１．本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第102条　河川環境への配慮

１．本工事の施工箇所及びその周辺には、環境上配慮すべき生物の生育が確認されていることから、工事着手前に、監督職員から河川環境情報図等の提示を受けるものとする。

２．環境上配慮すべき生物の生育に配慮すべき事項とその対応方針について別途発注者から指示するものとし、その内容については設計変更の対象とする。

３．上記２で決定した配慮すべき事項とその対応方針について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする

第103条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第104条　地震発生後の建設工事現場の点検について

１．地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

（１）気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

①現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

②現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

（２）気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

①夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第105条　工事現場における説明性の向上

１．受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の

説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第1章第62条 第1章第55条 第1章第55条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第1章第49条 第1章第50条 第5章第100条 第1章第51条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 □ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第5章第99条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第1章第26条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

別紙－２

証明書

工事（業務）名：

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

概略工事工程表

工事名 ： R7荒川第二調節池池内水路整備その6工事

工　種	単位	数　量	令和7年度						令和8年度						備考
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
〈築堤・護岸〉	式	1	★ 契約	余裕工期												
準備	式	1														・40日間
仮設工	式	1														仮排水路設置・撤去
河川土工	式	1														・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工
法覆護岸工	式	1														・左岸：大型連結ブロック ・右岸：アサ芝(2pt)
吐口工	式	1														2箇所
後片付け	式	1														・20日間
制約条件　出水期間	―															6月1日～10月31日

位 置 図　S=1:50000

1:50000

0　500m　1000m　2000m　3000m　4000m　5000m

工事名	R７荒川第二調節池池内水路整備その６工事						
図面名	位　置　図						
縮　尺	1:50000	図面番号	1 / 34				
年月日	令和 8 年　2 月　日						
所長	副所長	課長	係長	設計			
事務所名	国土交通省　荒川調節池工事事務所						

平面図　S=1:1000

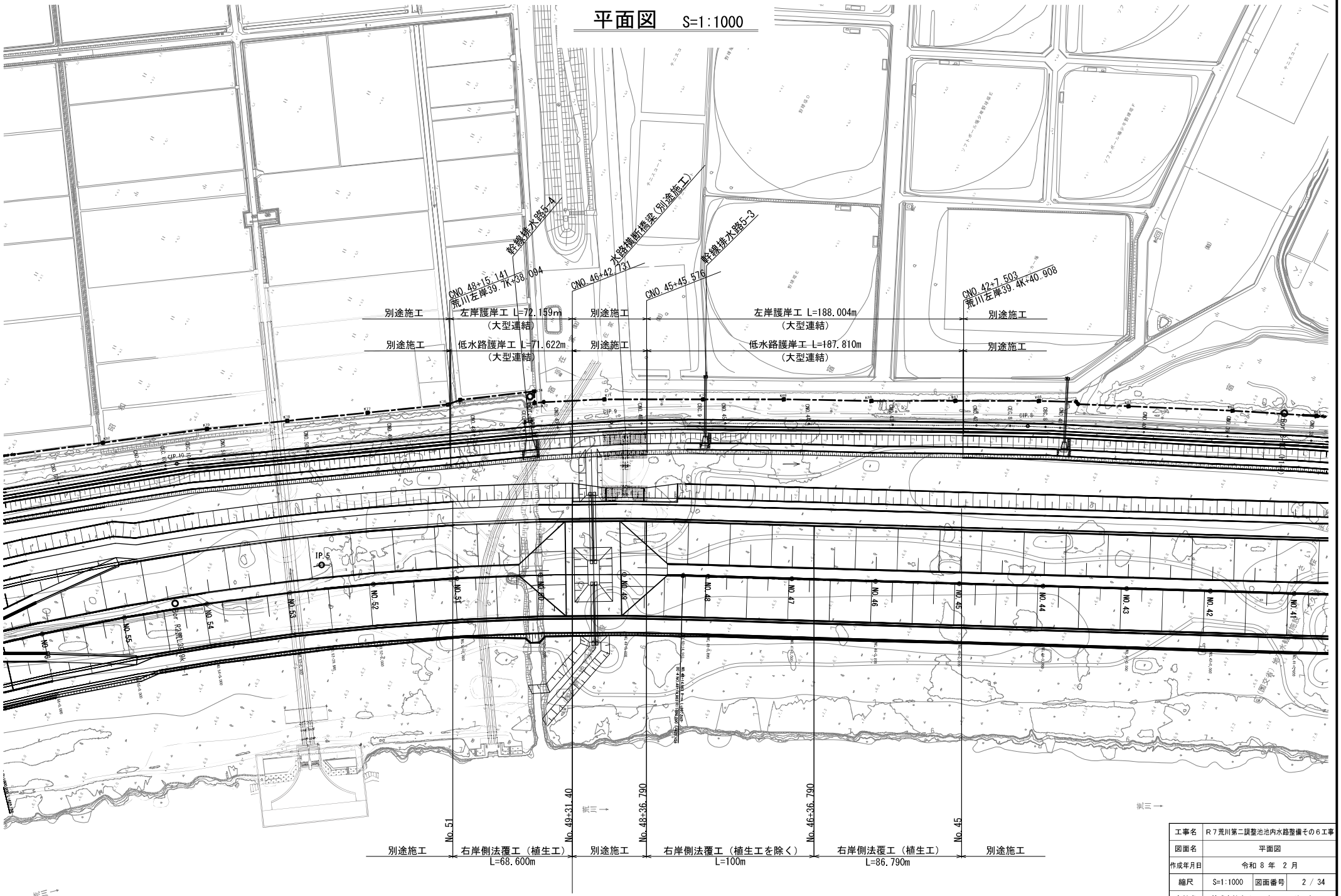

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	平面図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	S=1:1000	図面番号	2 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

池内水路縦断図(1)

SV=1:200
SH=1:1000

(左岸)

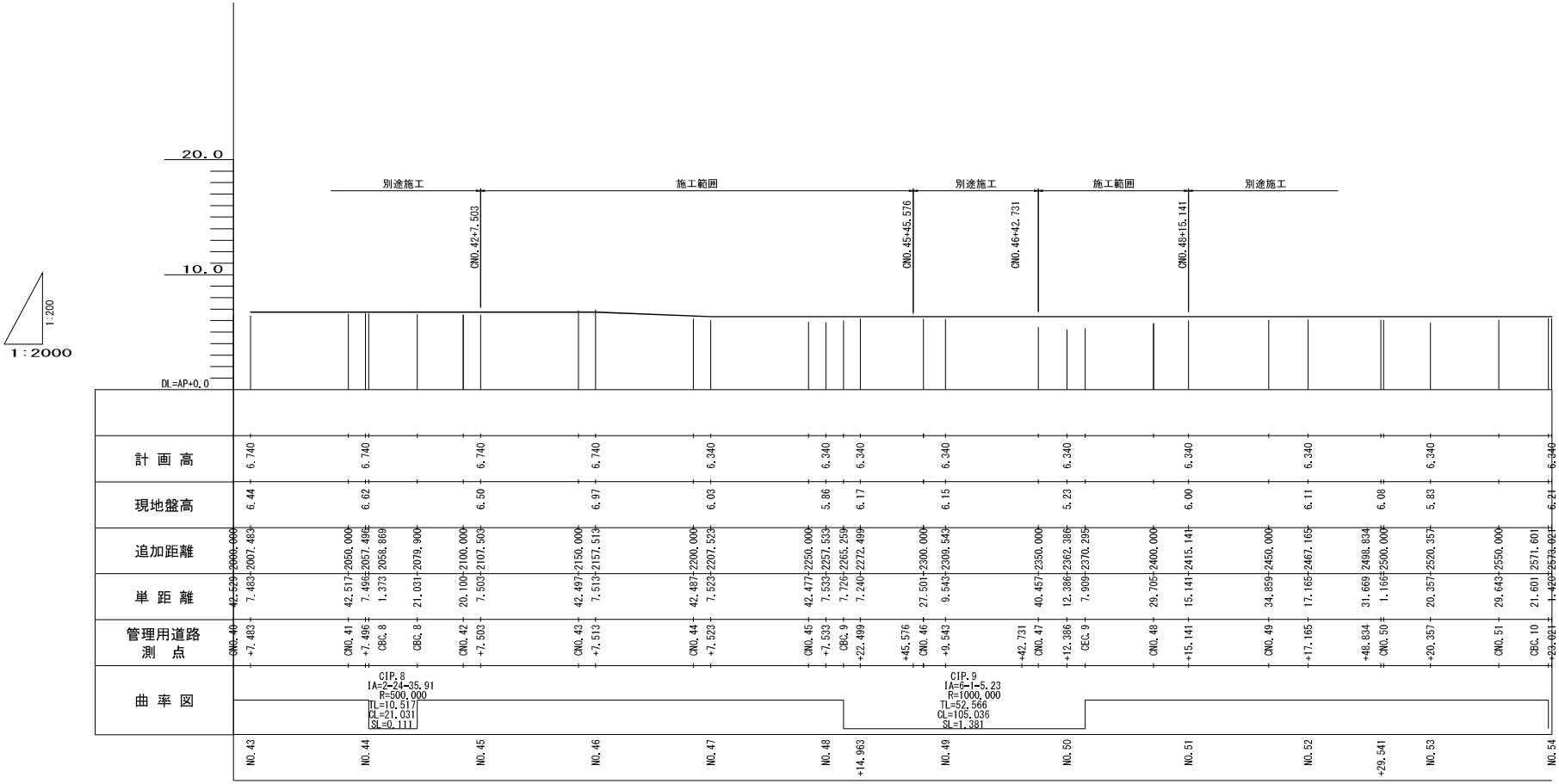

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	池内水路縦断図 (1)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	SV=1:200 SH=1:1000	図面番号	3 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

管理盛土高
池内水路高水敷高
池内水路敷高

池内水路縦断図(2)

SV=1:200
SH=1:1000

(右岸)

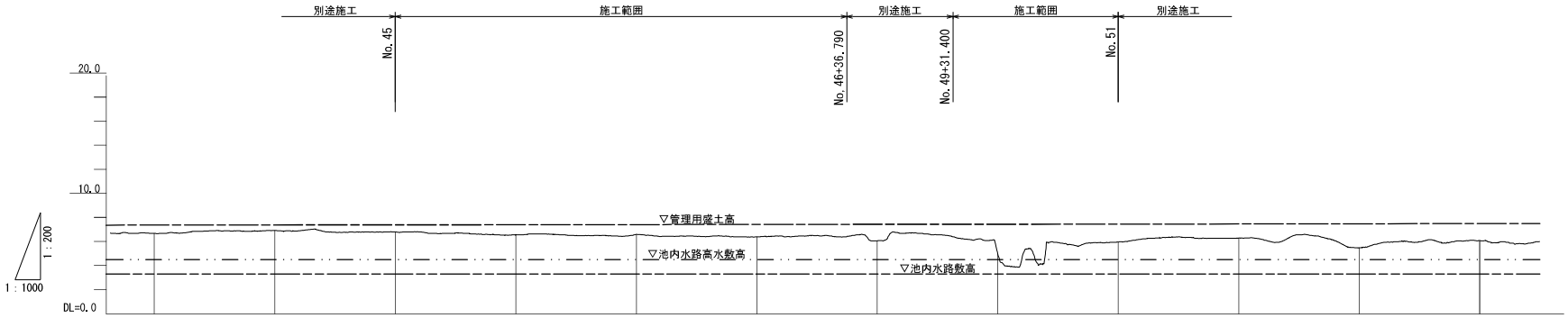

池内水路敷高勾配														
管理盛土高	7.356	7.367	7.378	7.389	7.400	7.411	7.414	7.422	7.433	7.444	7.456	7.462	7.467	7.478
池内水路高水敷高	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500
池内水路敷高	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300
現地盤高	6.663	6.903	6.796	6.540	6.599	6.381	6.412	6.061	4.965	5.950	6.288		6.476	6.069
追加距離	2150.000	2200.000	2250.000	2300.000	2350.000	2400.000	2414.963	2450.000	2500.000	2550.000	2600.000	2629.541	2650.000	2700.000
単　距　離	50.000	50.000	50.000	50.000	50.000	50.000	14.963	35.037	50.000	50.000	50.000	29.541	20.459	50.000
測　点	NO.43	NO.44	NO.45	NO.46	NO.47	NO.48	NO.48+14.963	NO.49+37.399	NO.49	NO.49+12.786	NO.49+31.40	NO.50	NO.51	NO.52	NO.52+29.54	NO.53	NO.54
曲率図	R=∞ L=397.545											R=1600 L=429.156		

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	池内水路縦断図（2）		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	SV=1:200 SH=1:1000	図面番号	4 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

池内水路標準断面図　S=1:250

左岸1:2.0（CNO42+7.503～CNO.45+47.042,CNO46+23.540～CNO.48+15.141）

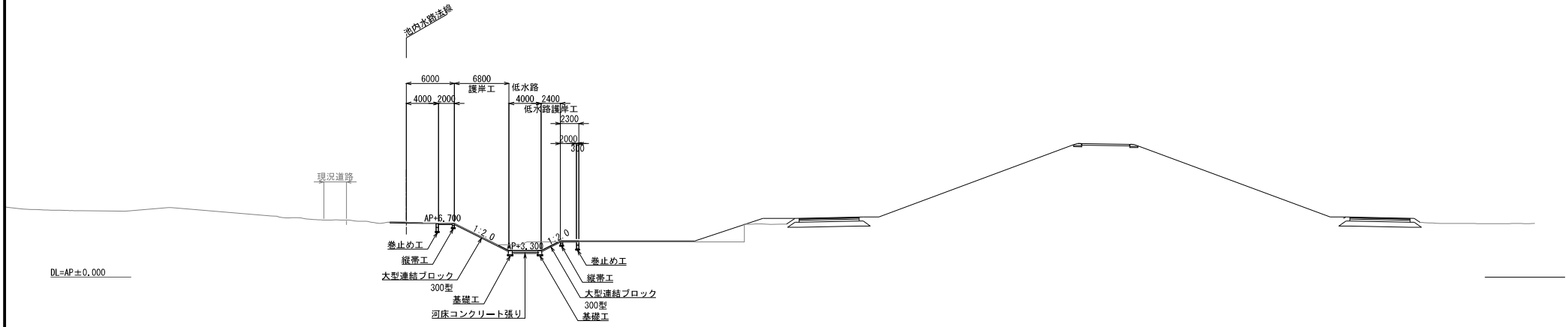

右岸1：3.0(No.45～No.48+37.359,No.49+12.798～No.51)

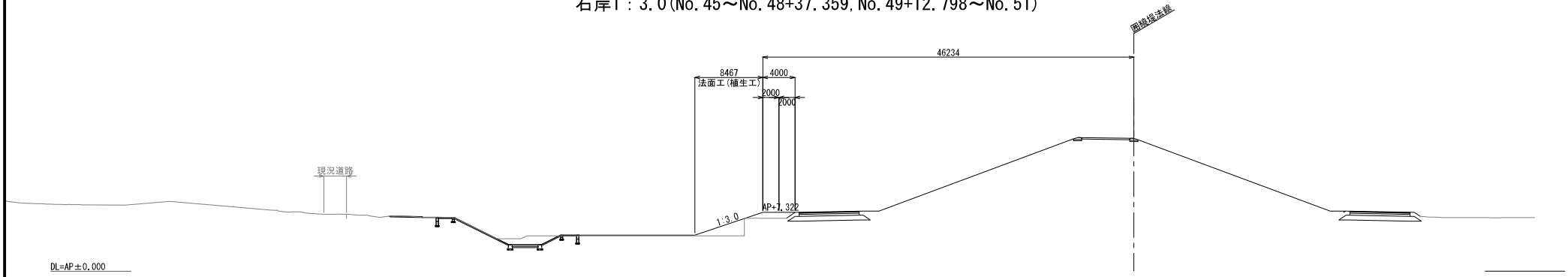

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	池内水路標準断面図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	図 示	図面番号	5 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

横断図(1) S=1:250

CNo.42

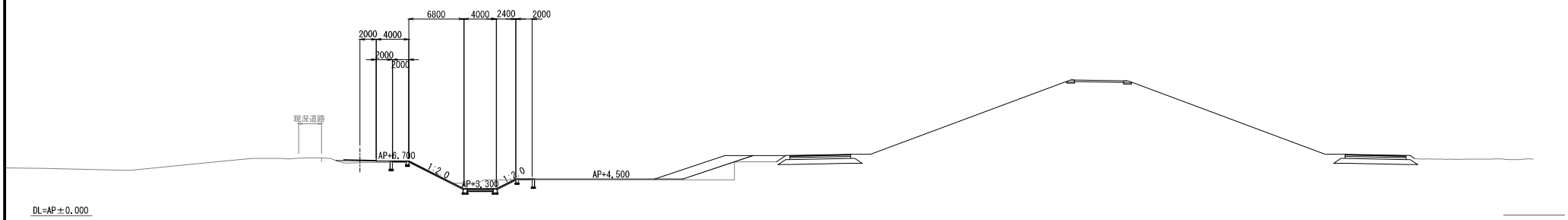

CNo.43

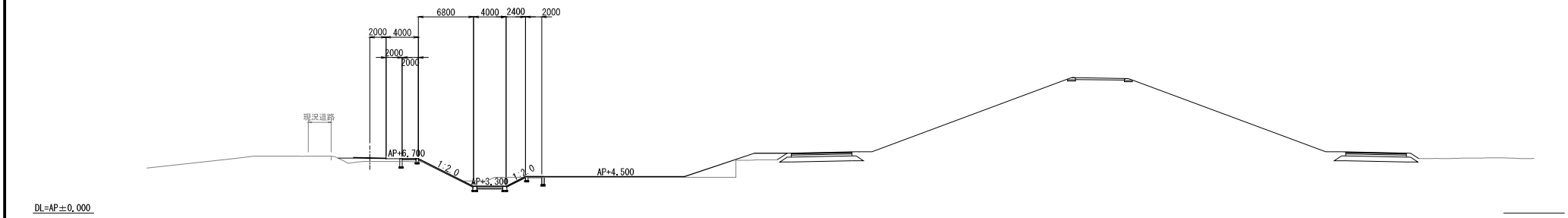

CNo.44

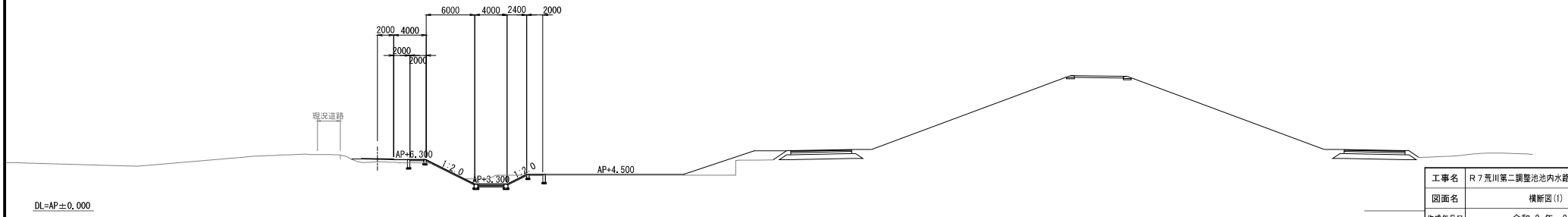

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	横断図(1)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	S=1:250	図面番号	6 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

横断図(2) S=1:250

（左岸）

CNo.45

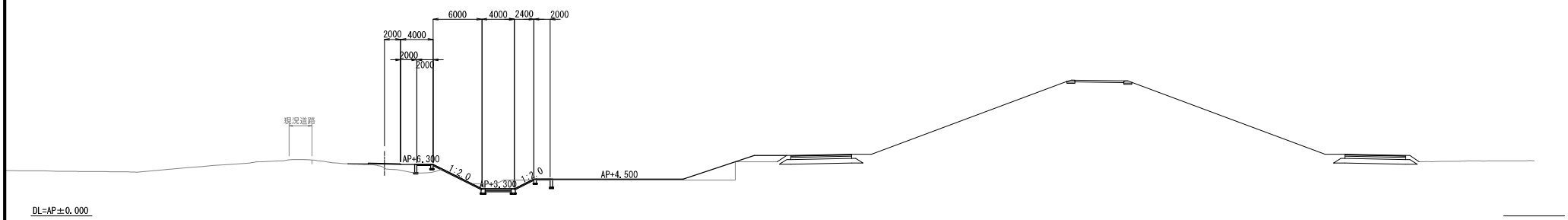

CNo.46

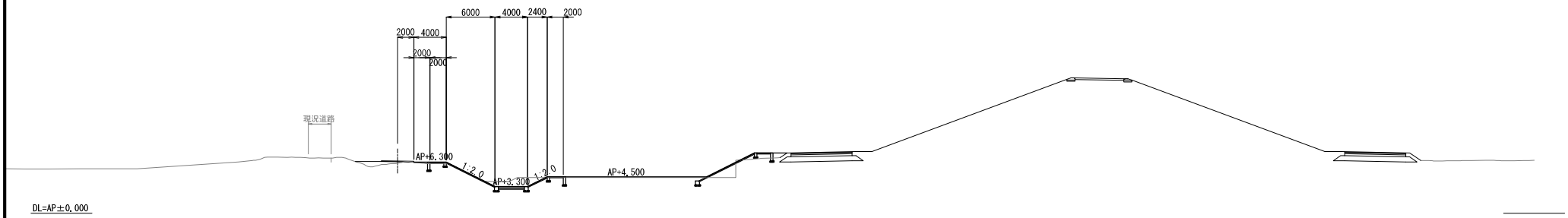

CNo.47

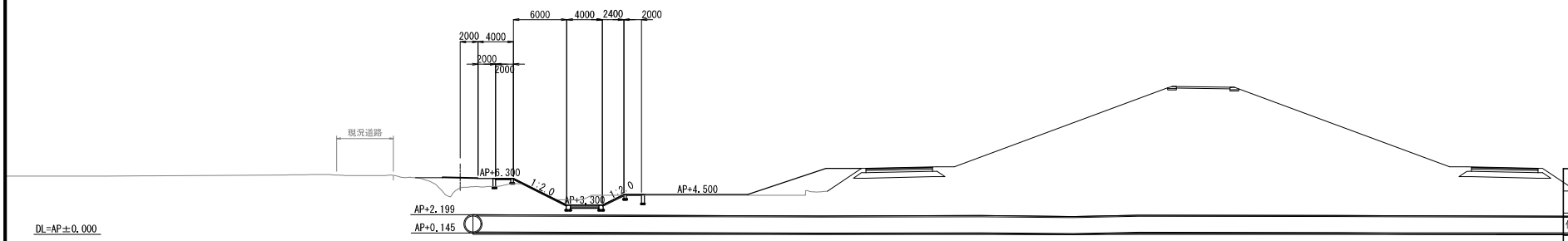

工事名	R7荒川第二調整池池内水路整備その6工事		
図面名	横断図(2)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	S=1:250	図面番号	7 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

横断図(3) S=1:250

（左岸）

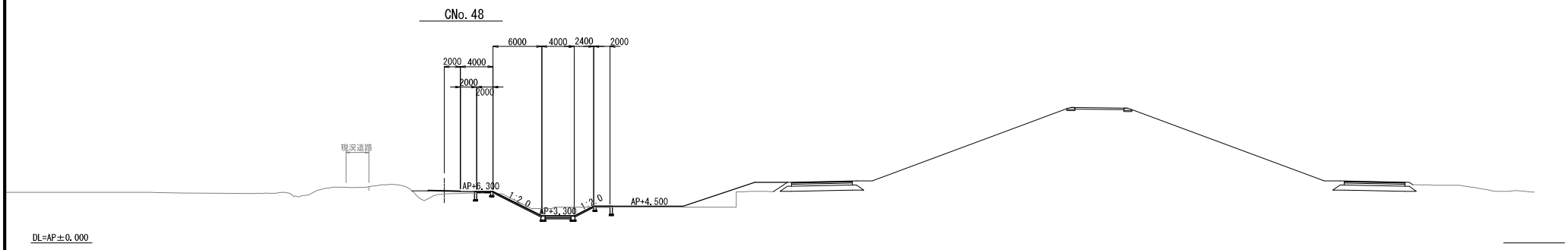

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	横断図(3)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:250	図面番号	8 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

横断図(4)　S=1:250

（右岸側）

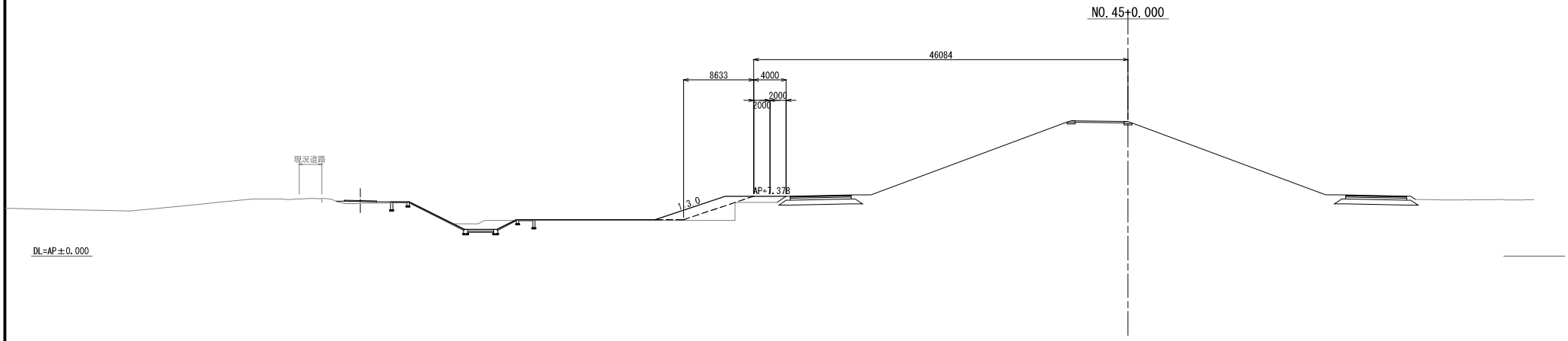

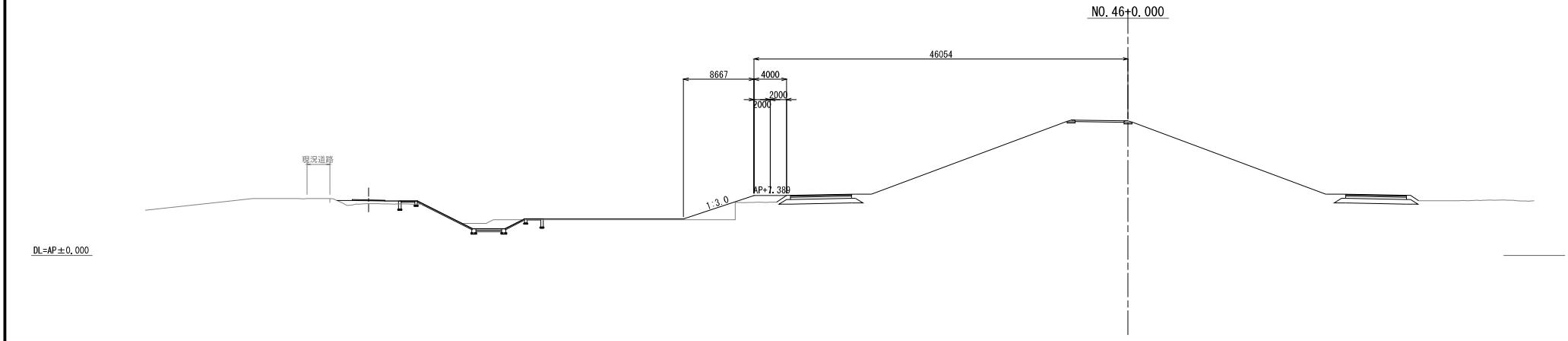

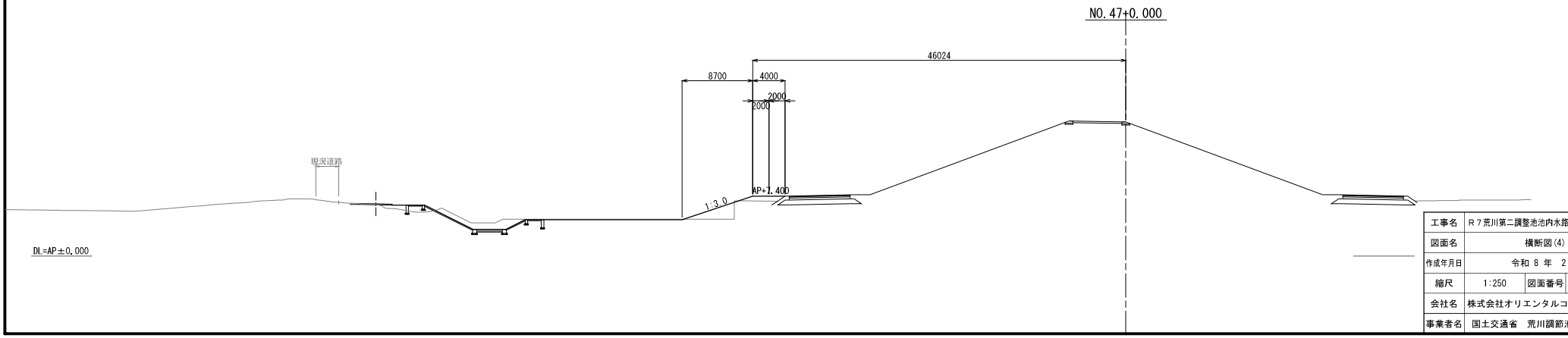

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	横断図(4)		
作成年月日	令和 8 年　2 月		
縮尺	1:250	図面番号	9 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

横断図(5)　S=1:250

（右岸側）

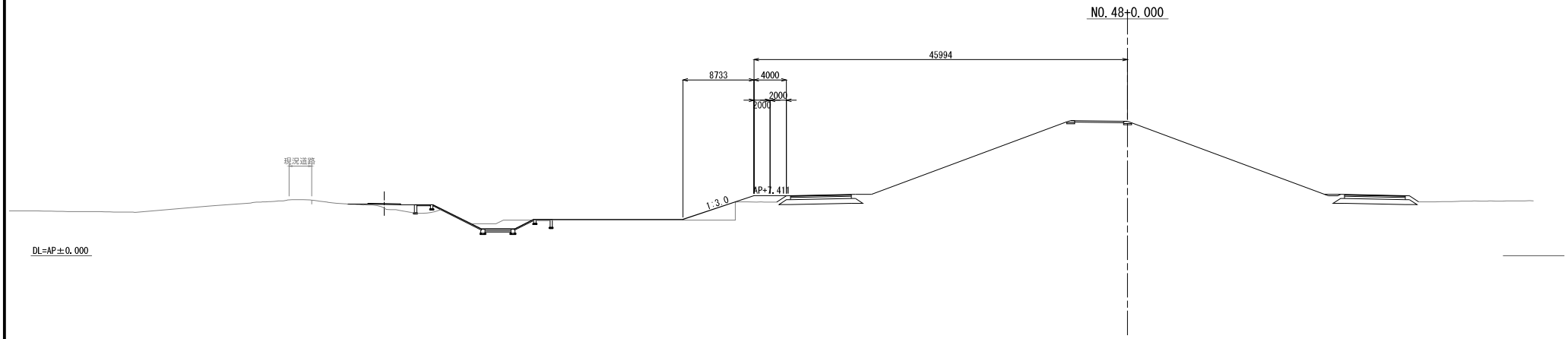

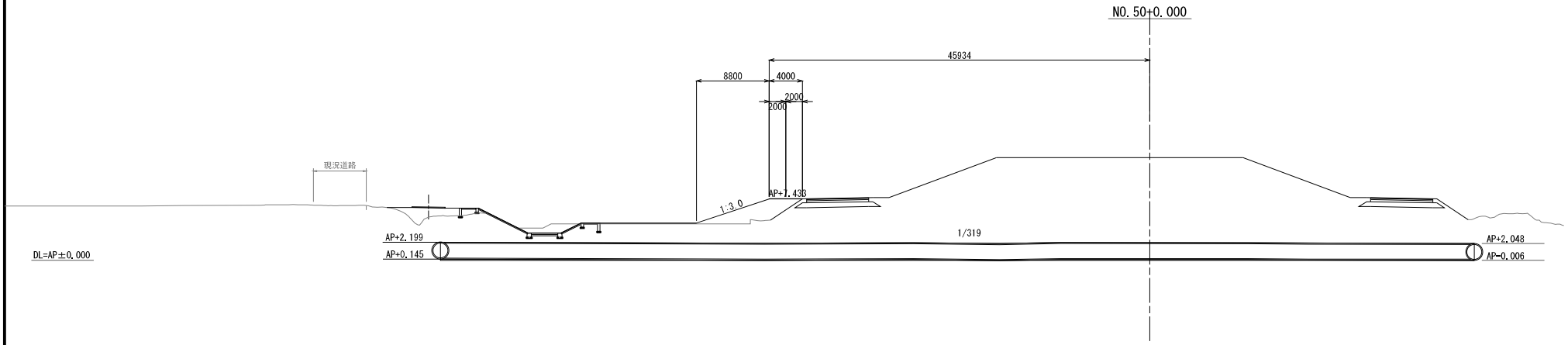

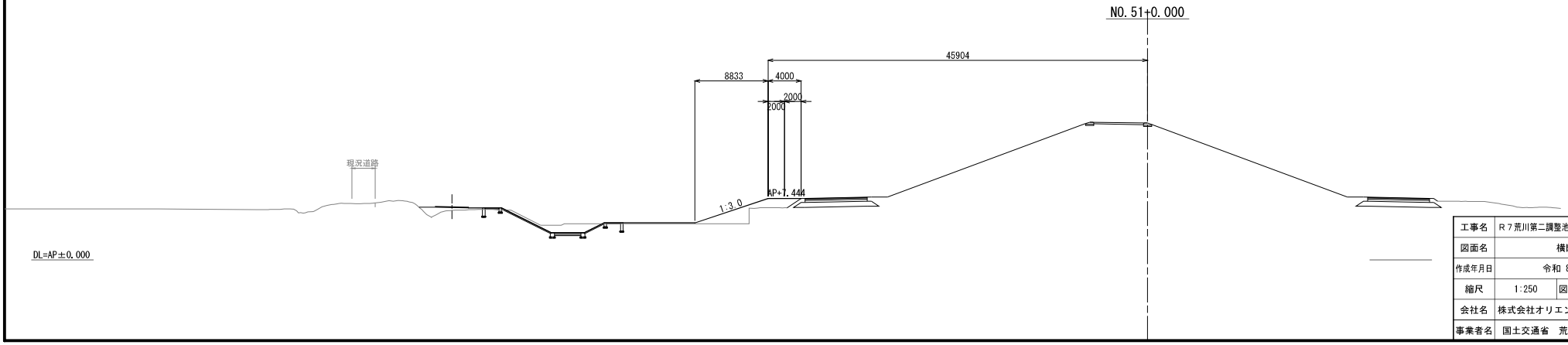

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	横断図(5)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:250	図面番号	10 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

護岸工構造図　S=1:50

大型連結ブロック

大型連結ブロック標準断面図　S=1:50

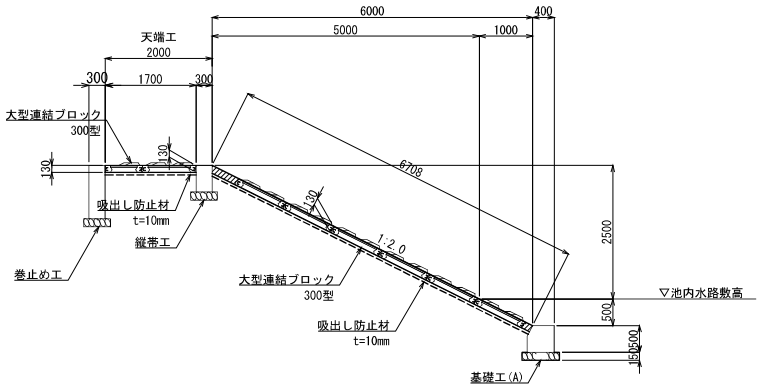

低水路部標準断面図　S=1:50

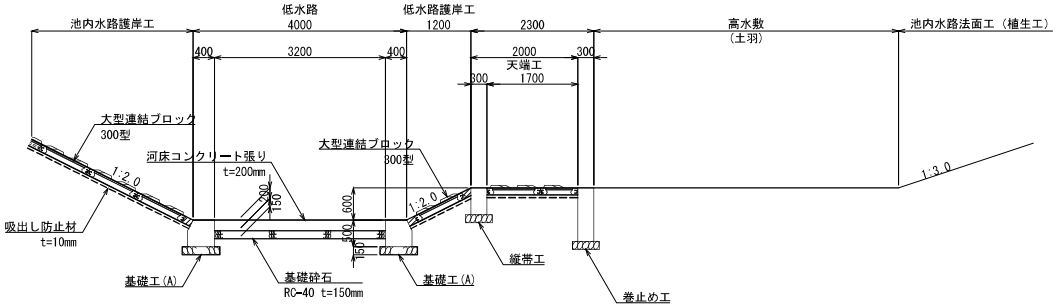

基礎工　S=1:50

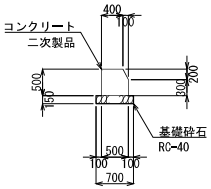

縦帯工　S=1:50

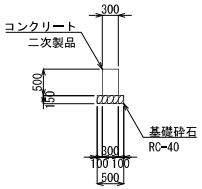

巻止め工　S=1:50

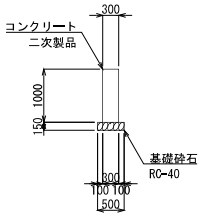

横帯工　S=1:50

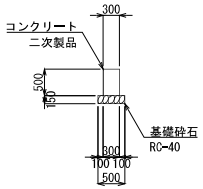

平面図　S=1:100

コンクリートブロック　S=1:50

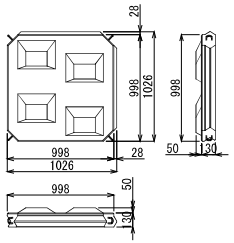

連結金具　S=1:2.5

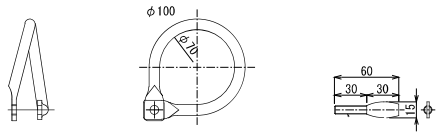

河床コンクリート張り　標準断面図　S=1:100

平面図

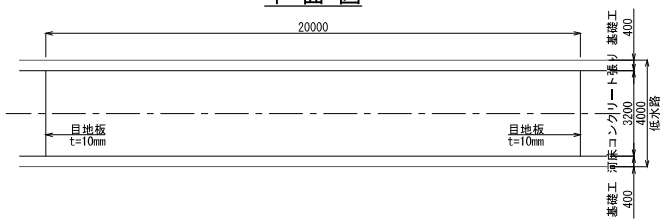

断面図

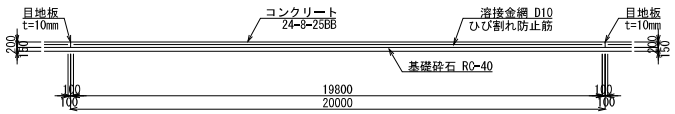

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	護岸工構造図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	図 示	図面番号	11 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

護岸工展開図(1)

V=1:100
H=1:600

左岸側護岸工

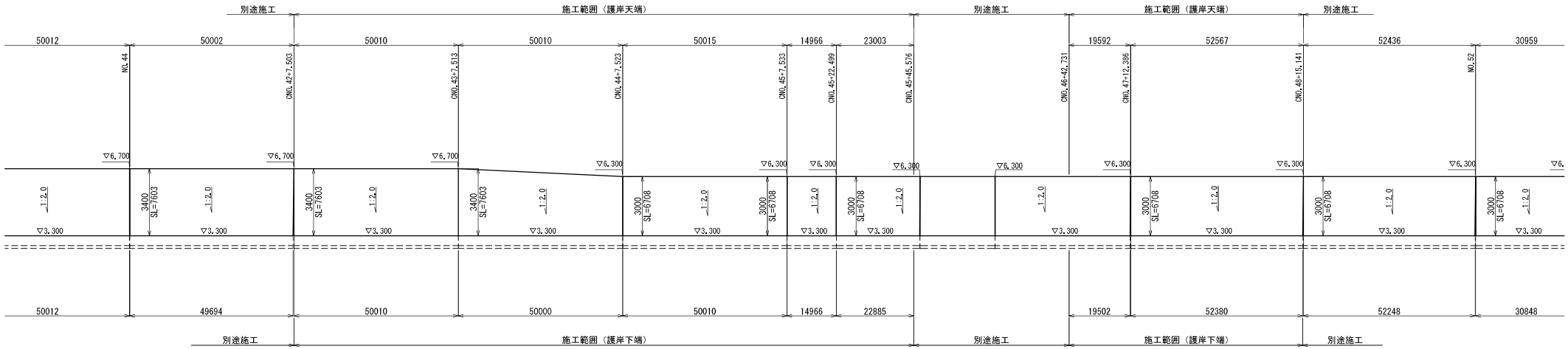

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	護岸工展開図(1)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	V=1:100 H=1:600	図面番号	12 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省荒川調節池工事事務所		

護岸工展開図(2)

V=1:100
H=1:600

低水路護岸工

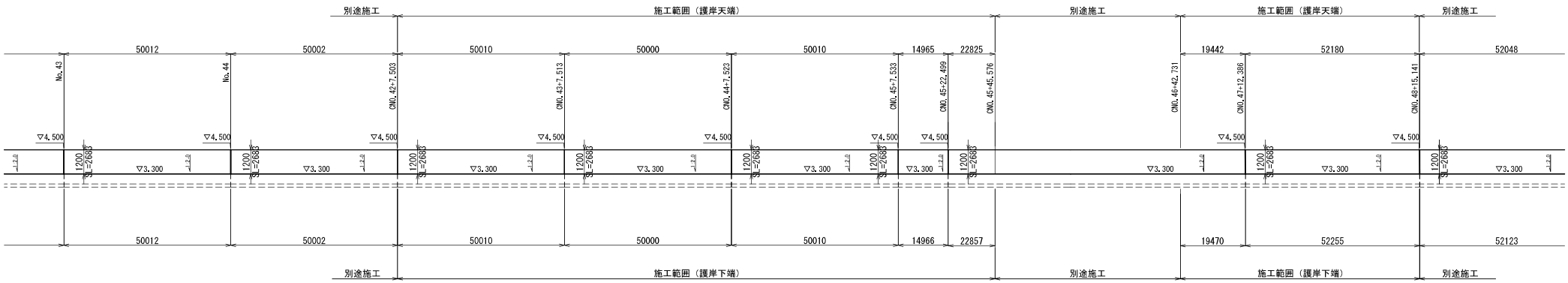

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	護岸工展開図(2)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	V=1:100 H=1:600	図面番号	13 / 34
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

仮設工図(1)　S=1:1000

施工区間：No.45～No.51
（仮排水路）

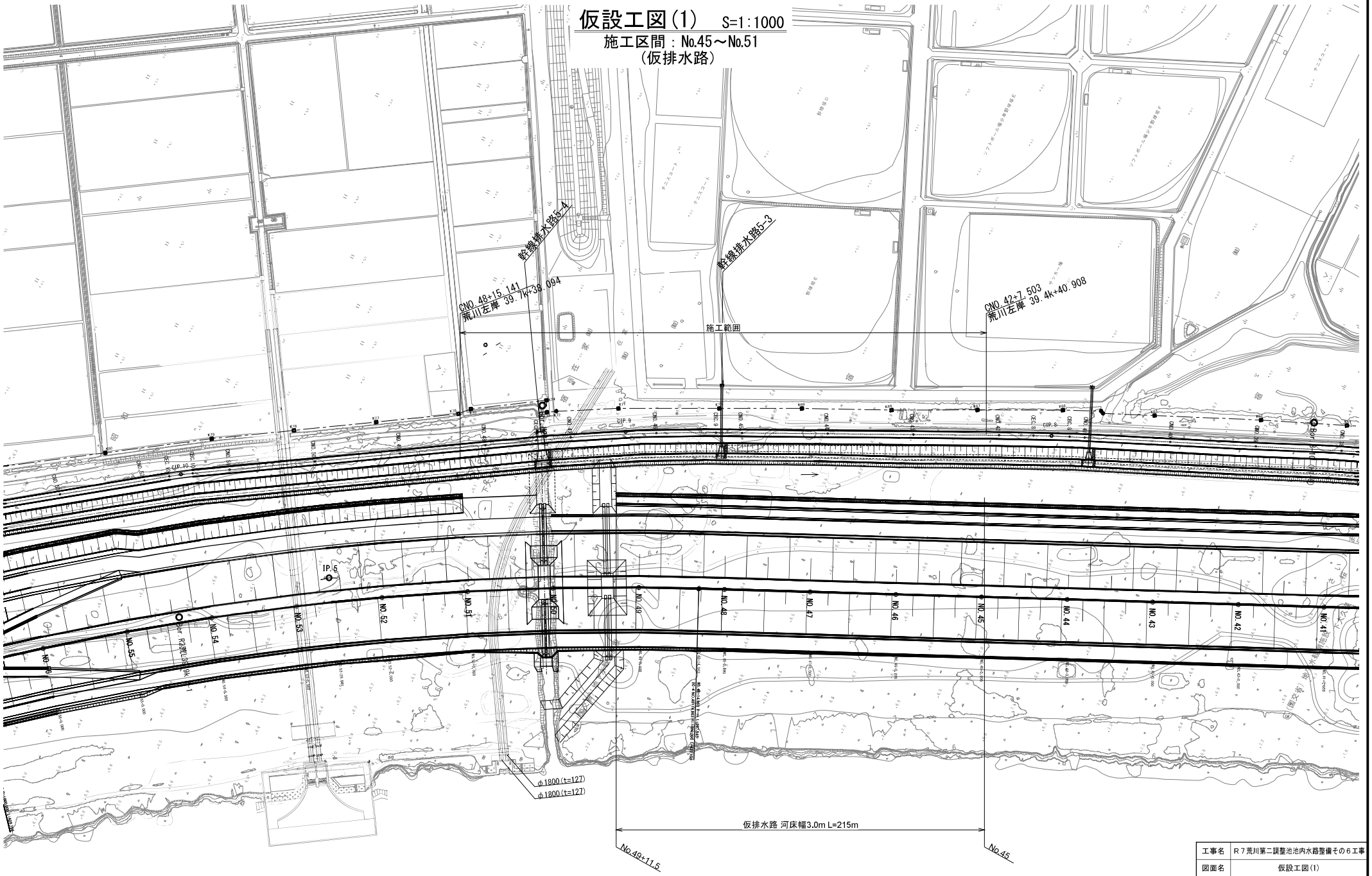

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	仮設工図(1)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	S=1:1000	図面番号	14 / 34
会社名			
事業者名	国土交通省荒川調節池工事事務所		

註）囲繞堤の法尻線は管理盛土に対して描いたものである。

仮設工図(2)　S=1:250

横断図

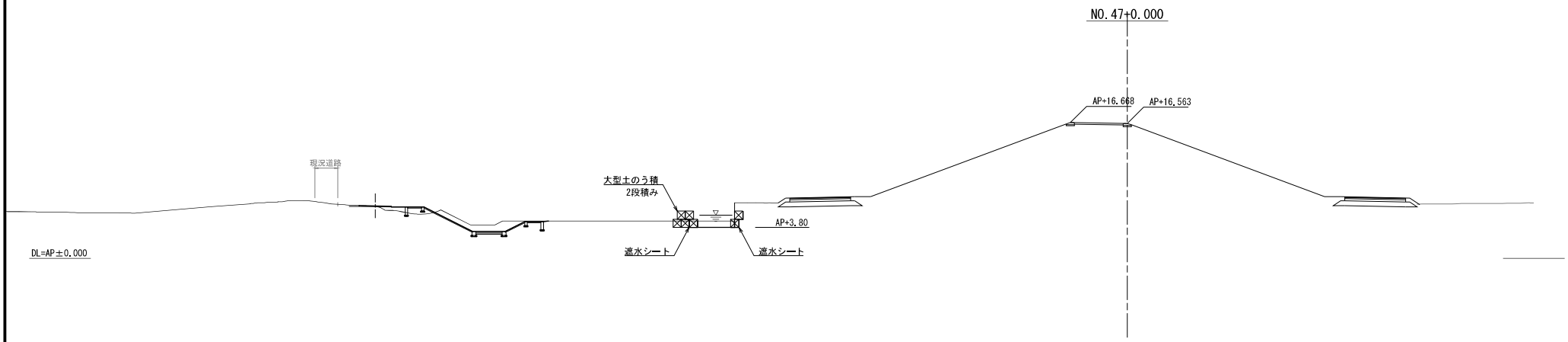

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	仮設工図(2)		
作成年月日	令和 8 年　2 月		
縮尺	1:250	図面番号	15 / 34
会社名			
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-3 一般図　S=1:100

No.48+4m

平面図

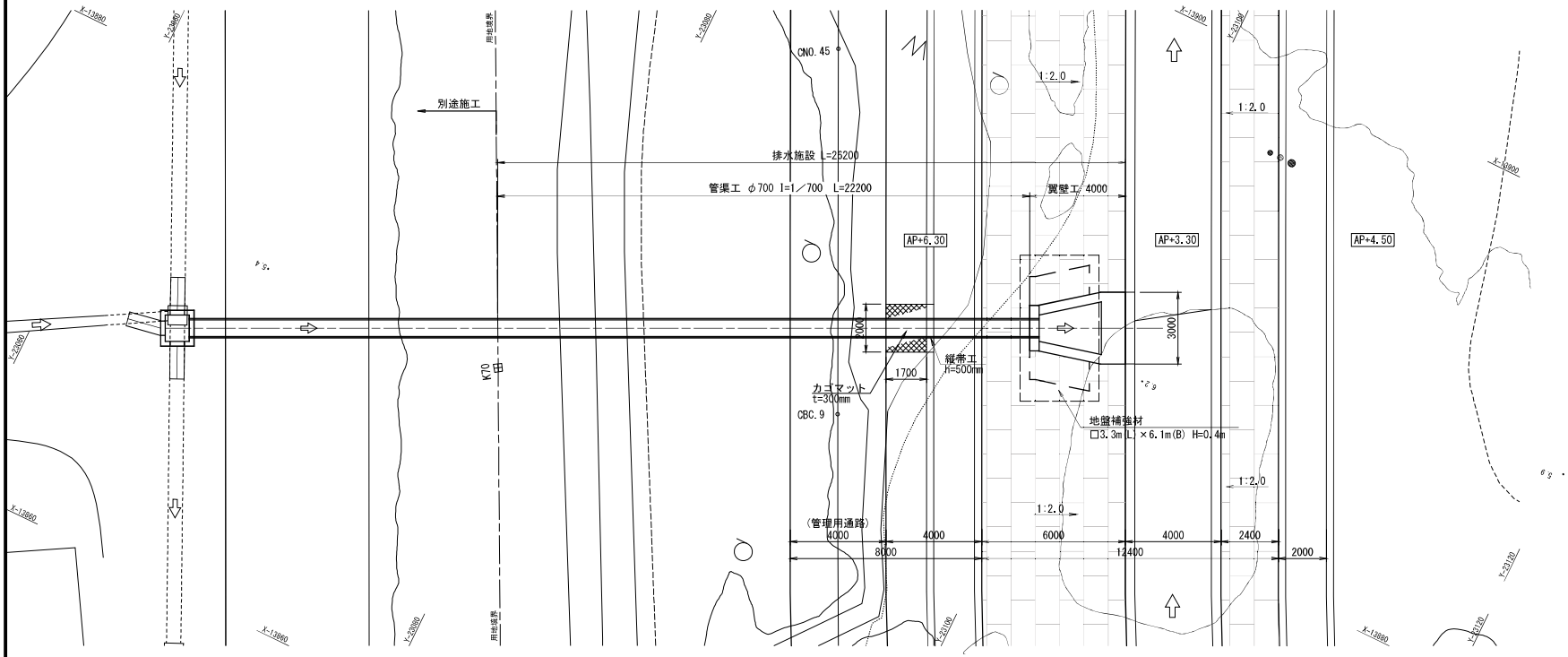

縦断図

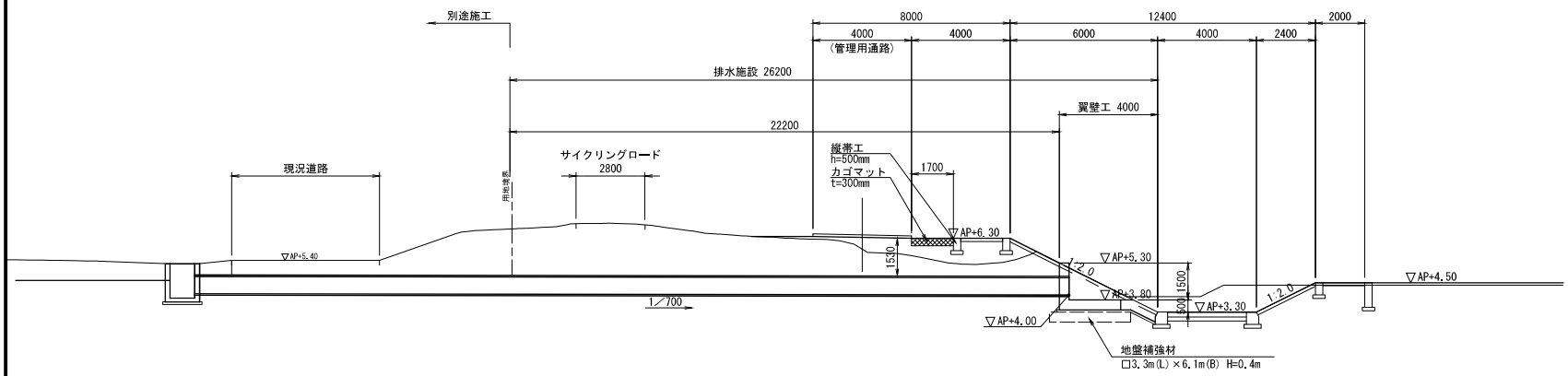

DL≒AP+0.00

標準断面図

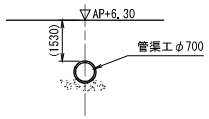

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-3 一般図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:100	図面番号	16 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-3 構造図(1)　S=1:30

No.48+4m（翼壁工）

縦断図

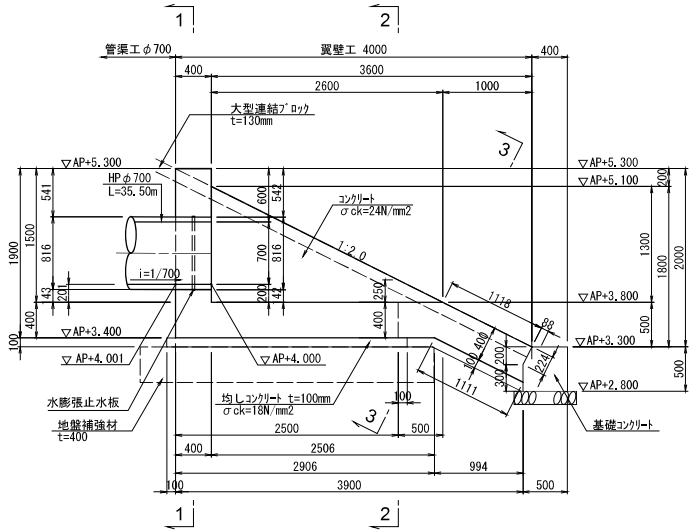

1-1

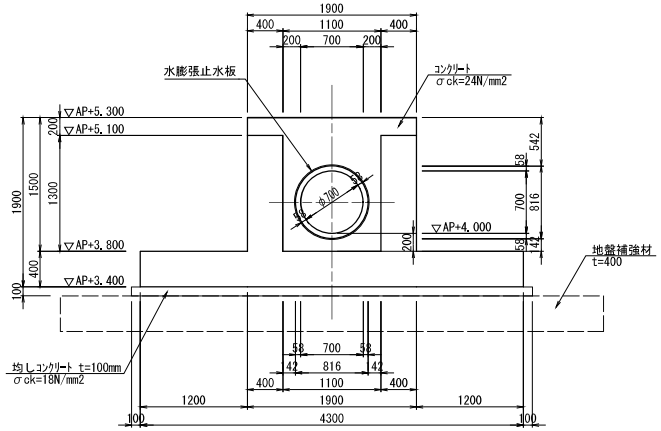

3-3

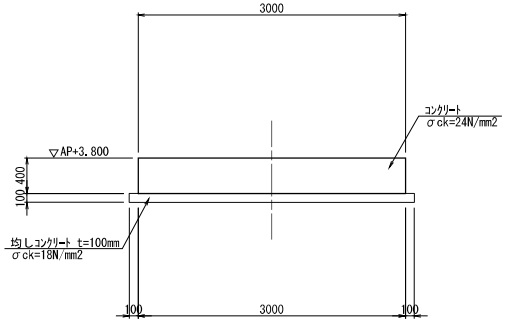

平面図

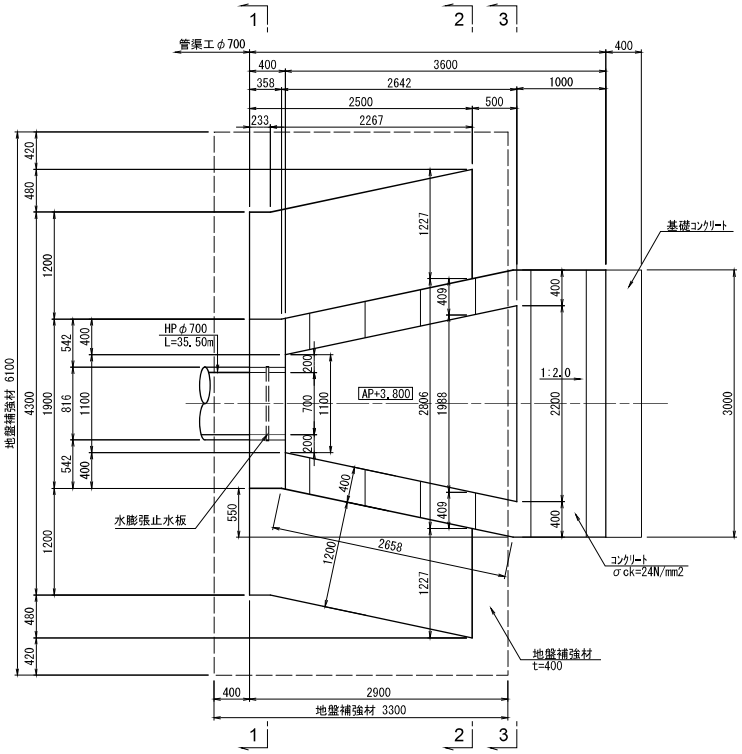

2-2

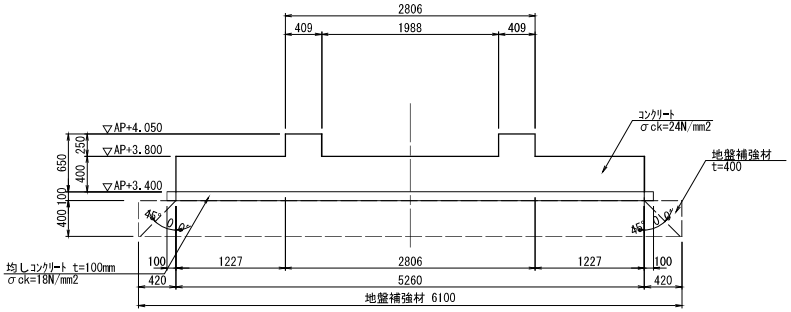

地盤補強材構造図

（翼壁工）　（参考図）

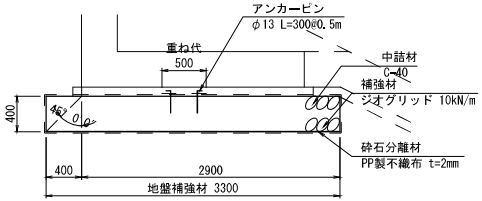

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-3 構造図(1)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	17 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-3 構造図(2)　S=1:30

No.48+4m

管渠工
HPφ700 砂基礎

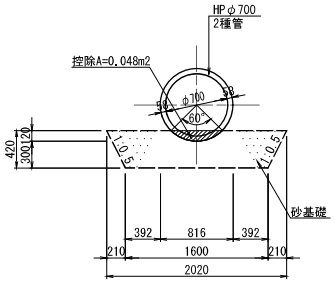

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-3 構造図(2)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	18 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-3 配筋図(1)　S=1:30

No.48+4m（翼壁工）

1 － 1

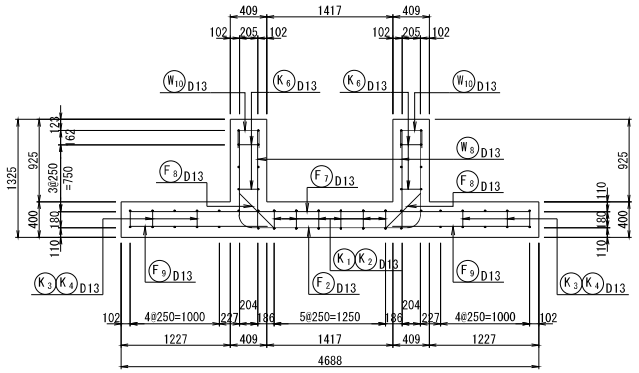

2 － 2

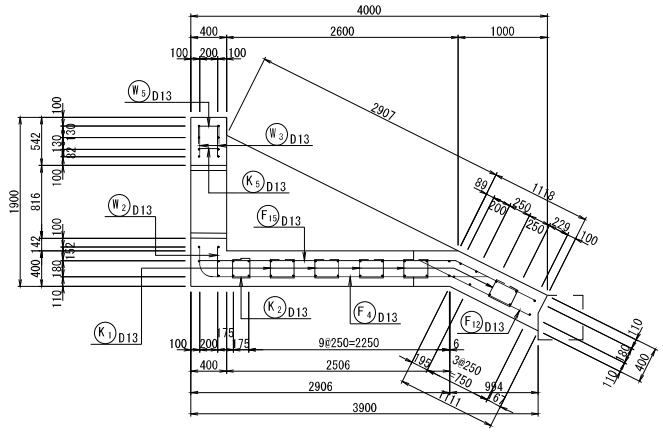

3 － 3

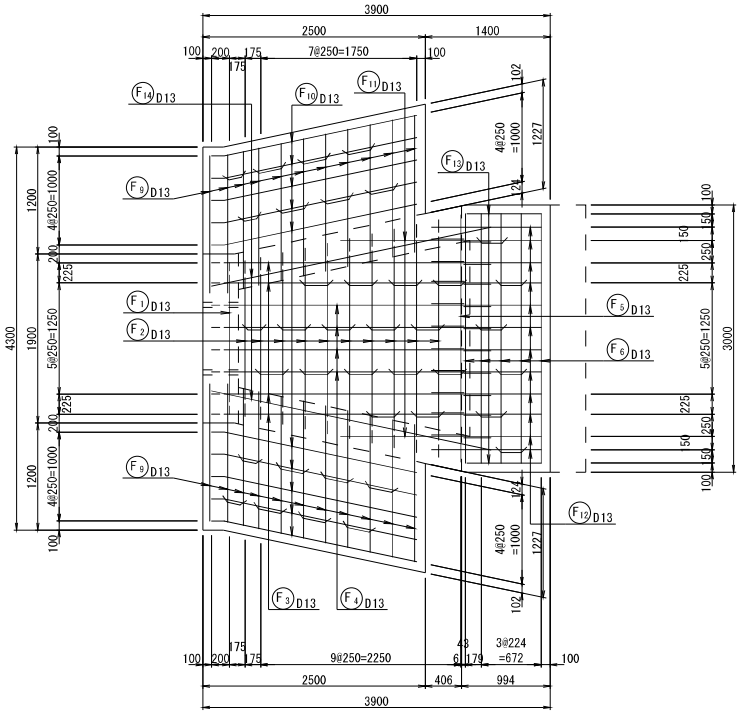

4 － 4

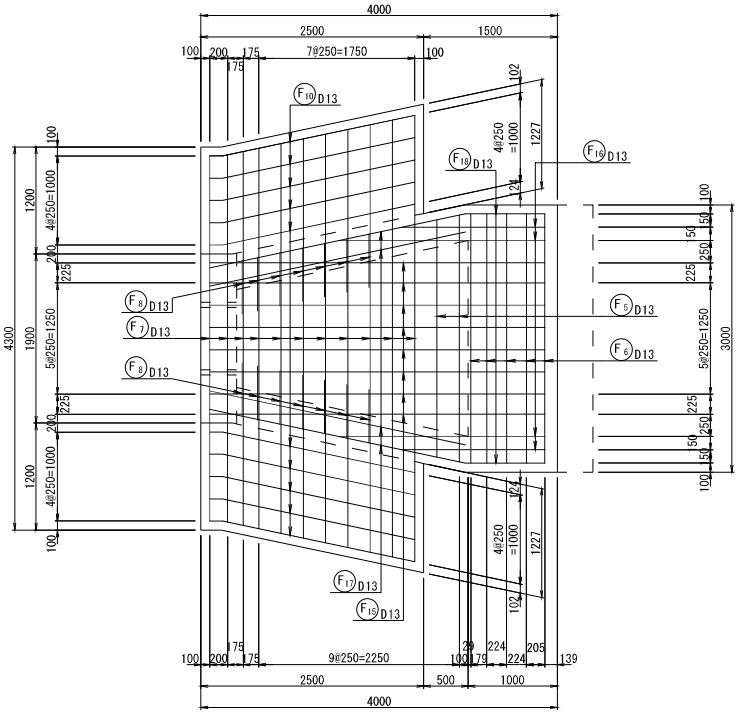

位置図

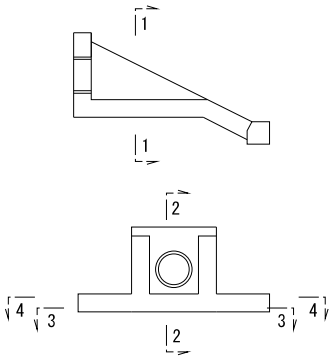

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-3 配筋図(1)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	19 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-3 配筋図(2)　S=1:30

No.48+4m（翼壁工）

5 － 5　6 － 6

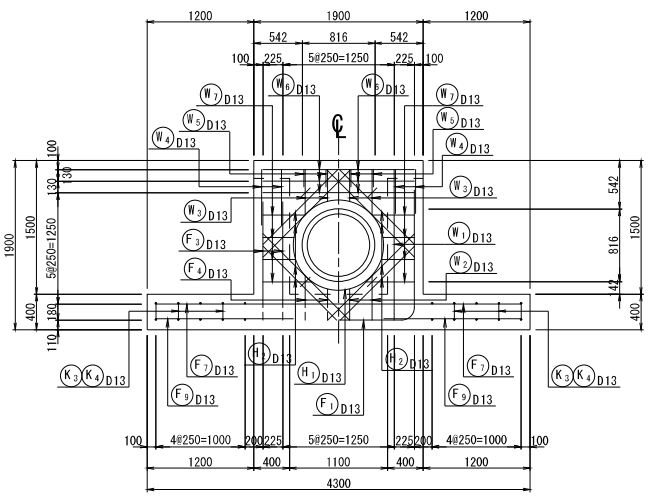

7 － 7

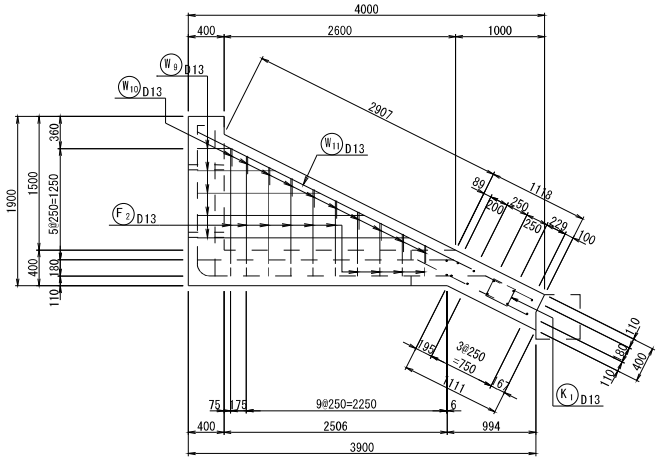

組立筋詳細図

S=1:10

側壁部

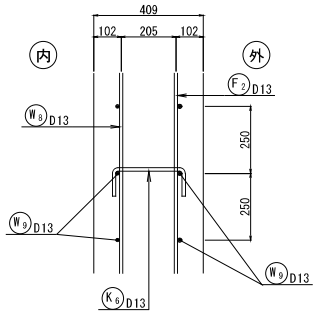

主鉄筋組立図

ctc=250

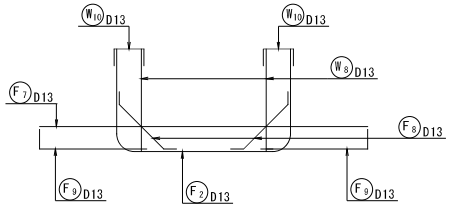

8 － 8

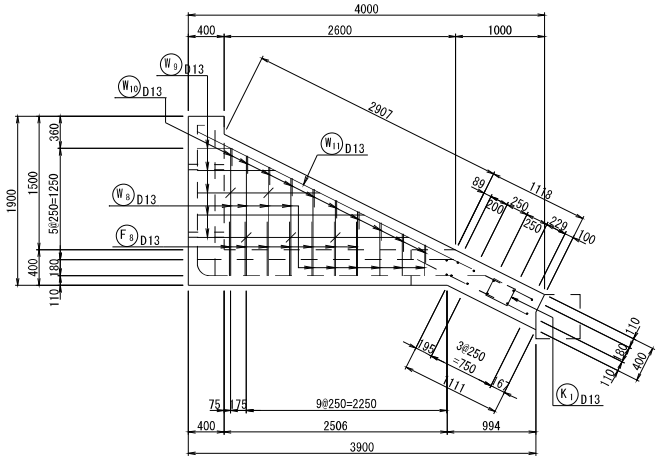

底版部

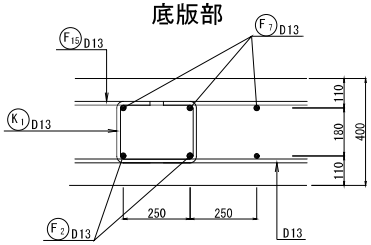

位置図

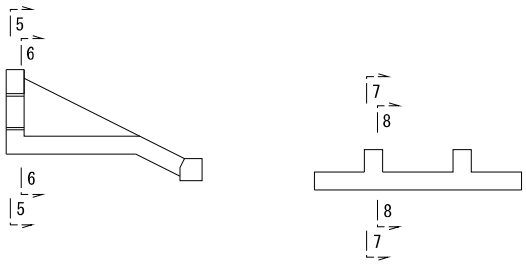

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-3 配筋図(2)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	20 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-3 配筋図(3)　S=1:30

No.48+4m（翼壁工）

加工図

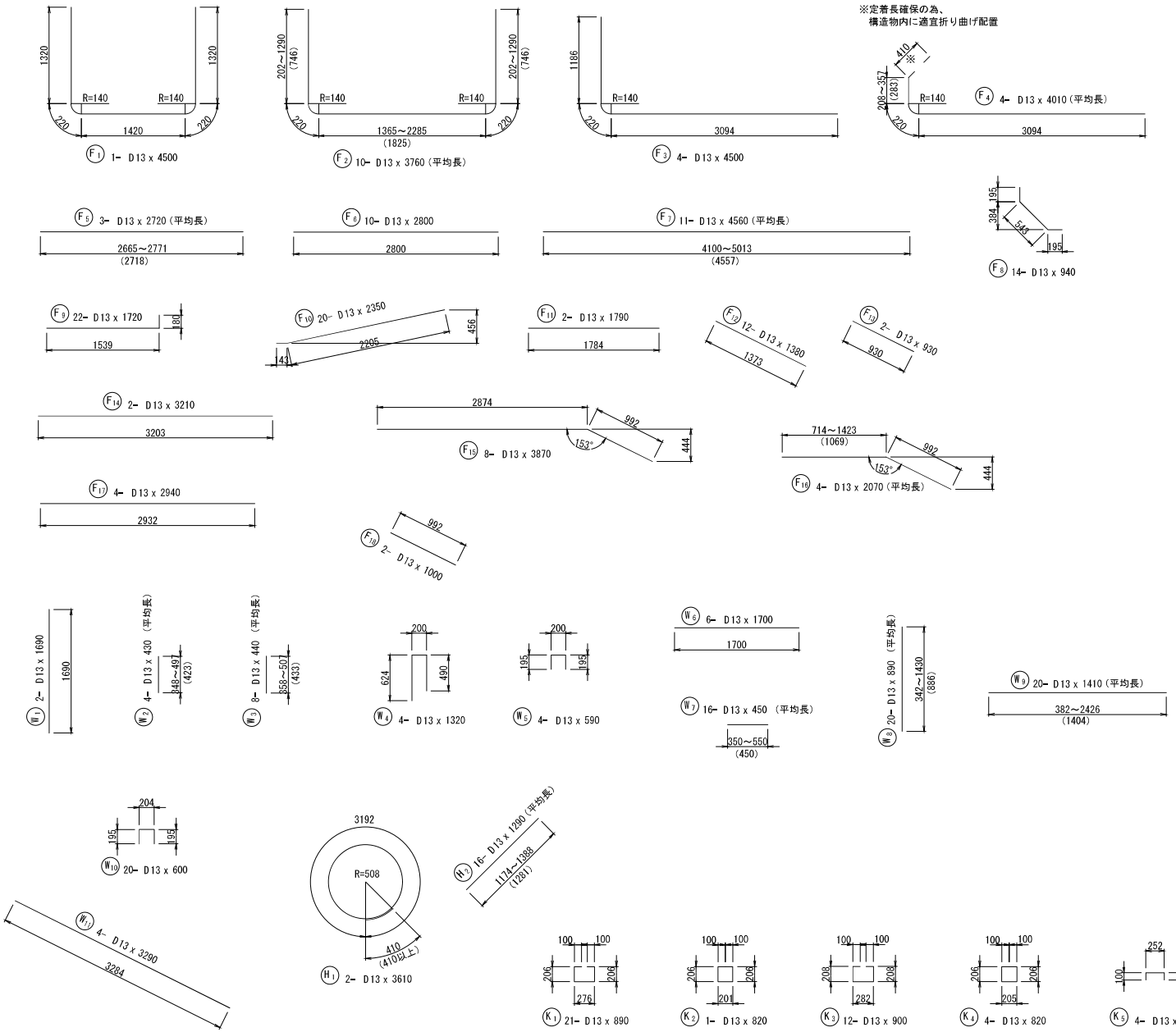

鉄筋質量表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	一本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
F 1	D13	4500	1	0.995	4.48	4	
2	D13	3760	10	0.995	3.74	37	平均長
3	D13	4500	4	0.995	4.48	18	
4	D13	4010	4	0.995	3.99	16	平均長
5	D13	2720	3	0.995	2.71	8	平均長
6	D13	2800	10	0.995	2.79	28	
7	D13	4560	11	0.995	4.54	50	平均長
8	D13	940	14	0.995	0.94	13	
9	D13	1720	22	0.995	1.71	38	
10	D13	2350	20	0.995	2.34	47	
11	D13	1790	2	0.995	1.78	4	
12	D13	1380	12	0.995	1.37	16	
13	D13	930	2	0.995	0.93	2	
14	D13	3210	2	0.995	3.19	6	
15	D13	3870	8	0.995	3.85	31	
16	D13	2070	4	0.995	2.06	8	平均長
17	D13	2940	4	0.995	2.93	12	
18	D13	1000	2	0.995	1.00	2	
					小計	340 kg	
W 1	D13	1690	2	0.995	1.68	3	
2	D13	430	4	0.995	0.43	2	平均長
3	D13	440	8	0.995	0.44	4	平均長
4	D13	1320	4	0.995	1.31	5	
5	D13	590	4	0.995	0.59	2	
6	D13	1700	6	0.995	1.69	10	
7	D13	450	16	0.995	0.45	7	平均長
8	D13	890	20	0.995	0.89	18	平均長
9	D13	1410	20	0.995	1.40	28	平均長
10	D13	600	20	0.995	0.60	12	
11	D13	3290	4	0.995	3.27	13	
					小計	104 kg	
H 1	D13	3610	2	0.995	3.59	7	
2	D13	1290	16	0.995	1.28	20	平均長
					小計	27 kg	
K 1	D13	890	21	0.995	0.89	19	
2	D13	820	1	0.995	0.82	1	
3	D13	900	12	0.995	0.90	11	
4	D13	820	4	0.995	0.82	3	
5	D13	460	4	0.995	0.46	2	
6	D13	460	10	0.995	0.46	5	
					小計	41 kg	
					D13	512 kg	
					合　計	512 kg	

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-3 配筋図(3)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	21 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-3 付帯/撤去工図

S=1:100

No.48+4m

平面図

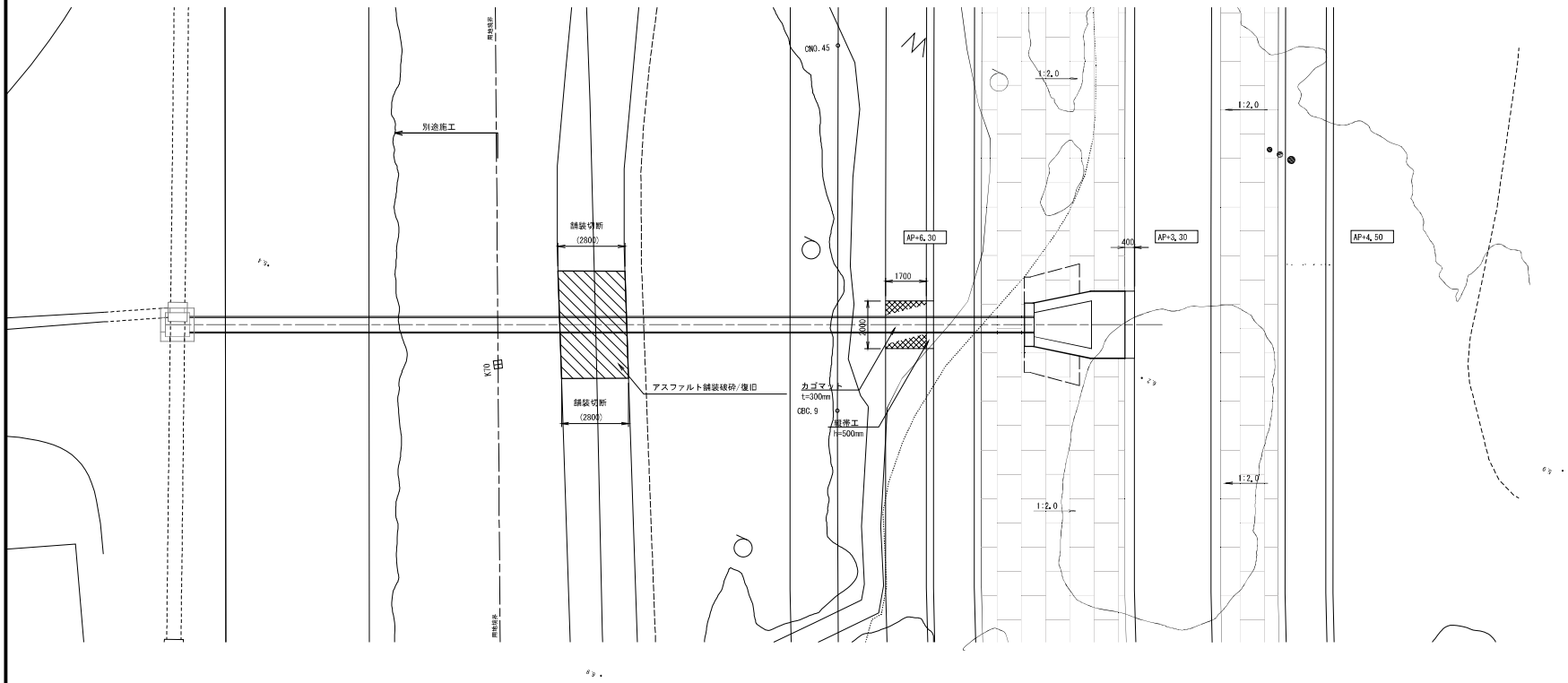

舗装構成図

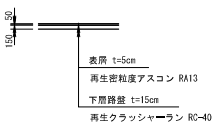

※既設舗装構成は推定のため施工時に確認の上適宜変更すること。
下層路盤は現場にて採取できた場合は再利用すること。

工事名	R7荒川第二調整池池内水路整備その6工事		
図面名	排水施設5-3 付帯/撤去工図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	S=1:100	図面番号	22 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 一般図　S=1:100

No. 50+4m

平面図

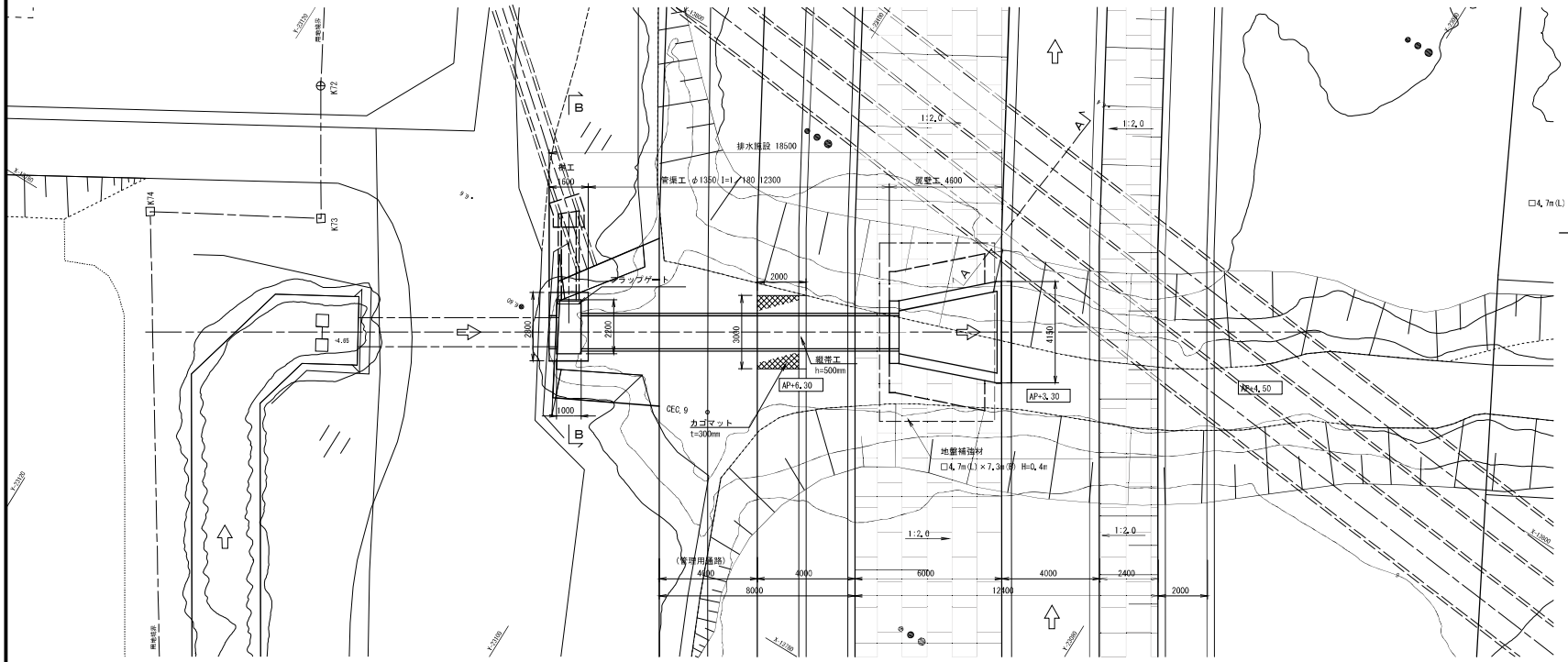

断面図 (A－A)

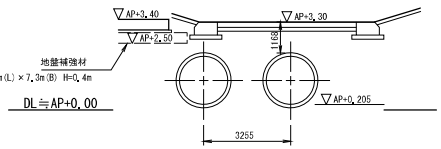

DL≒AP+0.00

断面図 (B－B)

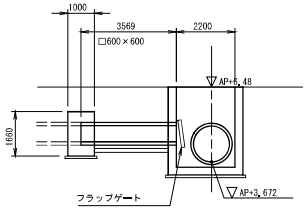

DL≒AP+0.00

標準断面図

縦断図

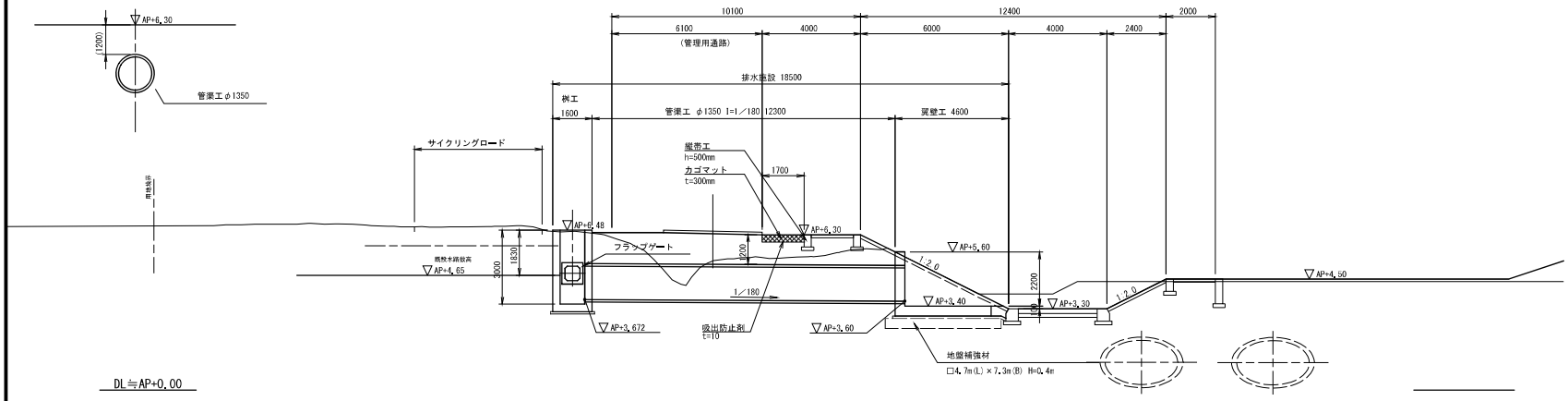

DL≒AP+0.00

注）支管の流入位置や断面は施工時に現地にて再確認すること

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 一般図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:100	図面番号	23 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 構造図(1)

S=1:30

No.50+4m(翼壁工)

縦断図

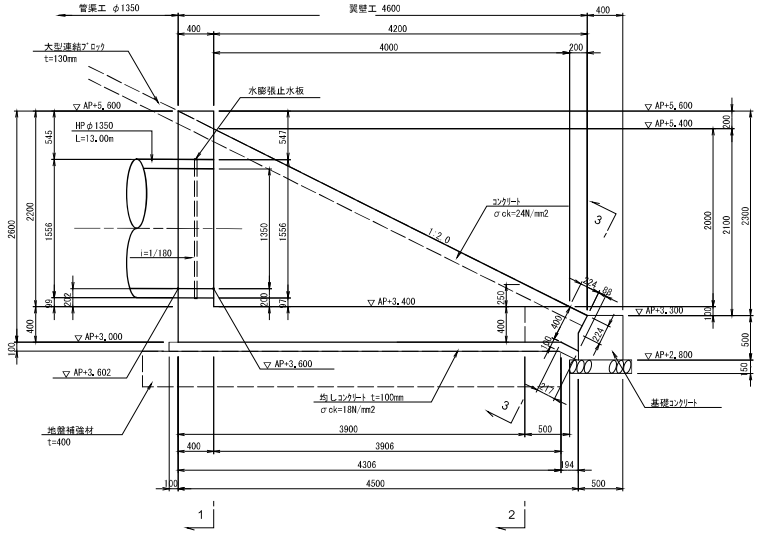

平面図

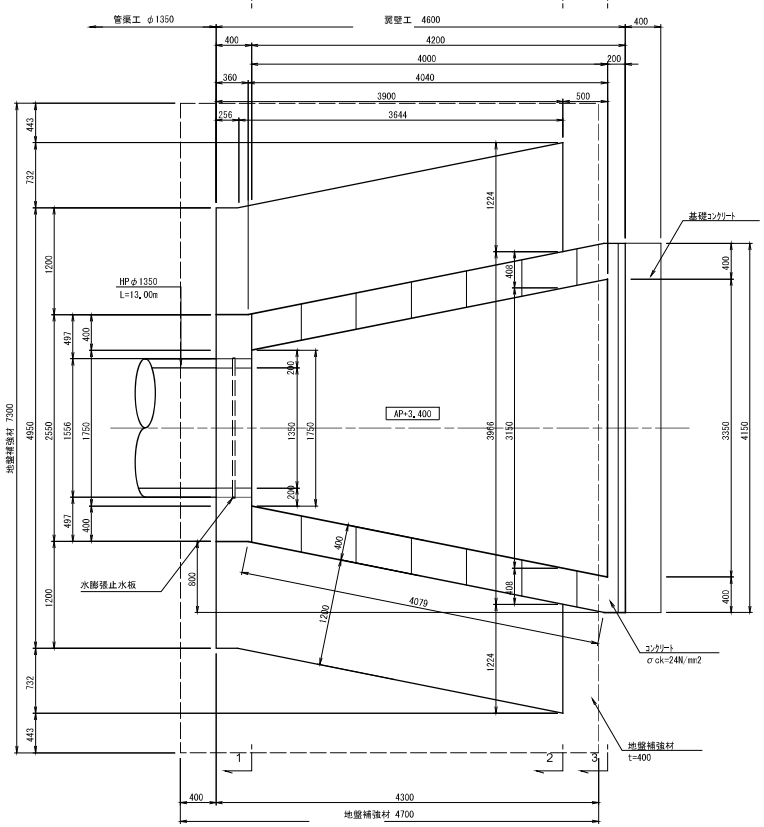

1-1

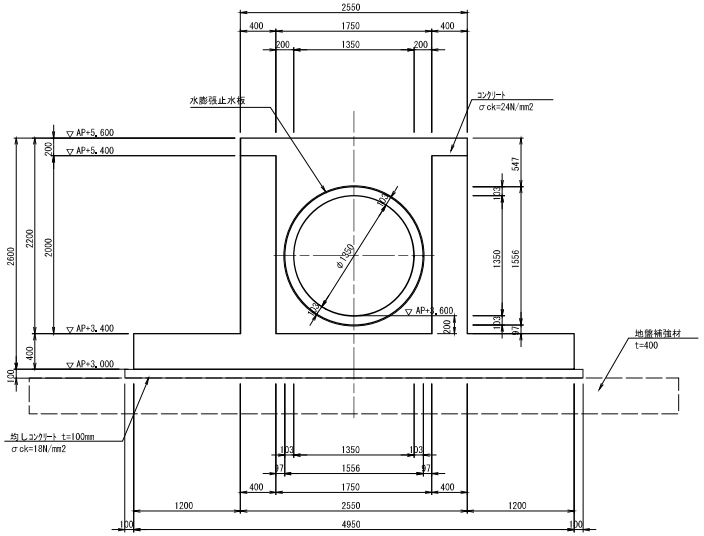

2-2

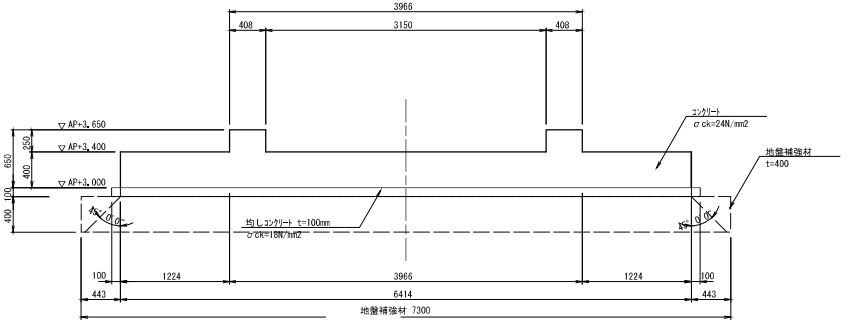

3-3

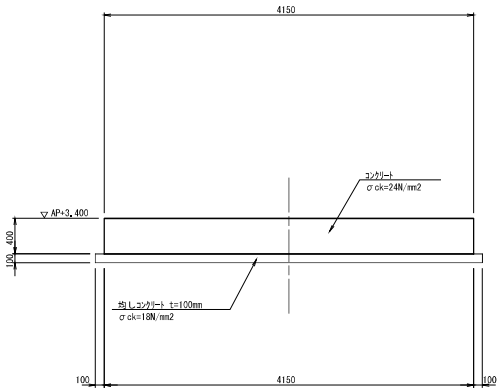

地盤補強材構造図

(翼壁工)

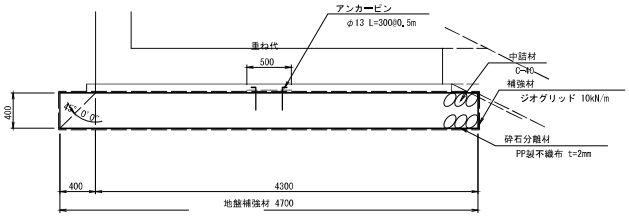

工事名	R7荒川第二調整池池内水路整備その6工事		
図面名	排水施設5-4 構造図(1)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	24 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 構造図(2)　S=1:30

No.50+4m(桝工)

平面図

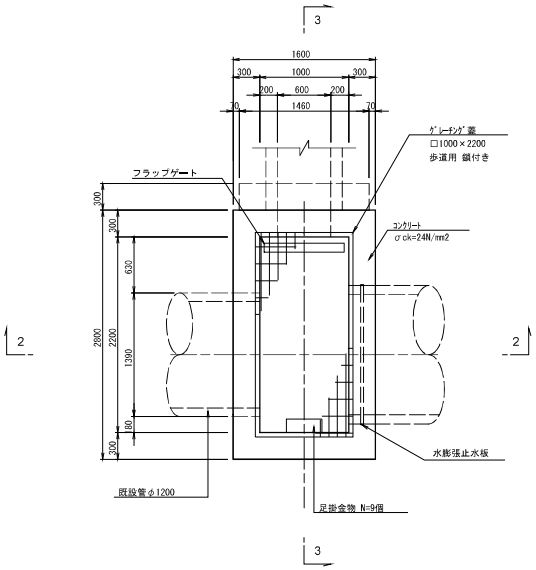

1-1

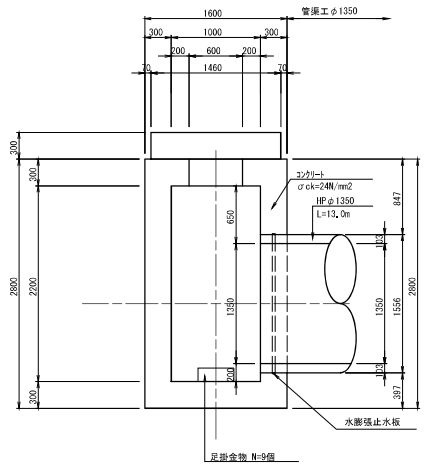

管渠工

HPφ1350 砂基礎

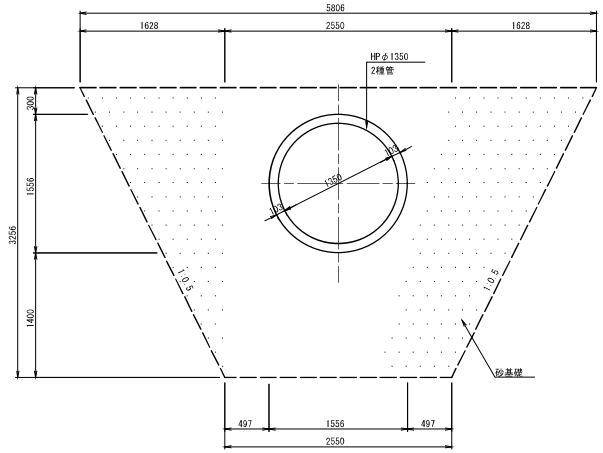

2-2

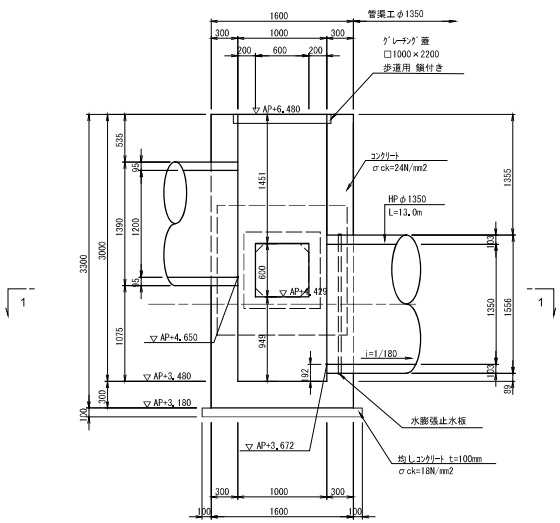

3-3

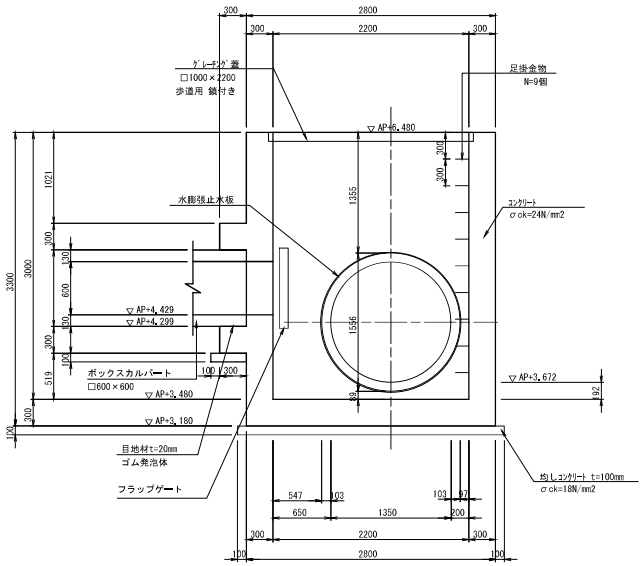

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 構造図(2)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	25 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 配筋図(1)

S=1:30

No.50+4m(翼壁工)

1 - 1

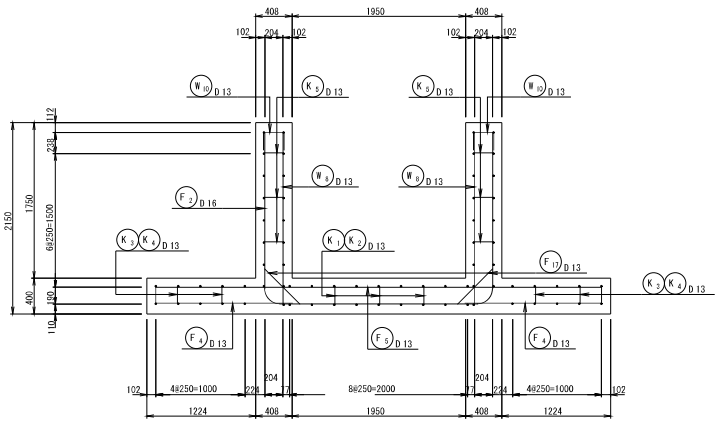

2 - 2

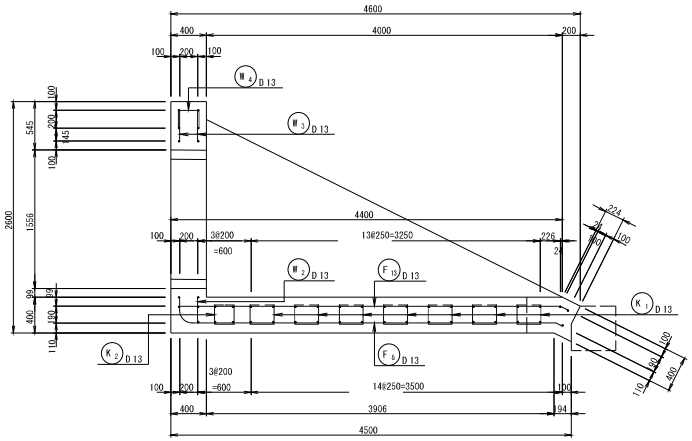

3 - 3

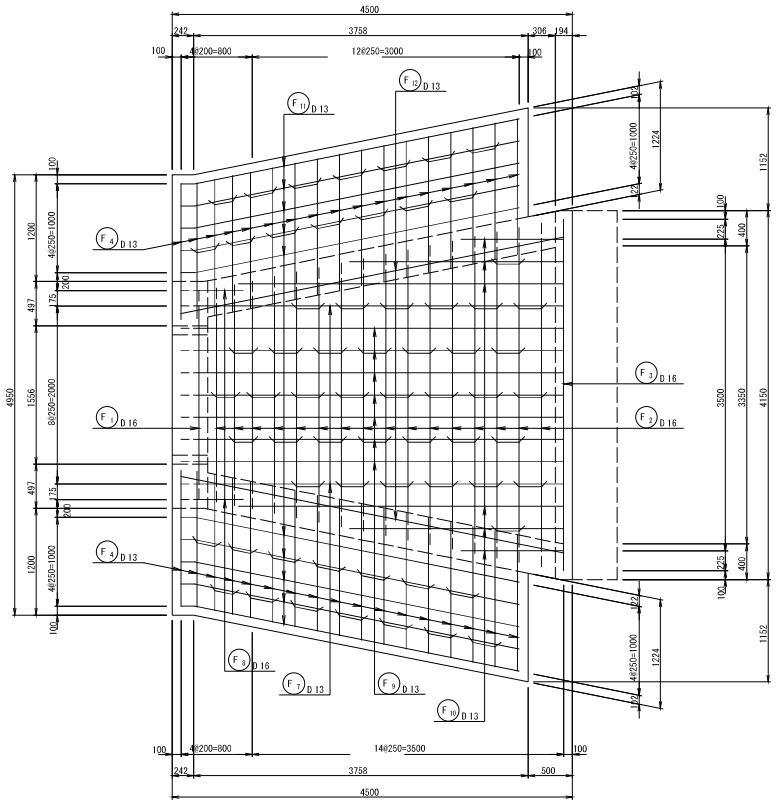

4 - 4

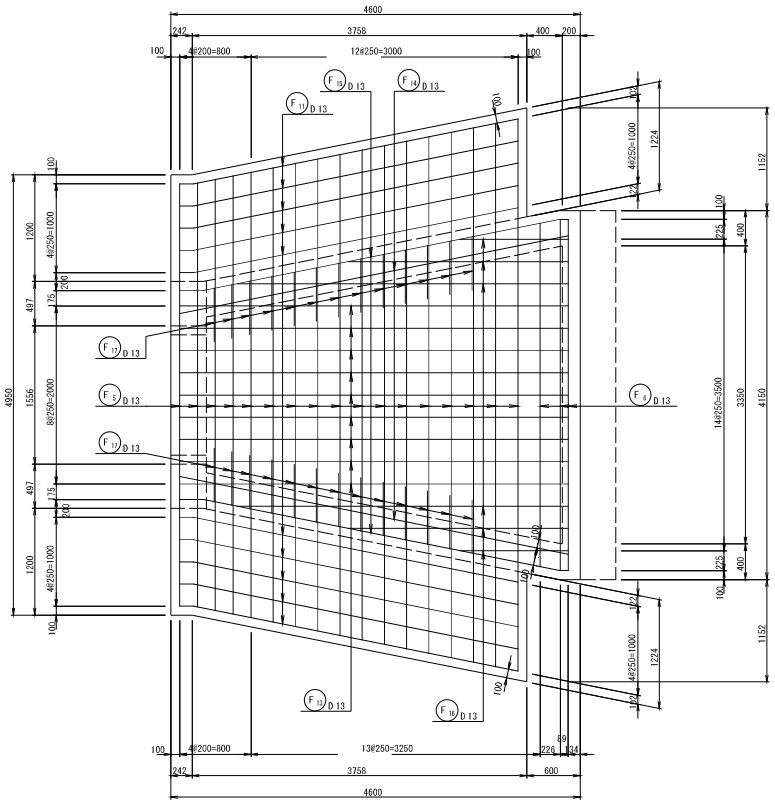

位置図

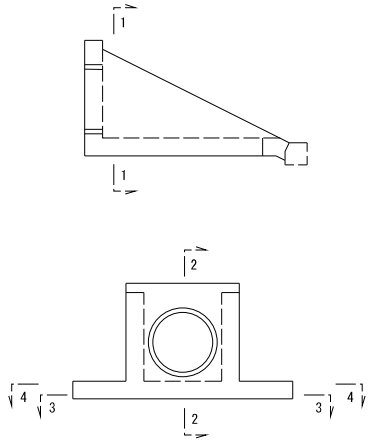

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 配筋図(1)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	26 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 配筋図(2)

S=1:30

No.50+4m(翼壁工)

5 － 5　　6 － 6

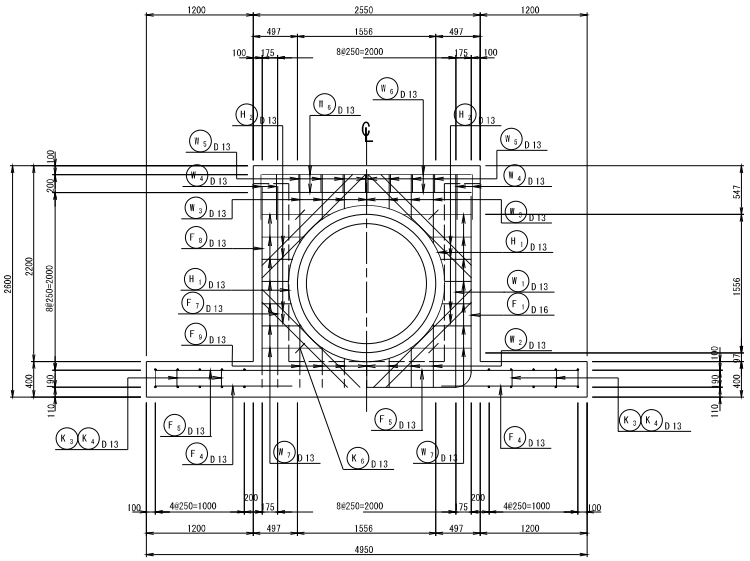

7 － 7

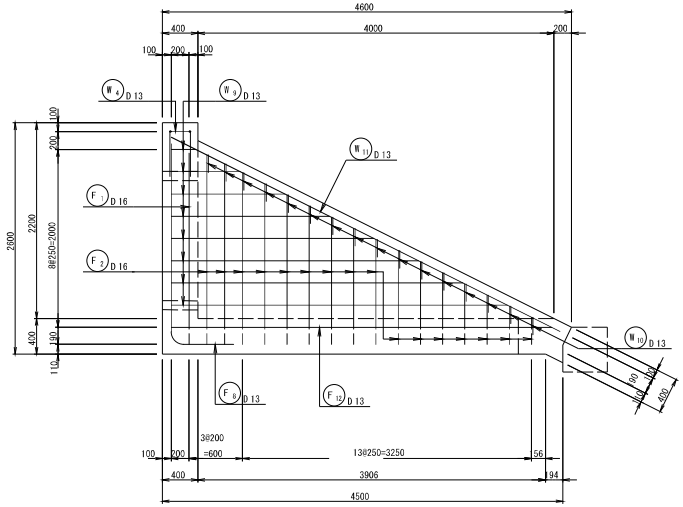

組立筋詳細図

S=1:10

側壁部

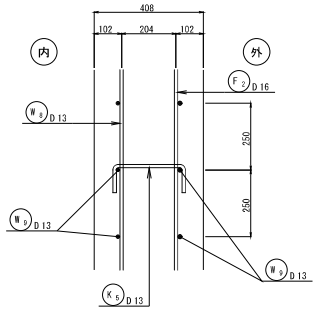

底版部

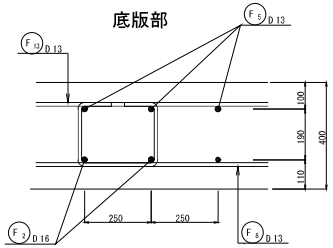

主鉄筋組立図

ctc=250

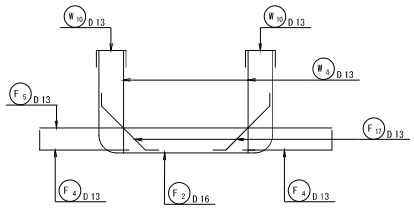

8 － 8

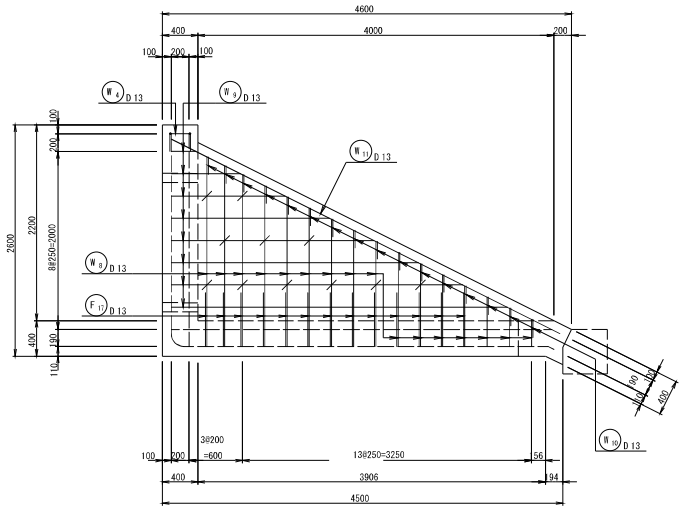

位置図

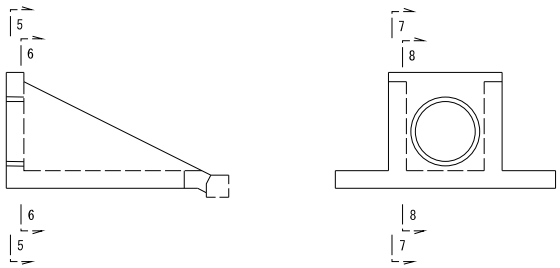

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 配筋図(2)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	27 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 配筋図(3)　S=1:30

No.50+4m(翼壁工)

加工図

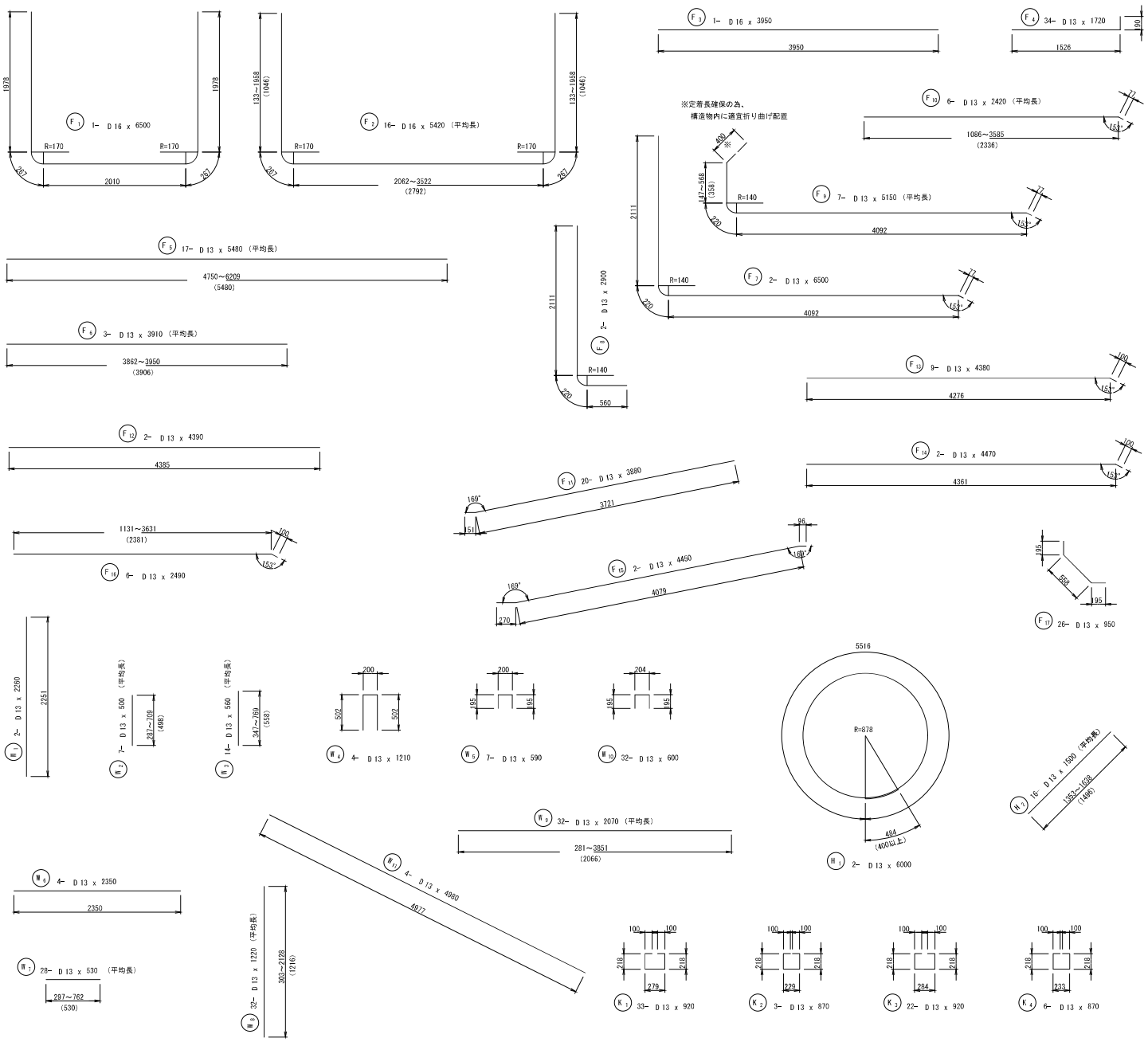

鉄筋質量表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	一本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
F 1	D16	6500	1	1.56	10.14	10	
2	D16	5420	16	1.56	8.46	135	平均長
3	D16	3950	1	1.56	6.16	6	
4	D13	1720	34	0.995	1.71	58	
5	D13	5480	17	0.995	5.45	93	平均長
6	D13	3910	3	0.995	3.89	12	平均長
7	D13	6500	2	0.995	6.47	13	
8	D13	2900	2	0.995	2.89	6	
9	D13	5150	7	0.995	5.12	36	
10	D13	2420	6	0.995	2.41	14	平均長
11	D13	3880	20	0.995	3.86	77	
12	D13	4390	2	0.995	4.37	9	
13	D13	4380	9	0.995	4.36	39	
14	D13	4470	2	0.995	4.45	9	
15	D13	4450	2	0.995	4.43	9	
16	D13	2490	6	0.995	2.48	15	平均長
17	D13	950	26	0.995	0.95	25	
					小計	566 kg	
W 1	D13	2260	2	0.995	2.25	5	
2	D13	500	7	0.995	0.50	4	平均長
3	D13	560	14	0.995	0.56	8	平均長
4	D13	1210	4	0.995	1.20	5	
5	D13	590	7	0.995	0.59	4	
6	D13	2350	4	0.995	2.34	9	
7	D13	530	28	0.995	0.53	15	平均長
8	D13	1220	32	0.995	1.21	39	平均長
9	D13	2070	32	0.995	2.06	66	平均長
10	D13	600	32	0.995	0.60	19	
11	D13	4980	4	0.995	4.96	20	
					小計	194 kg	
H 1	D13	6000	2	0.995	5.97	12	
2	D13	1500	16	0.995	1.49	24	平均長
					小計	36 kg	
K 1	D13	920	33	0.995	0.92	30	
2	D13	870	3	0.995	0.87	3	
3	D13	920	22	0.995	0.92	20	
4	D13	870	6	0.995	0.87	5	
5	D13	460	22	0.995	0.46	10	
6	D13	460	4	0.995	0.46	2	
					小計	70 kg	
					D16	151 kg	
					D13	715 kg	
					合計	866 kg	

工事名	R7荒川第二調整池池内水路整備その6工事		
図面名	排水施設5-4 配筋図(3)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	28 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 配筋図(4)

S=1:30

No.50+4m(桝工)

1 - 1

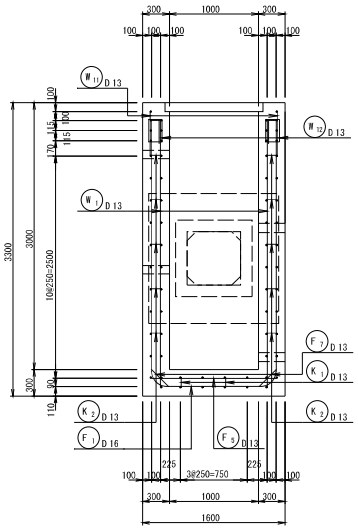

2 - 2

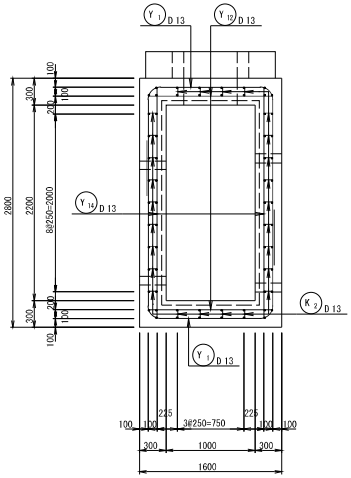

3 - 3

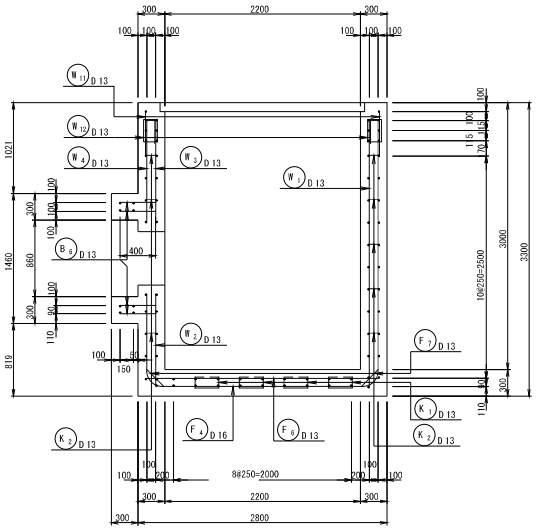

4 - 4

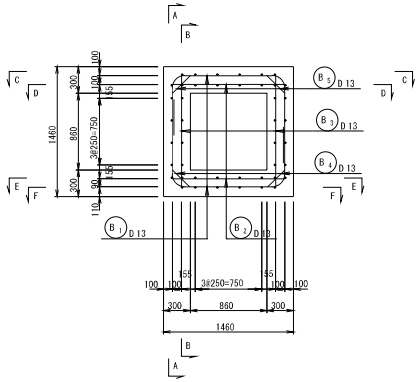

組立筋詳細図

S=1:10

竪壁部

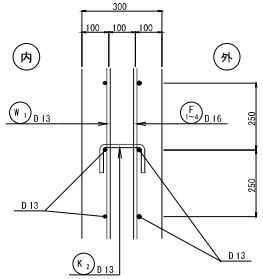

底版部

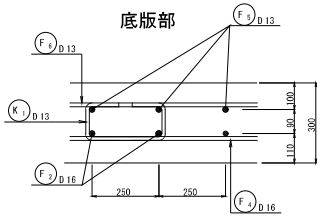

A - A

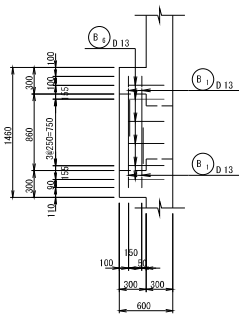

B - B

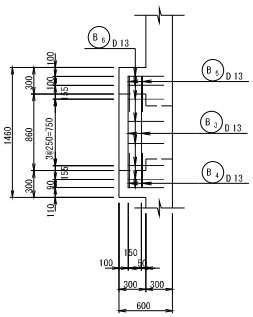

5 - 5

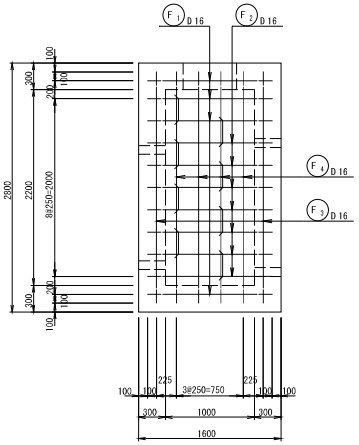

6 - 6

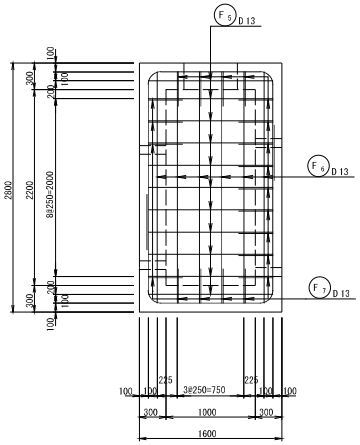

C - C　D - D

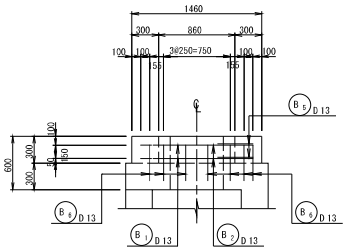

E - E　F - F

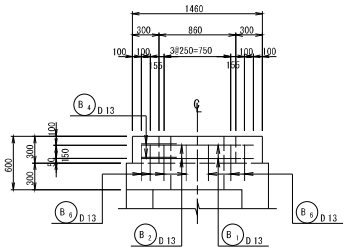

位置図

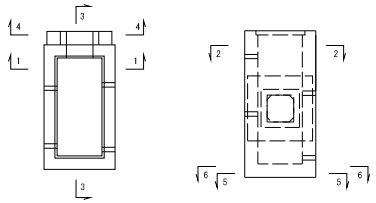

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 配筋図(4)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	29 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 配筋図(5)

S=1:30

No.50+4m(桝工)

9 - 9

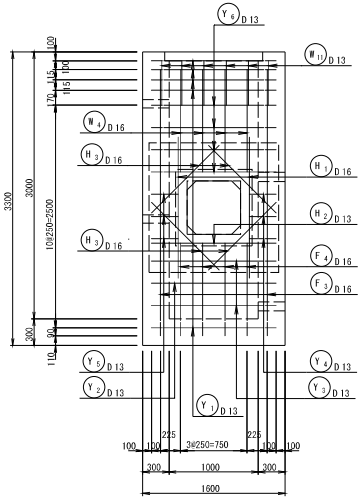

10 - 10

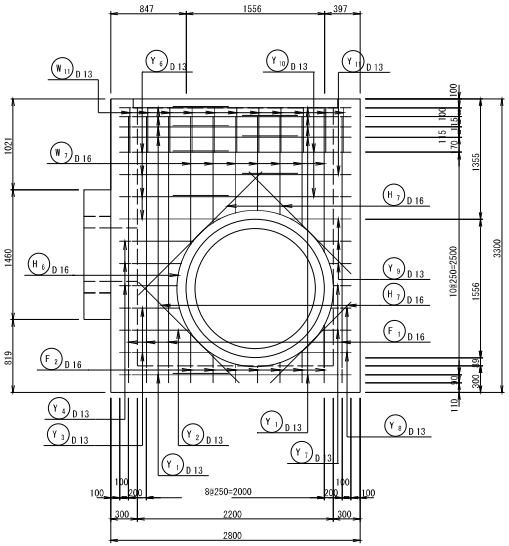

11 - 11

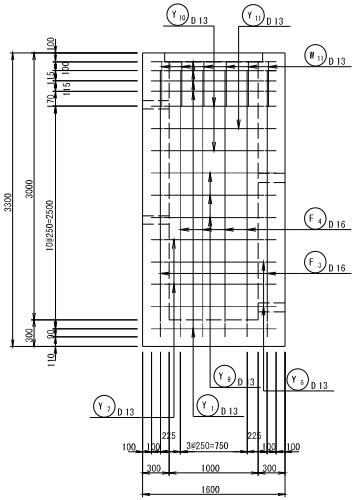

12 - 12

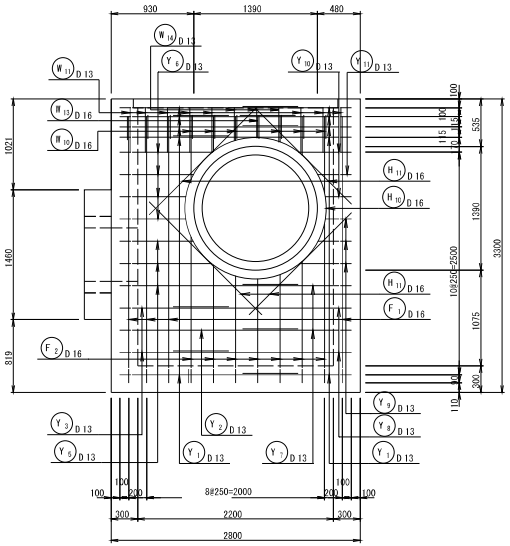

9' - 9'

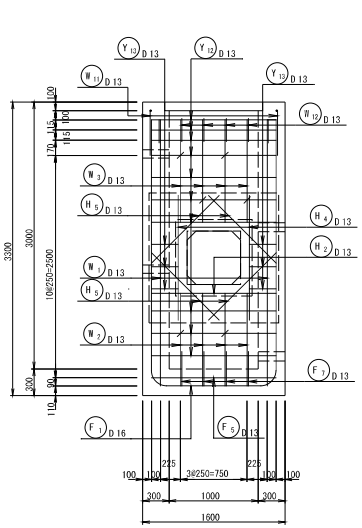

10' - 10'

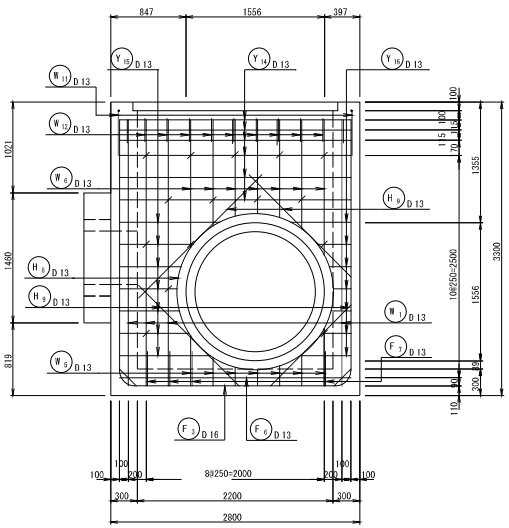

11' - 11'

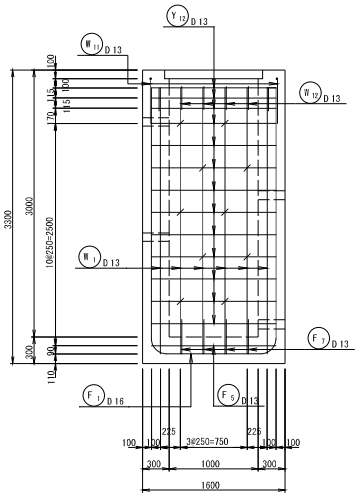

12' - 12'

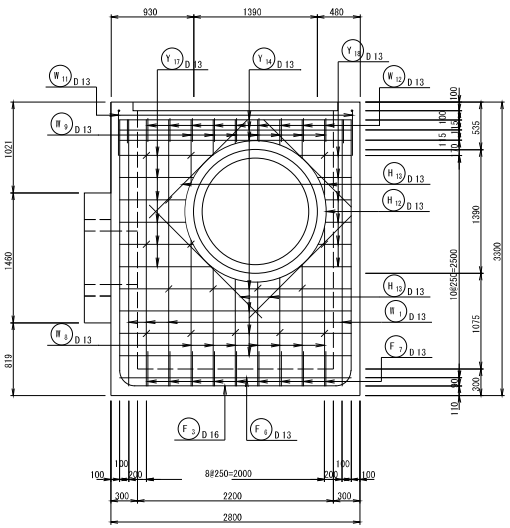

位置図

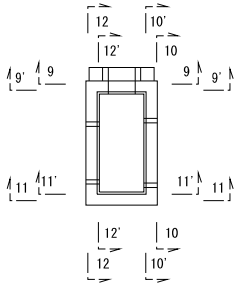

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 配筋図(5)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	30 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 配筋図(6)　S=1:30

No.50+4m(桝工)

加工図

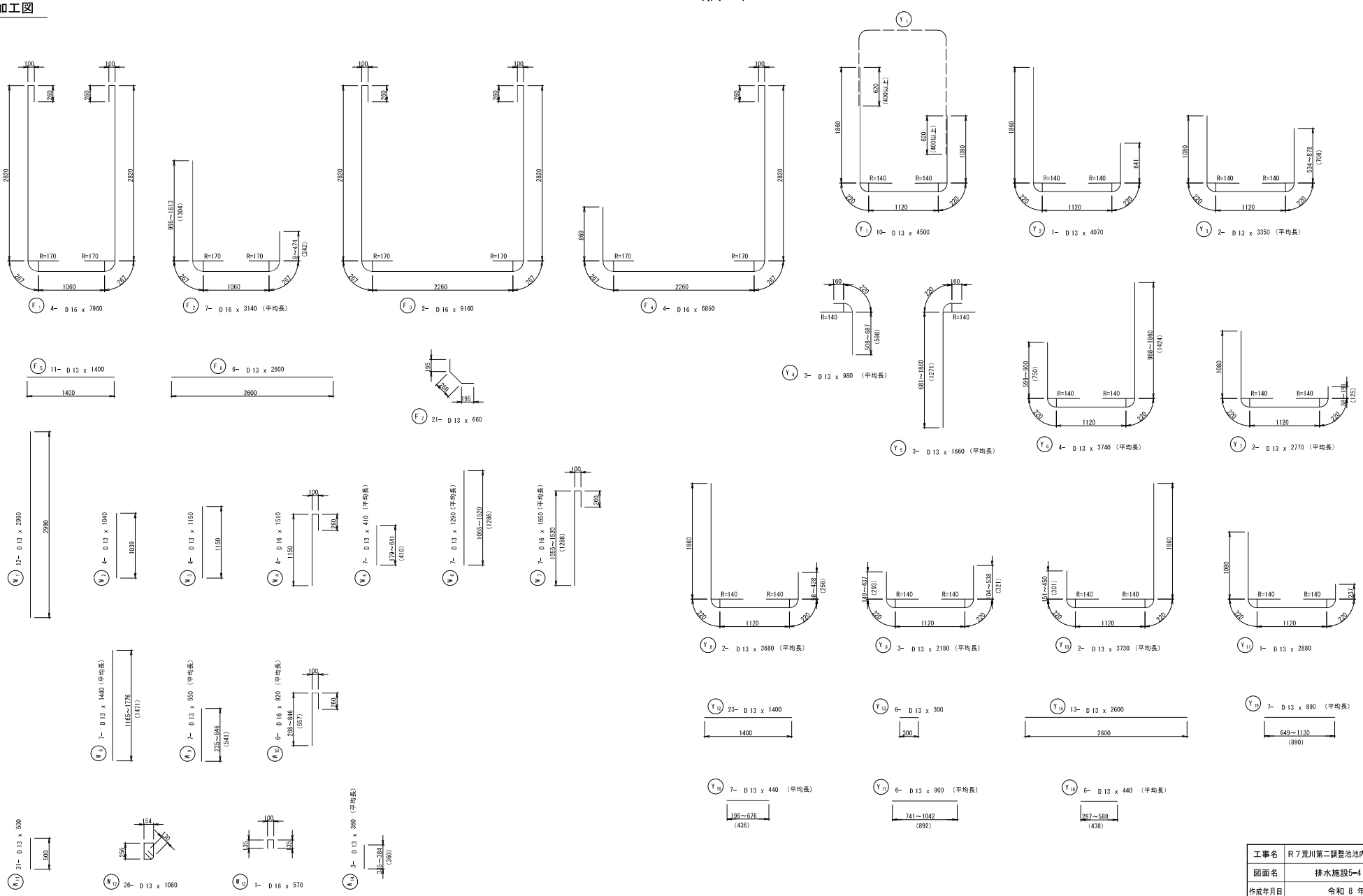

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 配筋図(6)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	31 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 配筋図(7)　S=1:30

No.50+4m(桝工)

加工図

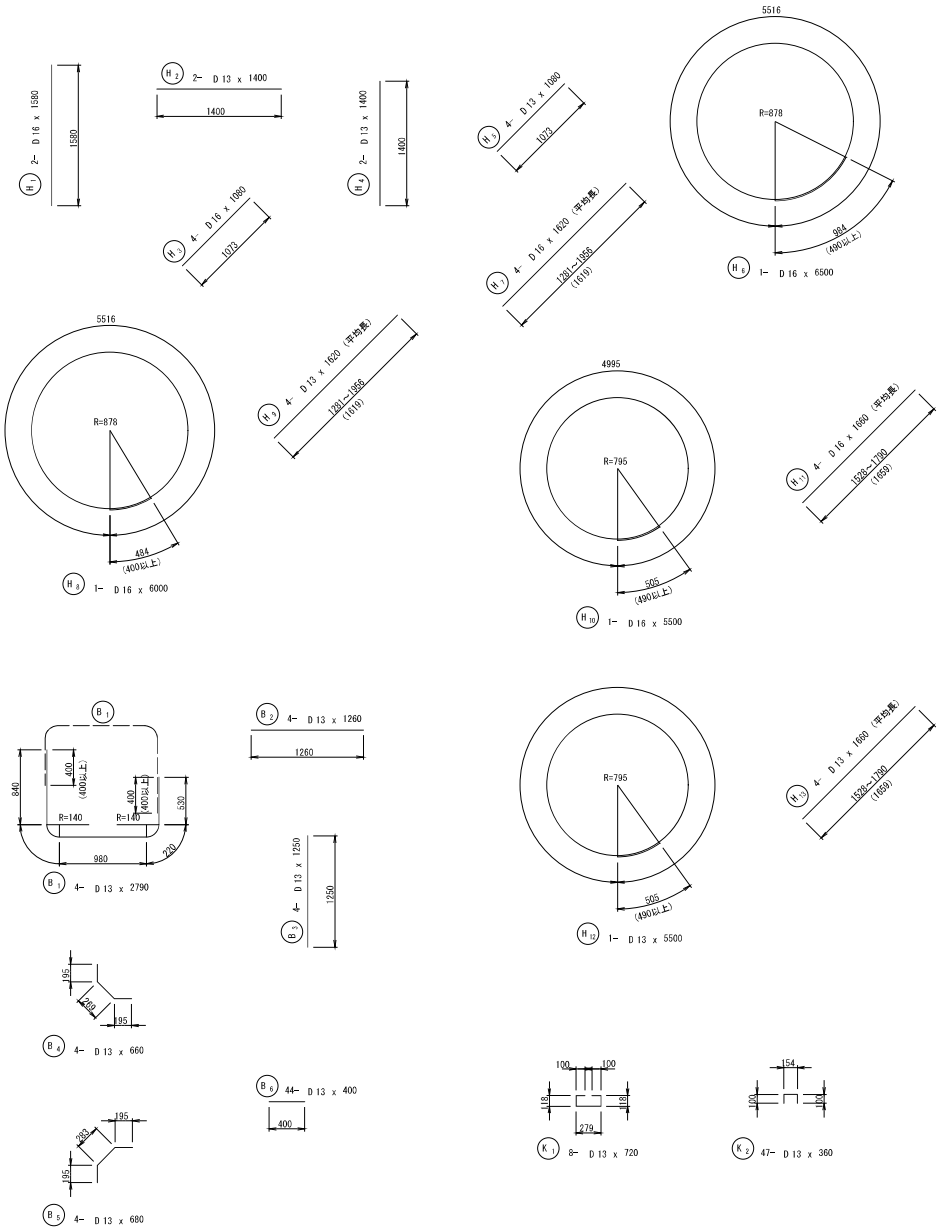

鉄筋質量表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	一本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
F 1	D16	7960	4	1.56	12.42	50	
2	D16	3140	7	1.56	4.90	34	平均長
3	D16	9160	2	1.56	14.29	29	
4	D16	6850	4	1.56	10.69	43	
5	D13	1400	11	0.995	1.39	15	
6	D13	2600	6	0.995	2.59	16	
7	D13	660	21	0.995	0.66	14	
					小計	201 kg	
W 1	D13	2990	12	0.995	2.98	36	
2	D13	1040	4	0.995	1.03	4	
3	D13	1150	4	0.995	1.14	5	
4	D16	1510	4	1.56	2.36	9	
5	D13	410	7	0.995	0.41	3	平均長
6	D13	1290	7	0.995	1.28	9	平均長
7	D16	1650	7	1.56	2.57	18	平均長
8	D13	1480	7	0.995	1.47	10	平均長
9	D13	550	7	0.995	0.55	4	平均長
10	D16	920	6	1.56	1.44	9	平均長
11	D13	500	31	0.995	0.50	16	
12	D13	1080	26	0.995	1.07	28	
13	D16	570	1	1.56	0.89	1	
14	D13	360	3	0.995	0.36	1	平均長
					小計	153 kg	
Y 1	D13	4500	10	0.995	4.48	45	
2	D13	4070	1	0.995	4.05	4	
3	D13	3350	2	0.995	3.33	7	平均長
4	D13	980	3	0.995	0.98	3	平均長
5	D13	1660	3	0.995	1.65	5	平均長
6	D13	3740	4	0.995	3.72	15	平均長
7	D13	2770	2	0.995	2.76	6	平均長
8	D13	3680	2	0.995	3.66	7	平均長
9	D13	2180	3	0.995	2.17	7	平均長
10	D13	3730	2	0.995	3.71	7	平均長
11	D13	2880	1	0.995	2.87	3	
12	D13	1400	23	0.995	1.39	32	
13	D13	300	6	0.995	0.30	2	
14	D13	2600	13	0.995	2.59	34	
15	D13	890	7	0.995	0.89	6	平均長
16	D13	440	7	0.995	0.44	3	平均長
17	D13	900	6	0.995	0.90	5	平均長
18	D13	440	6	0.995	0.44	3	平均長
					小計	194 kg	

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	一本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
H 1	D16	1580	2	1.56	2.46	5	
2	D13	1400	2	0.995	1.39	3	
3	D13	1080	4	1.56	1.68	7	
4	D13	1400	2	0.995	1.39	3	
5	D13	1080	4	0.995	1.07	4	
6	D16	6500	1	1.56	10.14	10	
7	D16	1620	4	1.56	2.53	10	平均長
8	D13	6000	1	0.995	5.97	6	
9	D13	1620	4	0.995	1.61	6	平均長
10	D16	5500	1	1.56	8.58	9	
11	D16	1660	4	1.56	2.59	10	平均長
12	D13	5500	1	0.995	5.47	5	
13	D13	1660	4	0.995	1.65	7	平均長
					小計	85 kg	
B 1	D13	2790	4	0.995	2.78	11	
2	D13	1260	4	0.995	1.25	5	
3	D13	1250	4	0.995	1.24	5	
4	D13	660	4	0.995	0.66	3	
5	D13	680	4	0.995	0.68	3	
6	D13	400	44	0.995	0.40	18	
					小計	45 kg	
K 1	D13	720	8	0.995	0.72	6	
2	D13	360	47	0.995	0.36	17	
					小計	23 kg	
					D16	244 kg	
					D13	457 kg	
					合　計	701 kg	

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 配筋図(7)		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:30	図面番号	32 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

フラップゲート詳細図　S=1:4

（排水施設5-4）No.50+4m

正面図/側面図

(S=1/4)

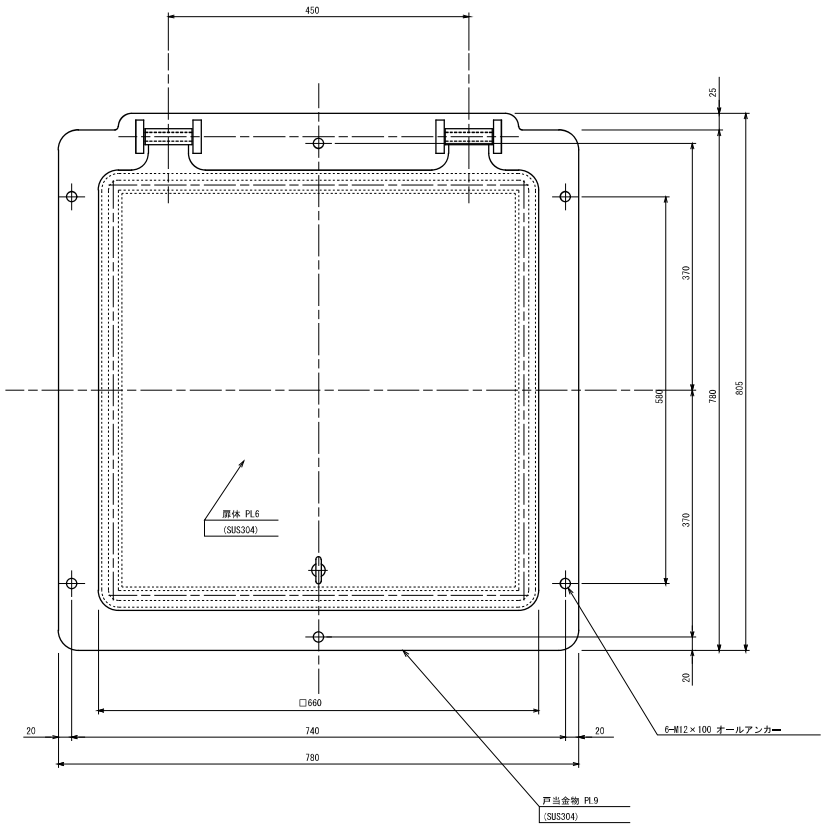

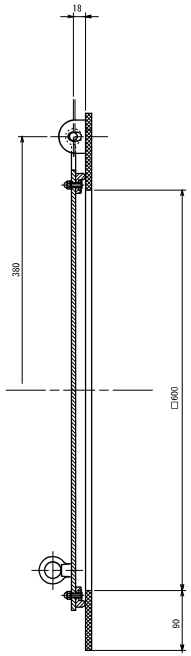

断面詳細

S=1/2

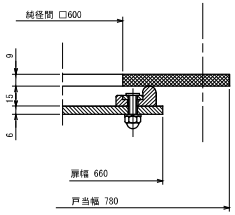

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	フラップゲート詳細図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	図 示	図面番号	33 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

排水施設5-4 付帯/撤去工図　S=1:100

No. 50+4m

平面図

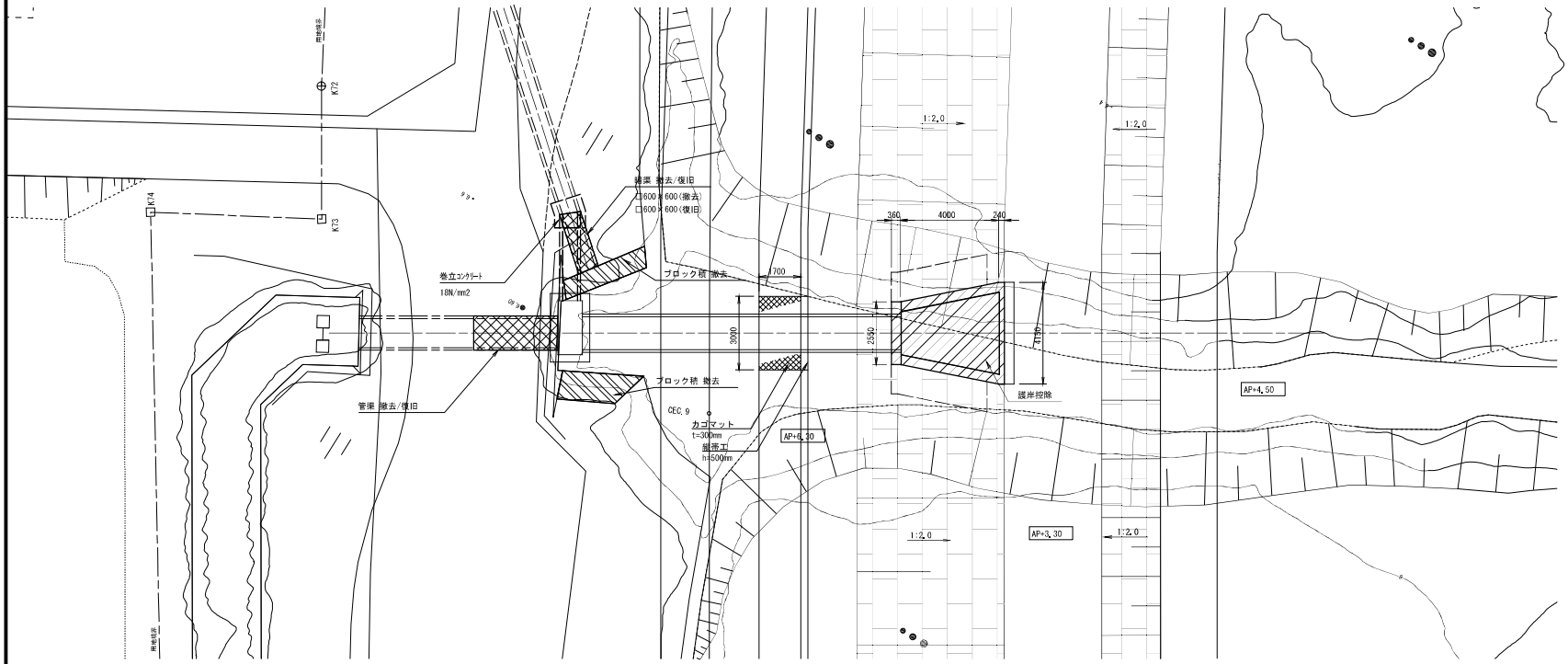

φ1200構造図

S=1:30

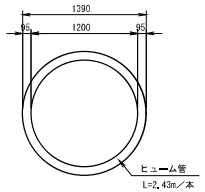

□600×600構造図

S=1:30

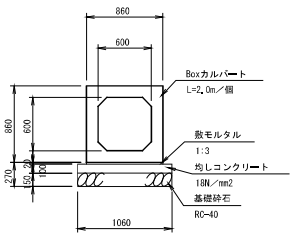

ブロック積構造図

S=1:30

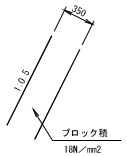

ｺﾝｸﾘｰﾄ巻立構造図

S=1:30

平面図

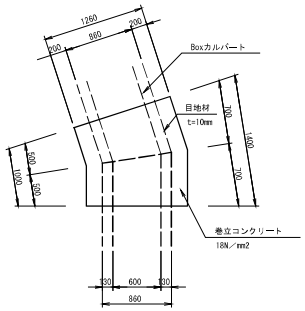

断面図

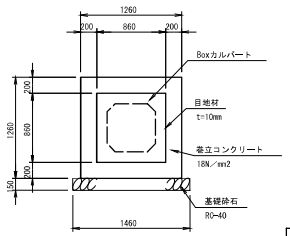

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	排水施設5-4 付帯/撤去工図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	図 示	図面番号	34 / 34
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

仮設工図(1)（参考図）S=1:1000

施工区間：No.45～No.51
（仮排水路）

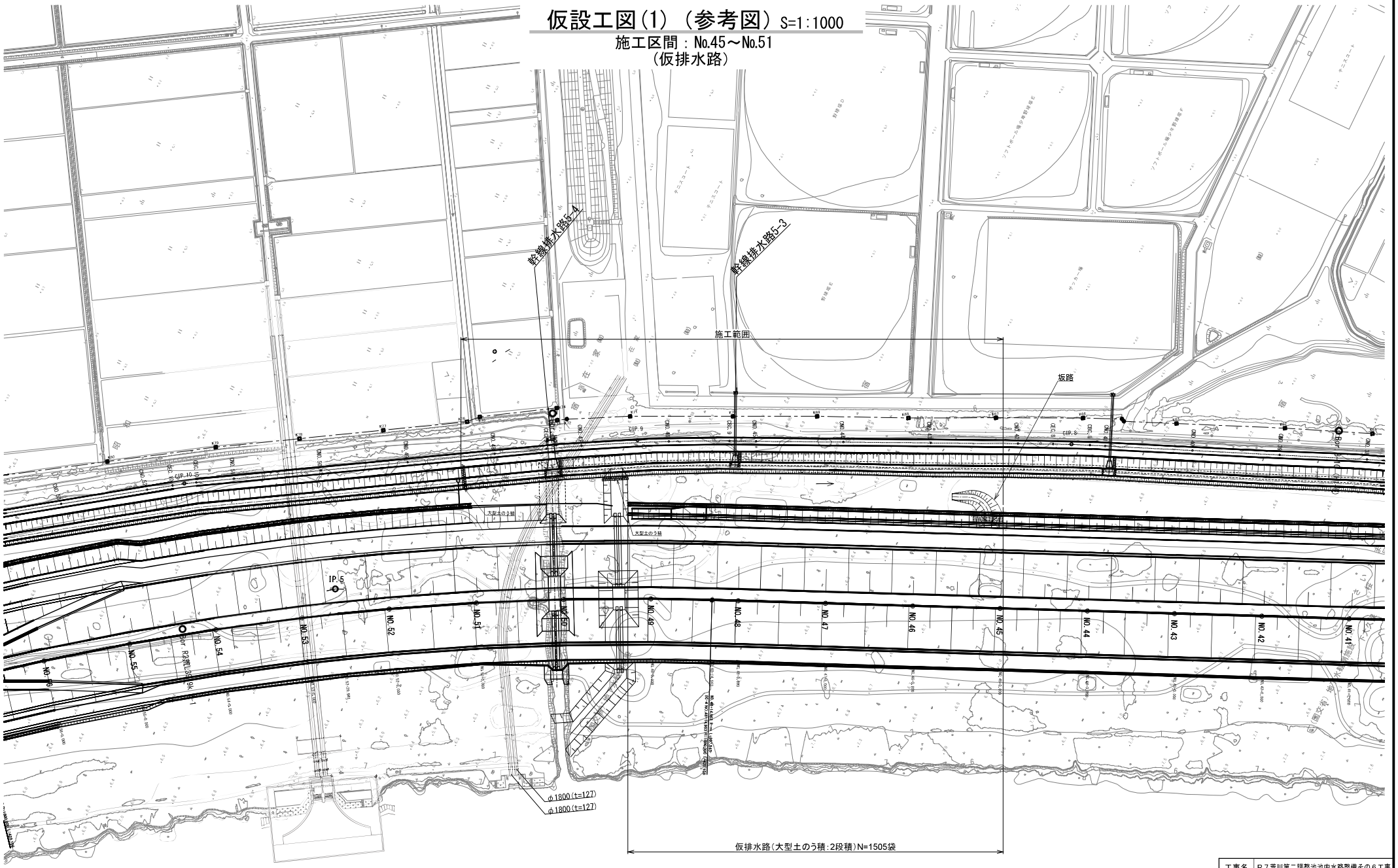

註）囲繞堤の法尻線は管理盛土に対して描いたものである。

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	仮設工図(1)（参考図）		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	S=1:1000	図面番号	参の１
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省荒川調節池工事事務所		

仮設工図(2)（参考図）S=1:250

横断図

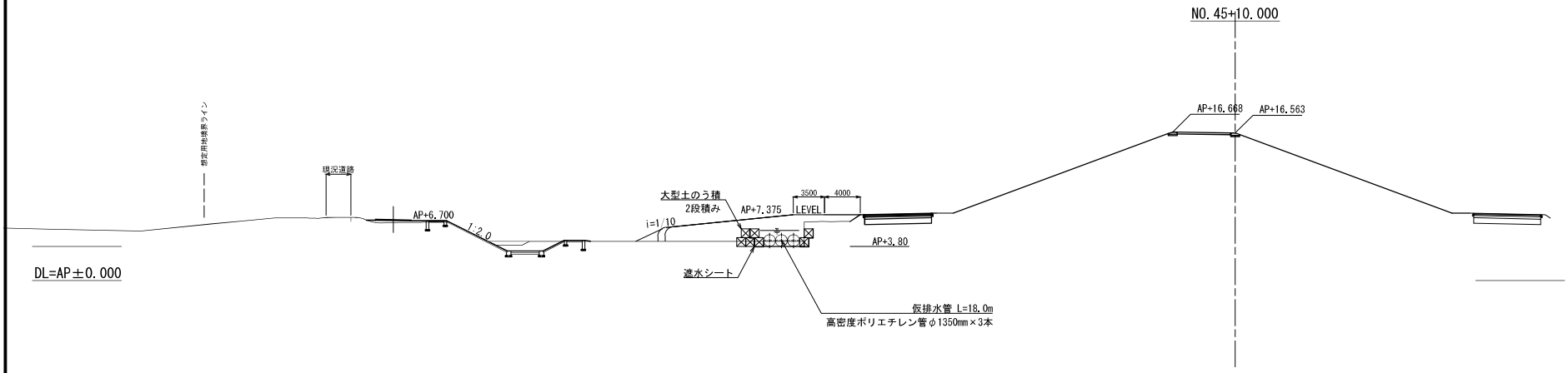

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	仮設工図(2)（参考図）		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1:250	図面番号	参の２
会社名			
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

仮設工図(3)（参考図）

池内水路仮設坂路　NO.45

平面図 S=1:200

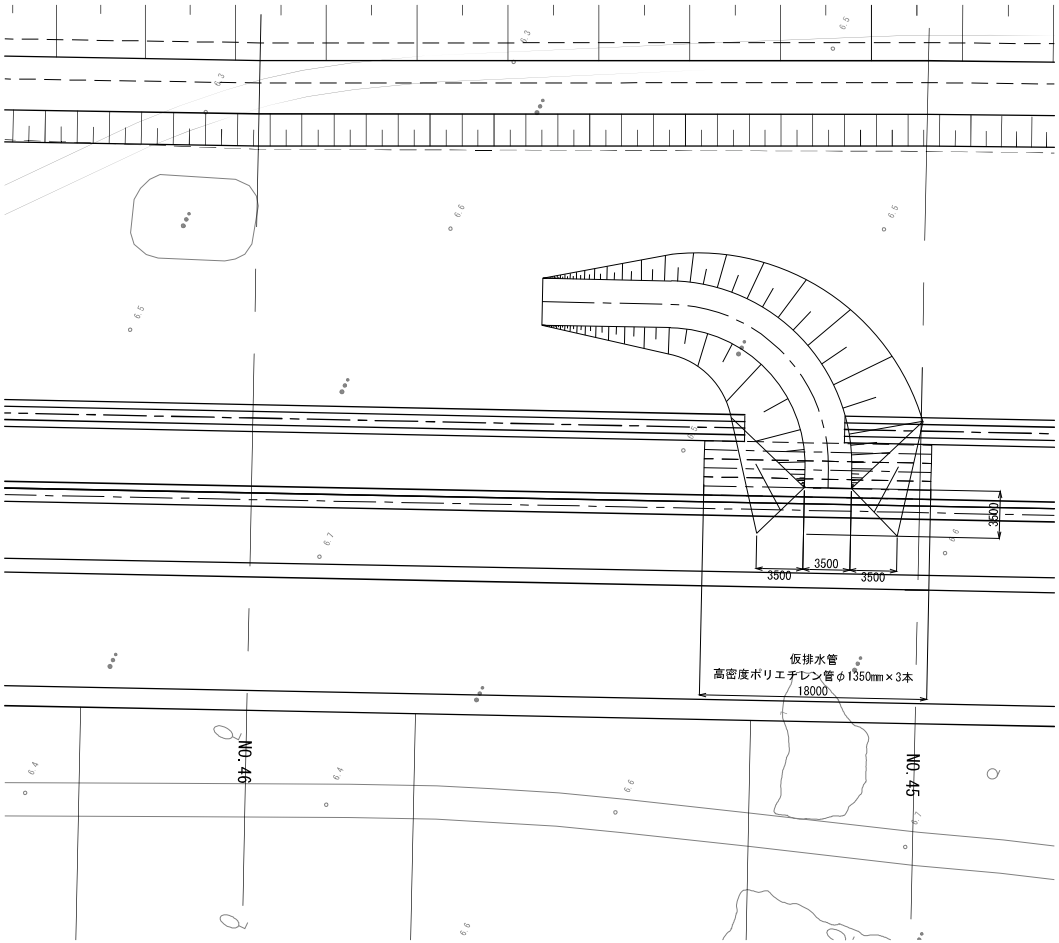

坂路工構造図 S=1:100

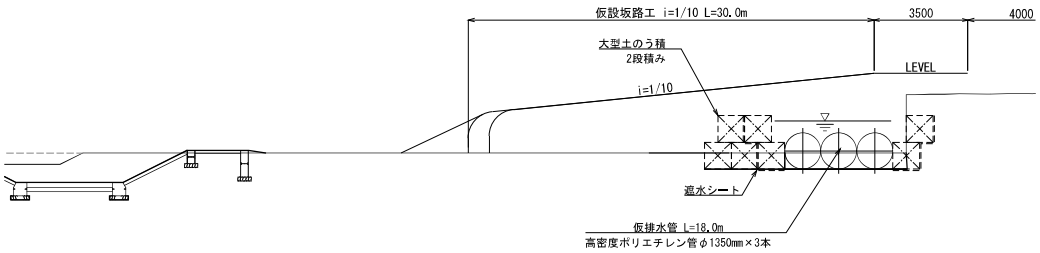

坂路工横断図 S=1:100

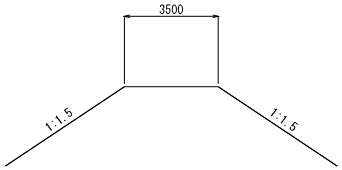

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	仮設工図(3)（参考図）		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	図 示	図面番号	参の３
会社名			
事業者名	国土交通省荒川調節池工事事務所		

仮設工図(4)（参考図）

No.50+4m

平面図　S=1:500

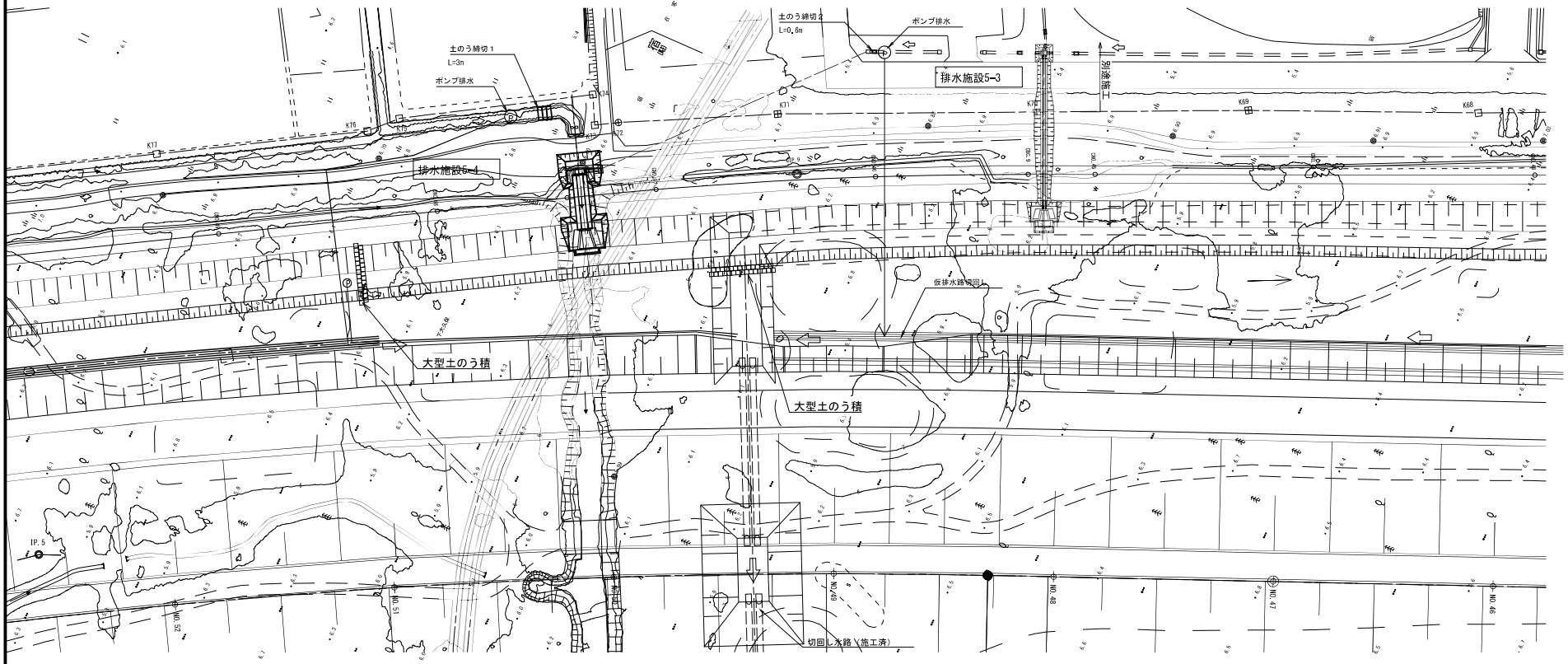

土のう締切１断面図　S=1:100

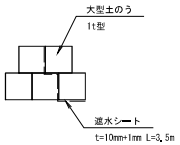

土のう締切２断面図　S=1:100

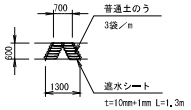

工事名	R７荒川第二調整池池内水路整備その６工事		
図面名	仮設工図(4)（参考図）		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	図 示	図面番号	参の４
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		